

橋本市自治基本条例策定委員会 報告書  
資料編

平成 30 年 3 月

橋本市自治基本条例策定委員会

## 目次

資料1	橋本市自治基本条例策定委員会条例	2
資料2	橋本市自治基本条例策定委員会委員名簿	4
資料3	橋本市自治基本条例策定委員会 会議録	5
	第1回…5 第2回…19 第3回…31 第4回…48	
	第5回…55 第6回…63 第7回…70 第8回…79	
資料4	橋本市自治基本条例策定委員会小委員会からの報告書	87
資料5	橋本市自治基本条例策定委員会パートナーからの意見	106
資料6	たすけ愛はしもとフォーラムで実施したアンケート結果	109
資料7	第2回まちづくりタウンミーティング開催結果 (開催状況、ワークシート、アンケート結果)	112
資料8	(仮称)橋本市自治基本条例についてのアンケート (まちづくりのためのアンケート調査及び 橋本市インターネット政策モニターアンケート結果)	139
資料9	中間素案に対する意見募集	144
資料10	意見募集に係る意見に対する策定委員会の考え方	156
資料11	まちづくりシンポジウム開催結果 (開催状況、ワークシート、アンケート結果、使用資料)	167
資料12	広報はしもと掲載記事	192
資料13	橋本市議会基本条例	195

## 資料 1

## 橋本市自治基本条例策定委員会条例

## (設置)

第 1 条 本市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市民参画や市政運営に関する基本的な事項を定める自治基本条例(以下「条例」という。)の制定へ向けて、必要な事項を検討するため、橋本市自治基本条例策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 条例の制定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) その他条例の制定に関し必要と認められること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 市民公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から条例制定の日までとする。ただし、前条第 2 項第 2 号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命された委員が任期満了の前にその職を失ったときは、当該委員の任期は当該職を失った日の前日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月4日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、第1条に掲げる自治基本条例の制定の日に、その効力を失う。

## 資料 2

## 橋本市自治基本条例策定委員会委員名簿（敬称略）

区分		団体・役職	氏名
1号 委員	学識経験者	和歌山大学名誉教授	堀内 秀雄
	〃	和歌山大学生涯学習部門准教授	西川 一弘
	〃	紀北はしもと法律事務所弁護士	堀江 佳史
2号 委員	各種団体	橋本市区長連合会会長	乾 幸八
	〃	橋本商工会議所常議員	前田 陽一郎
	〃	高野口町商工会理事	平家 利也
	〃	一般社団法人和歌山県社会福祉士会理事	田村 亜美
	〃	ふれあいサロン” やまだ” 世話人	山本 光子
	〃	橋本市食生活改善推進協議会会長	遠藤 和美
	〃	よもやま交流会会長	戸島 浩子
	〃	橋本市家庭教育支援チーム会長	森田 知世子
	関係機関	副市長	森川 嘉久
	〃	教育長	小林 俊治
3号 委員	市民公募	市民委員	隅田 秀浩
	〃	〃	土田 淳子
	〃	〃	東 美樹
	〃	〃	柴田 香織
	〃	〃	岸田 昌章
	〃	〃	野村 昌子
	〃	〃	大山 善久

※           は小委員会のメンバー

## 資料 3

## 第 1 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会 議 名	第 1 回橋本市自治基本条例策定委員会			
日 時	平成 29 年 5 月 22 日（月）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分			
場 所	橋本市教育文化会館 3 階 第 3 研修室			
出席者	委 員 (敬称 略)	堀内 秀雄 平家 利也 遠藤 和美 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章	乾 幸八 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 東 美樹 野村 昌子	前田 陽一郎 山本 光子 森田 知世子 隅田 秀浩 柴田 香織 大山 善久
				【出席委員：18 名】
公開状況	公 開			
傍 聴 者	2 名			
次 第	1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 橋本市自治基本条例策定委員会委員の紹介 4. 橋本市自治基本条例策定委員会委員長、副委員長の選出 5. 会長あいさつ 6. 橋本市自治基本条例策定の諮問 7. 橋本市自治基本条例策定委員会の公開及び傍聴に関する要領（案）について 8. 議事 （1）自治基本条例とは （2）橋本市の現状について （3）橋本市自治基本条例策定スケジュールについて （4）次回策定委員会の議事（予定）と開催日時について 9. 閉会			
資 料	資料 1 橋本市自治基本条例策定委員会条例 資料 2 橋本市自治基本条例策定委員会委員名簿 資料 3 橋本市自治基本条例諮問書の写し 資料 4 橋本市自治基本条例策定委員会の公開及び傍聴に関する要領（案） 資料 5 市民と行政の協働で元気なまちへ～自治基本条例の魅力と課題～ 資料 6 市民と行政の協働で元気なまちづくり～（仮称）自治基本条例の策定に向けて～ 資料 7 橋本市自治基本条例策定スケジュール			

### 《委員長から委員の皆様へ》

- 自分の立場で自分の思いを自由に発言してください。
- ひとり1回は発言するようにしてください。

### 《委員長からの宿題》

- 自習
  - ・自治基本条例について、ここの自治体がいいとか、作りっぱなしじゃなく作ったあときちんとやっているというところを紹介いただきたい。
  - ・たとえば…自治基本条例ですすんでいる市は？もっともユニークな市は？市民が一番かかわったのはどこ？等
- 橋本らしさについての提案
  - ・橋本も自治体なので他市と共通しているところもあるが、自然環境や歴史、文化、言葉等、他市と違うところもある。
  - ・こういうのが橋本らしさでどうですか？という提案をしましょう。
  - ・すべっても撤回してもいいのでどんどん提案してもらいたい。
  - ・「自治基本条例」とは仮称なので、この名称も橋本らしさを活かせるところ。
- 予習
  - ・事務局から送付される事前資料をきちんと読んで来てください。

### 《次回策定委員会日程について》

- 平成29年6月27日 午後より開催予定です。

## 1. 開会

事務局より開会のあいさつ、資料確認

## 2. 市長あいさつ (要約)

皆様におかれましては、委員就任をお願い申し上げましたところ、ご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。また、公私ともにお忙しい中、策定委員会にご出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

橋本市は少子高齢化、人口減真っ只中でございまして、高齢化率 30%を超えました。その中で平成 18 年 3 月 1 日に高野口町と合併しましたが、それ以降人口は減り続け、7 万人強あった人口が 64,000 人となり、毎年 500 人程度減ってきているという現状です。人口減少が続くと市政運営にも大きな影響を及ぼします。橋本市の財政も非常に厳しい状況です。その中で自治基本条例を策定しようとしたのは、これからは地域にあった行政をいかにして作り上げていくか、市民の皆様と一緒に行政を進めていくか、ということを経験豊富な政策提言等いただきながら進めていく必要があると考えたからです。

自治基本条例という非常に硬い名前ではありますが、「市民まちづくり協働条例」のような、市民のみなさんと一緒にまちづくりをしていきたいと思いますという条例にさせていただけたらと思っています。出来るだけ住み慣れた地域で、こどもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを私自身は目指しています。

今後、災害が起きたときでも、地域の助け合いは必ず必要になってきます。災害時には市役所がどうなっているかわからない、橋で繋がれたまち「橋本」のすべての橋が落ちているかもしれない、そうなれば市役所へも集まって来ることができない。そうなると、まず地域の中でしっかりと地域づくりをしていただくこと、自助・共助・公助ということが必要になってきます。

この橋本市が、住んでよかった、住みたくなるまちとなるためにも、皆様の忌憚のないご意見を拝聴いたしまして、自治基本条例策定に向けてすすめていきたいと思っていますので、どうぞよろしくご協力を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

## 3. 橋本市自治基本条例策定委員会委員の紹介

【資料 1 橋本市長期総合計画審議会条例】

【資料 2 橋本市長期総合計画審議会委員名簿】

事務局より、委員の紹介を行い、ひとりずつ簡単に自己紹介いただく。  
また、委員数20名の内18名が出席しており、過半数の出席により本委員会が成立していることを報告。

#### 4. 橋本市自治基本条例策定委員会委員長、副委員長の選出

委員長に堀内委員、副委員長に乾委員、堀江委員が選出、決定される。

#### 5. 会長あいさつ

##### ●委員長 堀内委員あいさつ (要約)

橋本市が自治基本条例を作るとなると県内初めてであり、北の玄関口橋本で、大阪のベッドタウンという特徴もありますが、住み続けたい、住んでよかったというまちにするために、行政と市民の協働の関係で自治、セルフガバメント（自分たちのまちを自分たちで作る）を作っていく条例の委員長にさせていただき、一生懸命取り組んでいきたいと考えています。

委員の皆様とご協力して、橋本らしさが出るような、わかりやすいものを一緒に作れたらいいなと思っています。精一杯運営に努力したいと思いますので、ご協力ご支援よろしくお願いたします。

##### ●副委員長 乾委員あいさつ

今回副委員長としてご指名いただきましたが、なにぶん私も区長会会長という名ばかりの者でございます。財政が非常に厳しい橋本市でございます。この難局を、このひとつの施策を基にして乗り切りたいと思っておりますので、皆様方よろしくお願申し上げます。

#### 6. 橋本市自治基本条例策定の諮問

##### 【資料3 橋本市長期総合計画諮問書の写し】

市長が委員長に諮問を行う。（諮問書を市長が委員長に手渡す。）

～市長退出～

## 7. 橋本市自治基本条例策定委員会の公開及び傍聴に関する

### 要領（案）について

【資料 4 橋本市自治基本条例策定委員会の公開および傍聴に関する要領（案）】  
公開及び傍聴について諮る。事務局より案を説明し、要領を承認。  
今回の議事については非公開とする案件を含まないために公開とし、事務局より  
2名の傍聴人について報告。傍聴人入場。

## 8. 議事

### （1）自治基本条例とは（堀内委員）

【資料 5 市民と行政の協働で元気なまちへ ～自治基本条例の魅力と課題～】

#### ●何のために自治基本条例を作るのか？

→橋本を元気なまちにするため。

住民と行政が力を合わせて元気なまちにするための基本的な約束事を定める。

#### 【自治基本条例の魅力】

条例：自治体で作る法律のこと。

自治基本条例：

- ・ 条例の中でも最上位のもの。
- ・ 住民自治を基盤とした自治体マネジメントの基本理念を定式化、文章表現化したもの。
- ・ 全国にはまちづくり基本条例、行政基本条例と名前がついているものがある。
- ・ 条例の構成は自治体によって様々。

自治基本条例の趣旨：

- ・ 地域づくりの課題に向き合い、住民と自治体の新しい関係の基本ルールを明文化、条例化すること。
- ・ 市民と行政の関係性のあり方を見直すことにより、構造的に住みよい自治体の形によりよく改革していく。

橋本市議会基本条例（H26.7 制定）：

- ・橋本市議会基本条例と自治基本条例で整合性をとり、その水準や質と合わさった条例にする必要がある。

### 【地方自治三角形論】

自治：団体自治と地方自治のふたつで構成。

団体自治：地方公共団体、自治体、行政が執行する自治。

住民自治：区長会、自治会や、福祉・教育といった様々な市民活動が支える自治。

自治の三角形：議会・行政・市民の三辺で構成。

市民は市長や議員を選ぶ有権者である。経済については物を買ったりする消費者であり、納税者である。そのため、市民が主役のまちづくりをするのは当然のこと。

しかし、市民も忙しい。部分的市民参加はあっても行政と議会にまかせっきりというのが多くの自治体の状況。それではいけない。これから財政も厳しくなり、高齢化もすすみ、人口も減少していく中で、行政も市民に協力をしてもらわなければ進むことができない。

→ 行政の市民参加、市民の行政参加、両方が必要な時代。

### 【「元気なまち」の作り方】

「元気なまち」の三大条件：

- ① 住民のすべてが、安全・安心を実感できること。
- ② 心豊かに人間らしく暮らせること。  
→文化、スポーツ等様々な活動をしている人たちが自由に表現活動できるというのは大切なこと。
- ③ 住んでよかったまちを、未来に継続すること。  
→住んでよかったというこの橋本を、若者、子ども、これから生まれてくる子という次の世代に残していく、世代間継承がまちづくりにとってとても大切。

「元気なまち」に再生する6つの条件：

- ① 人権が保障される地域。  
社会的排除から社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）へ
- ② 地場産業で生活できる地域
- ③ 自然共生で持続可能な地域
- ④ ひとつしかない地域

- ⑤ 住民の総意で創る地域
- ⑥ 異議申立可能な地域

### 【協働は「ために」から「ともに」へ】

協働：コラボレーション、パートナーシップともいう。

異質なもの、違うものが協力し合って新しい価値を生む。

単体ではなく、違うものが関係することで効果がうまく続くこと。

WIN & WIN という関係が大切。

### 【課題は、市民と職員の Challenge & Change! 】

課題：市民と行政の挑戦と変革。

住民：地域に住んでいるだけの人。

市民：自覚を持って地域を住みよくしたり、市・経済をよくしたりと、  
自覚を持って意識的に行動する人。シチズンシップ精神。

協働の基本的精神：

市民も行政と一緒に審議し、決まったことには皆で従っていいまちを作る。

実際地域で活動するのは地域の住民や市の担当課、職員。

現場で協力していいものを、と動かなければよくならない。

### 「結いの心」＝情報＋参画＋協働

情報共有すること、様々な施策や方針が決定されるプロセスに参画すること、  
協働することが必要。

## (2) 橋本市の現状について（総合政策部長 上田）

【資料6 市民と行政の協働で元気なまちづくり ～（仮称）自治基本条例の策定に向けて～】

### 【人口減少社会を生き抜く】

今までは右肩上がりの時代に生きてきたが、これからは右肩下がり時代を生き抜いていかなければならない。発想を変えて、これからのまちづくりを見据えた上で、自分たちの考えも変えていかなければならないのではないかと考えている。

### 【橋本市における人口減少・少子高齢化】

人口：自然動態と社会動態がある。

自然動態：生まれる人と亡くなる人の差。

社会動態：転出する人と転入する人の差。

人口減少には賛否両論様々だが、問題は少子高齢化であり、将来の担い手が減っていることが大変大きな問題となっている。

### 【まちづくりのビジョン】

将来像：住みなれた地域で子どもから高齢者まで地域全体で支えあいながら

安心、安全な生活をおくれるようなまち。

地域共生社会がひとつの目指す姿であると考えている。

### 【共生社会を実現するために】

共生社会を実現するために：

- ・縦割りではなく横串を通したようなサービスを目指す。
- ・様々な部署が連携し合いながら、制度の隙間を縫い、漏らさない。

「目指す姿は小さな役所」：簡素で効率的な行政を目指す。

なぜ協働が必要なのか：

行政主導のサービス展開にはすでに限界がきている。

また、社会が成熟してくると、個々のライフスタイルが非常に多様化、複雑化するが、それに対して行政がすべてを処理することができなくなってきている。

住民の方が求めているのは、地域・年代によっても違う。

→ 一律の行政でいいのか、行政も市民の方も一緒に考えていく必要がある。

→ そのためにも、まずは情報の共有からはじめていきたい。

#### 【市民、議会、行政が協働で課題解決】

市民、行政、議会それぞれ役割がある。

それが情報共有と市民参画で繋がり合えるような仕組みを作る必要がある。

→ 「地方自治三角形論」

#### 【(仮称) 自治基本条例は「めざすまちの姿」を共有するアイテム】

自治基本条例：作るだけでは何も始まらない。条例制定がスタートライン。

まちづくりの基本理念を皆さんで定め、市民の皆さんができること、議会、行政ができることという多様性のあるもの同士が集まって、何か新しいことや、協働をしていく。こういった方向性を持って、市民とともにまちづくりの基本理念を共有した上で進めていきたい。そのためにこの条例を制定していきたいという思いがある。

### (3) 橋本市自治基本条例策定スケジュールについて

### (4) 次回策定委員会の議事（予定）と開催日時について

#### 【資料 7 橋本市自治基本条例策定スケジュール】

原文作成の日程：

10 月以降は点線で示しており、策定に向けて委員の方や市民の方や議会から様々な意見をもらう中で、進捗状況によっては条例策定期間が先送りになる可能性があるため、点線で示している。

平成 30 年 2 月までにすべて整えば議会へ上程したいが、進捗状況によってはそれ以降へずれ込む可能性があるのご理解いただきたい。

市民の方の意見聴取や啓発等（予定）：

- ・インターネット政策モニター

（市の個々の政策についてアンケートを行う、事前登録が必要）

- ・7～10月にかけて行う紙ベースのアンケート調査  
(市政全般に関するもの、市民協働や条例についての設問も作成予定)
- ・7月8日に啓発フォーラム(いきいき長寿課と合同)
- ・タウンミーティング  
(夏頃予定、タウンミーティングの進め方は委員の皆さんとも話し合いたい)
- ・地域担当職員制度  
(職員が地区区長会を通して地域へ入っていき、まず情報の共有から開始。  
行政と地域のつながりを密接にしたい。)

策定委員会：第6回まで日程を仮決定。

しかし今後の進捗状況によっては増える可能性が十分にある。

第3回は先進地視察予定。

庁内にも委員会を設置しており、この策定委員会に向けて都度開催する予定。

## 【質疑・感想】

委員：経済中心に協働に関して今まで色々な事業をやってきた。建設業をやっていて、各家庭へ行くことが多いが、貧困の問題に出くわすことが昔に比べて増えた。かなり高齢の方がひとりで住んでいるというような実態を見ることも増えた。協働の部分は、将来に向けても大切だと思うが、安心・安全ということに関して緊急に取り組む必要もあるのではないかと思う。やろうとすることの高尚さはいいと思うが、それをどう実行するかは大変難しいと思う。会議は意外なところから解決策が出ることもあるので、真剣に取り組んで、効果が出るようなものにしたいと思う。

委員：理念としてすごく理解できた。絵に描いた餅にしないものが大変難しい。イメージがすごく理解できるので、絵に描いた餅のようなものはできそうな気がするが、上田部長が言うように市民は地域、年代、所属団体等で求めているものが違うと思う。絵に描いた餅にしないものを作っていくプロセスが難しそうだと感じた。

委員：今のこどもは習い事をしていることが多い。そのためなかなか人集めが大変。親も若く、働き盛りである。以前公民館を通じて親子の食育をやろうとしたが、人が集まらない。親たちの空いている時間というのが難しいので、どうしたらいいのかと悩んでいる。そういったところも皆さんに教えていただけたらなと思っている。

委員：住民から市民へ、というシチズンシップ精神が一番印象に残った。市民が主体性をもって取り組む条例ということが印象深い。何をやらされる、ではなく、何かをしていこうというモチベーションを支えてくれるのは行政や行政の働きかけだと思う。何かの手立てを持って政策をしなければなかなか自治会が協力したり市民が協働したりということには繋がらないと思うので、何かそういった手立てが必要になると感じた。

委員：参加して、たくさんの方とこの場で出会い、この会自体にわくわくしている。条例を作ってから広めるのではなく、市民の多くの方に知ってもらいたい。前回のタウンミーティングに参加したが、参加人数は少なかったのもっと多くの人に条例づくりにかかわってもらえるような進め方をしたいなと感じた。市の現状、実情をぶっちゃけて話して、どうしていこうとそれぞれの地域で考えられるミーティングになったらいいなと感じた。

委員：すごく意味のある会になりそうだと感じた。緊急性のある方もいるし、これからのこどもたちのこともあるし、意味のあるものを作りたい。その責任をしみじみと感じている。

委員：行政は年代別、地域別に分かれたきめ細かな行政を目指していると聞いたが、今までの「作ったらいい、やったらいい」という行政とは変わっていると感じた。市民はどうかというと、まだまだ古い考えの方も多くいるという印象がある。市民と行政が痛みわけができるような政策が必要なのではないかという意見を聞いたことがあり、それがすごく印象に残っている。痛みわけでいいと思う。我慢できるところは我慢して、譲れるところは譲って、市民と行政が一体となった協働を目指すという観点で、この会はすばらしいと感じた。

委員：市民の方の情報がたくさん得られて楽しい。協働を中心においた自治基本条例ができたらいいなと思っている。

委員：地方自治三角形論について、ニューパブリック、新しい公共とは色々な考え方があり、一筋縄ではいかない言葉だと思っている。住民の自治意識以上の自治体はできないと資料に書かれており、すごく衝撃を受けた。自治体という組織の中で誰がリーダーかということ、住民がリーダーであると思う。そういう意味でいうと、自治基本条例はどの目線で書くのか、行政なのか住民なのかという部分に到達できると思う。

委員：自治会をやっていて、公よりも個を大切に住民の方が非常に多く感じる。自治基本条例が、行政が財政難だから職員数を減らすために市民にお願いをするための条

例だと受け止められてしまうと、日ごろからこれは市の仕事では？と疑問を持っている市民の方には到底受け入れられないと思う。この条例は、みんなで橋本市を元気にするためのルール作りだと広報も回覧も見ない市民の方にどれだけ伝えられるかが大切であると思う。

委員：県内初めての条例づくりということで、どうしても海岸線の市や町が注目を浴びる中、紀の川筋に是非注目を集めたいと思う。条例ができたときには他自治体にレクチャーをしてまわることになると思うが、授業料を取るくらいの行政のプロジェクトとしてはどうか？資料の中で突然共生社会という言葉が出てくるので、今後タウンミーティングをするのであれば、文言の整理や言葉の定義を足してもらえたらと思う。目指す姿は小さな役所とあるが、その中に心豊かに人間らしく暮らしていくことに通じる文化活動的なことがなくなってきたのが残念だと思う。

委員：みんなで創ろう 魅力あるまち が大切。橋本市は安心できるまちであり、色々なこともしてくれるし、行政もしっかりしていると思っているが、何が足りないかというと、何も面白いことやわくわくすることがない。橋本市はいいところがたくさんあるのに面白くない。協働のまちづくりも難しいので、これをやったらこんなに楽しいことが待ってますよ、この条例が出来たらこんなにみんなが夢と希望を持てますよということを示してあげれば、ちょっと聞いてみようかなという気になってくれるのでは？こうすればこうなる、というビジョンを示したい。

委員：このキックオフミーティングで、それぞれまだイメージに相違はあるかもしれないが、目指すまちの姿というイメージをつくるという方向性については共有できたと思うので、非常にいい第1回目の委員会であったと思う。資料に茅ヶ崎市のものが使われていたので、今後も茅ヶ崎市の条例が出てくるのかなと思うが、茅ヶ崎市と橋本市は根本的に違うということをよく踏まえた上で、これから条例文検討をしていけるようにしたい。今後積極的に意見交換することで、より修練され、集約化された条文ができるのではないかと感じている。

委員：自分が住んでいる地域では空き家が多く、独居している人も多い。あと20年もすれば林になってしまっているのでは？と思うような地域であり、橋本市には他にもそんな地区がきっとたくさんある。そういったところに住んでいる人たちが老後うまく暮らしていくにはどうしたらいいのかということについていつも考える。協働といっても皆が動けなくなったら協働はどうなるんだろうと不安に思っているので、そういったところを議論したい。

委員：みんな、この地域に住んでいく上でルールを知らない。教育の面で思うのが、国のことや憲法のこととはよく勉強するが、市政や県政の勉強はあまりしない。これからは大きな情勢も知りながら、自分たちの地元のことも知っていかなければならない。知ることと、原因は何かと大きな目線で見ることが大切。たとえば家庭で言うと、子どもたちに、今こんな家計だと伝える。家計が苦しければどんな子でも手伝う。こどもたちも、何が悪かったんだろう、なぜこうなったのだろうと考える。きっと橋本も国も今そんな状態である。あとは家族全員で家計のことを把握し、何をすべきか考える。たとえ働けなくても洗濯したりご飯の準備をしてもいい。やることはある。そういったことをみんなまで周知、確認しあいながらできたらいい。学校教育制度に市政、市の情勢をもっと明確に知ってもらい、その上でこどもたちに育ててほしいと思った。

委員長：大切なのは、共通の目標があること。目標を共有しなければ協力、支え合いはできない。プロセスにみんなの意見を取り入れ、一致点の最大化、不一致点の最小化を図る。現状を認識し、橋本市全体として共通の目標、ビジョンをもって市民と行政の関係の最低限の基本的ルールを作る。絵に描いた餅になってはいけませんが、いい絵を描きたい。実行可能な絵を描きたい。

自治基本条例は既にたくさん制定されており、他市の条例という形で未来予想図をきちんと見て、完成はこういうものだと見て、橋本らしい表現、愛着を持ってもらえる表現や言葉遣いをして工夫をしていきたい。

委員長：紙ベースのアンケートについて、設問の案ができた時点で委員会にも見せてほしい。自治基本条例のみのアンケート調査ではないということだが、自治基本条例や協働に関する設問を設けることができるなら、そこに委員の声も反映させられると思う。

委員：会議は午前と午後どちらか。

→ 基本的に午後を予定。視察については終日。

委員：会議の回数はこんなに少なくてもいいのか。

→ 第 2 回の委員会に向けて、委員長や副委員長にも委員会の進め方について再度相談する。会議の時間が日中では難しいということがあれば夕方から行うなど、そういったことも考えたい。

委員長：予定は未定であって決定ではなく、どの段階でどれほど煮詰まったか等はキックオフしたばかりの今日時点ではわからない。次は条例の文案とはどういう風にか書いた方がいいのか等の話を詰めていかなければならない。皆さんお忙しいと思うので、会議に出来るだけ出席してもらうためにも 12 月までの日程はこのままおいておきたい。ただ

会議の回数を増やせばいいわけでもない。だらだらとやってしまうようになっては意味がない。

委員：フェイスブックで、和歌山の政策を紹介するようなグループがあるが、そういったところへアップしていいか。

委員長：公開案件とし、議事録で表へ出たことはよい。ただ、まだ紹介できる段階ではないので、ある程度固まってから紹介した方がいいのではないかと思う。

また、超高齢・人口減少時代に立ち向かう一新たな公共私連携と原動力としての自治体ー（公益財団法人 日本都市センター）という本があり、大変参考になると思う。

## 9. 閉会

次回策定委員会は、平成29年6月27日を予定しています。

## 第 2 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会 議 名	第 2 回橋本市自治基本条例策定委員会			
日 時	平成 29 年 6 月 27 日（火）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分			
場 所	橋本市教育文化会館 3 階 第 3 研修室			
出席者	委 員 (敬称略)	堀内 秀雄 西川 一弘 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 東 美樹 野村 昌子	堀江 佳史 前田 陽一郎 山本 光子 森田 知世子 隅田 秀浩 柴田 香織 大山 善久	乾 幸八 平家 利也 遠藤 和美 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章
				【出席委員：20 名】
公開状況	公 開			
傍 聴 者	2 名			
次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 他市で制定されている条例文の比較 (2) 第 2 回策定委員会以降のスケジュールについて ・第 3 回策定委員会 名張市視察 ・第 2 回まちづくりタウンミーティング (3) 参考資料 3. 閉会			
資 料	資料 1 項目別自治基本条例比較表 資料 2 他市自治基本条例比較表 資料 3 第 3 回橋本市自治基本条例策定委員会の視察について 資料 3-2 名張市の取組概要 資料 3-3 名張市質問シート 資料 4 第 2 回まちづくりタウンミーティングの開催について 資料 5 H29. 3 月 各地区公民館タウンミーティング意見録（要約） 資料 5-2 第 1 回まちづくりタウンミーティング開催結果 資料 6 1 月 14 日開催まちづくりフォーラムの開催結果 資料 7 分野別地域づくり活動 資料 8 橋本市議会基本条例 資料 9 たすけ愛はしもとフォーラムの案内 資料 10 岸和田市・高知市・飯田市パンフレット 資料 11 パートナー及びパートナー参加者からの意見紹介			

## 《委員長から委員の皆様へ》

- 第2回まちづくりタウンミーティング（8月下旬～9月中旬）  
策定委員の皆様は、複数回参加するようお願いします。
- 小委員会  
西川委員を筆頭に、原案作りに励んでいただくようお願いします。  
構成：西川委員（小委員会委員長）、前田委員、平家委員、森田委員、  
野村委員、岸田委員、柴田委員、隅田委員

## 《次回策定委員会日程について》

- 平成29年7月24日 三重県名張市の視察を行います。

## 1. 開会

### ●前回の振り返り（委員長）

多くの委員からは、絵に描いた餅ではいけない、プロセスに市民の意見はどれだけ入るのか、市民自治基本条例といいながら行政主導にならないか等、様々な意見があった。絵に描いた餅になるのではという話もあったが、策定委員会でも条例の骨子、エッセンスを委員が自分たちで議論して書くという作業をしたいと考えている。

行政への批判や要望等もあったが、人口減少、少子高齢化社会でまちの活性化を図るには、市民の「まちをよくしたい」という情熱や自治の水準が高くなければ、いくらいい自治基本条例を作っても同じこと。そこで、本策定委員会を「行動する策定委員会」にしていきたい。橋本市がよくなるように、みんなが力を合わせていいまちを作るための条例を目指して議事運営をすすめていきたいので、今後も委員のみなさんの忌憚のないご意見を頂戴したい。

## 2. 議事

### (1) 他市で制定されている条例文の比較

岸和田市、高知市、飯田市、名張市の条例を比較。

自治基本条例には岸和田市、飯田市のような自治基本条例としてオーソドックスなタイプと、高知市のようなまちづくりに特化したタイプがある。その比較を行っていただくことを目的としている。また、第 3 回策定委員会で名張市視察を行うため、その事前勉強も兼ねる意味合いで名張市も比較対象とし、4 市を選定した。

### ●前文

いずれも条例も、憲法の条例のように前文がある。そのまちにとっての歴史、自然、伝統、文化等を引き継いでひとりひとりが尊重されるまちづくりを市民と行政が一緒になって構築していこうという宣言文のような形になっている。

### ●目的

一般的に、市民主体の自治の実現、協働によるまちづくりの実現を図るような内容が書かれている。この目的を達成するために自治の基本理念や原則を明らかにして市民や議会、市の役割、権利、責務、市政の運営の仕組み、市政に関する基本的な事項が定められる。

**●基本理念・基本原則**

目的を達成するために市民や市がどんな姿勢でまちづくりに関わっていくのかを示している項目。まちづくりを行う上での重要な柱になるような考え方を謳っている。

**●市民の権利・責務**

市によって書き方は様々。権利や責務を記載しているところや、まちづくりをすすめる上での市民の役割に重点を置いているところ等。

**●市長および職員**

市長に関しても責務、役割を定めている。公平かつ誠実に市政を運営する役割等。職員に関しては、市民全体のために働くものとして誠実に職務を遂行すること、必要な知識、技能の向上に努めなければならないということが示される。

**●地域づくり**

自治基本条例においては、地域の活動も尊重し、市民との協働のまちづくりをすすめていく上で、住民自治というところを強調する項目が多く見受けられる。この地域づくりを進めていく中で、各地域が主体となって住民の協議会や地域づくり組織を組織していくことが明記されている。

**●参画・協働**

協働のまちづくりをしていく上で、市民がどのようなスタンスでまちづくりに関わっていくかが記載される項目。市民と市が相互に理解し合い、信頼関係をもとにまちづくりを進めていくことが多く記載されている。

**●住民投票**

市の重要施策、重要な事項について広く市民の意思を確認する必要があると認めるときに実施することができる住民投票について定めている自治体もある。

**●総合計画等**

市の運営を行うにあたって最重要な計画として位置づけられている。橋本市でも 10 年間の計画を策定しており、現在平成 30 年度からの計画を策定しているところ。総合計画を策定しなければならないことや、総合計画策定の際には市民の意見を取り入れなければならない等が定められている。

**●情報公開等**

市の情報を市民に広く深く知ってもらい、情報を共有することでまちづくりをすすめ

ていくために開かれた市政の実現を図る、そのために市政の情報を公開することが書かれている。

### ●条例の位置づけ

最高法規性を持たせていることが定められている。条例は憲法、法律を超えて作ることはできないので、その中で位置づけられた市独自の条例になるが、自治基本条例に最高規範性を持たせている自治体もある。この条例に基づいて、他の条例、規則の解釈をし、それに基づいて政策を実行していくという位置づけになる。ただ、最高規範性を持つと、市の実際の運営に対してこの条例が見合っているのかどうか、まちづくりの実態や市政にそぐわない場合が出てくる可能性があるため、ある一定の期間を経てこの条例を見直さなければならないという条項も付け加えられている。

### 《質疑・意見》

(委員長)

条例とは自治体の法である。それに基づいて規則や要綱等がある。まずは自治基本条例にはバリエーションがあり、その自治体の特色が出ているということをもとに理解していただきたい。橋本市民によくわかって、行政や議員と一緒にまちづくりを進められるような力になる条例にしよう、橋本らしさをもつものにしようという方向性は前回の策定委員会で概ね一致したと思う。条例の名前をどう表現することが橋本にふさわしいのか、議会基本条例が既に定められているのでその整合性をどうするか等の課題がある。

庁内で置かれている委員会や専門部会があるが、それに負けないように策定委員会でも小委員会を設置し、小委員会から策定委員会に報告してもらう形で逐条ごとに議論していきたいと考えている。

(委員)

項目別条例マトリックスについて、「出資団体」という項目があるが、本策定委員会で例にあげた市では明記されていないよう。どんな内容なのか。

(委員)

「自治基本条例」と「まちづくり」のような名称のついた条例はどう違うのか。

(委員)

見直し、改定されたところはあるか。したとすれば、どんな手続きで行われたのか。作りっぱなしなのか。

(委員)

高知市のものは、条例というよりも市民憲章に近いのではないかと感じた。今回橋本市で策定する条例は、憲章的なある程度言いつばなしのものではなく、最高規範性をもった条例を策定すべきだと感じた。最高規範性を持たせた場合、他の条例と整合性を図り、他の条例の改正も行わなければならないことが想像できる。その際は、最高規範性を持たせた自治基本条例に基づく改正をし、明確にそれが反映されていくようにお願いしたい。

また、特に重要なのは定義づけだと思う。最高規範性を持たせたものの定義づけとなると、慎重に進めていく必要がある。

(委員)

今回例にあげた市はすべて策定してから10年程度経っているが、条例を作る前と作った後ではどんな変化があったのかを知りたい。行政を含め、この条例を策定したあとどれほどの努力をし、どうなったのか。皆がどれだけ橋本市の現状がどんなものなのかを自分のものにした上で策定に取り掛かることが大切なのではないかと感じている。

(委員)

それぞれの自治体がどういった背景で自治基本条例を制定することになったのかに関心がある。橋本市はまちづくりに重点を置いて策定したいという話もあったし、本策定委員会もまちづくりに関心がある皆さんに集まってもらったのではないかと感じているので、背景のところを知ることも重要なのでは。

(委員)

いわゆる地方自治の行政と議会と市民の釣り合いについて、自分の中のイメージとしては地方自治の三角形論でいうとテントを張るような作業かなと感じている。自治基本条例が最高規範性のある条例になるのかどうか、するのかどうかはすごく大きなことである。まちづくりの観点からいうと、橋本市全域の現状について把握できて、自治基本条例を策定できるのかどうか大切。

(委員)

庁内検討委員会や専門部会のポジション、策定委員会との関係性がよくわからない。

(委員)

橋本市の現状を把握するときに、ないものを見て足していくことも大切だとは思いますが、既にあるたくさんのいいものを見てみんながハッピーになれるような条例ができれば

いいなと思う。

(委員)

委員会が立ち上がる時の市報や議会の議事録等を見ていたが、確か反対が一票あったと思う。皆でがんばろうと盛り上がっていることなのになぜ反対の意見があったのか聞きたい。

(委員長)

どこまでを自治基本条例と捉えるのが難しいが、多くは首長主導で策定している。背景を簡単にいうと、自治体はどこも財政難。限られた財源で今までとおりの市民サービスをやるには市民にも協力してもらって一緒に行くことで、自治体職員数、能力、市民の行政参画を高めて、限られた財源で最大の市民サービスを行うにはどうすればいいかということに尽きる。基本的には、どこの自治体も市民の参画を求めなければ、限られた財源で効率的に行財政運営を行うことはできないということが大きな理由である。

(委員)

果たして、この策定委員会が開かれていること、自治基本条例への策定がすすんでいることをどれだけの本市民が知っているのか。策定委員会の会議録についても閲覧している人はいるのか。

(委員長)

議事録へのアクセス数はどれくらいかまた確認しておいてほしい。

(委員)

こういった会議に参加していつも思うのは、なぜ最初に勉強会が必要なのか。最初に基本的なレベルをあげてから、それでも委員になりますか？というやり方をしないと、参加して蓋を開けてみて驚くことが多々ある。説明資料についても献身的ではない。写真とか絵を使ってもっと説明すればいいと思う。もしかしたら今橋本市が抱えている問題には、この場にはいない、参加していないような人の意見が必要かもしれない。その吸い上げをできるよう工夫してほしい。

(委員)

資料 1 でいうと、後半の「その他」に分類される場所は、その市ごとの特色が出ているように思う。中にはこれからの方針が盛り込まれていたりして、すごく重要なのではないかと感じる。

(委員)

皆さんの共通認識として、条例とは何か、今の橋本市は何を求めているのかがわかればもう少しスムーズにスタートできるのではないかと思った。

(委員)

策定する前と策定した後の変化がなければ意味がないと思うので、予測される変化を想定しながら作らなければならないのかなと思った。そのときには作ったものをチェック、モニタリングする評価の論点も大切かなと感じた。

(委員)

現状の橋本市政を見たときに、財政難だというのは痛感している。市政の中身を十分理解して議論しなければ、何も知らない者同士が議論したところで本当に橋本市政をよくしていけるのかという大きな疑問を持っている。個人のバラバラの意見を聞いて本当に条例ができるのか疑問である。

(委員)

財政難・財政難との話が出ているが、我々が財政難を意識して議論しても答えは出ないのではないかな。そうではなく、住んでいる人の意見がうまく市の施策に反映するようにはどうしたらいいかという観点でこの場で議論することが一番いいのではないかなと思う。考えて、中身が出てきたらその工夫の内容をうまく表現するタイトルで条例の名称とすれば橋本らしい内容になるのではないかな。目指すべきところは、自分たちの意見は市に反映されると思えるような内容にすることではないかな。自分たちの意見は市に反映されると思えるような条例が作れたらいいなと思う。

(委員)

この条例はある程度フレキシブルで様々な形に変形することもありだということか。

(委員長)

「まちづくり」と「自治基本条例」の違いについては私から説明します。ビジョン、理念、目的、内容、方法というものが条例にも盛り込まれる。高知市は協働指針をまちづくりと合わせて条例化したような形。他市の自治基本条例は、地方自治法があるので、憲法の規定は受けるが、この条例が最高法規性を持つものだと言わなければならないことで、この条例の趣旨に基づいて市政運営を行う、他の条例も運用するという形になる。

(事務局)

・市民憲章的なものと条例的なものはどう違うのかという話もあったが、精神的な規範

を示すのが憲章といわれるもので、条例とはそれだけではなく、制度や仕組みを更にもうその下に盛り込んでいくということになる。理念や精神的な規範だけではなく、それを前文として、その下にまちづくりの仕組みを作っていきたいと考えている。

・出資団体：橋本市でいえば文化スポーツ振興公社のような、市政の運営に対して必要な事業があれば出資を行うということが明記されている。

・見直し：行政評価の項目で説明したように、その中で自治基本条例を見直している自治体もある。

・庁内検討委員会と専門部会：庁内検討委員会は各部長級以上を委員として設けられており、専門部会は地域づくりを行っている担当が集まるもの（まちづくり部会）と条例策定に関わる担当が集まるもの（条例文検討部会）がある。この策定委員会の中で審議してもらった議題に基づき、その都度専門部会を開き、審議した内容を庁内検討委員会にあげ、庁内で合意形成をとり、策定委員会に諮るという仕組みになっている。

・条例制定の Before, After：資料 3 で三重県名張市視察に関連して名張市の地域づくり活動の経過を示している。現地視察も予定しているので、その際に名張市の様子を実際に見聞きしていただきたいとも考えている。

・策定委員会条例の際の議員の反対意見については、この条例を作ると、憲法や法律に違反するような権力のあるようなものができてしまうのではないかとという恐れ、特定の市民の方がこの条例を作ることによって力をもち、今の仕組みを崩してしまうのではないかとという恐れによるものではなかったかと記憶している。

・みんながハッピーになれる条例を、という話に対して、自分の感想にはなるが、市民と行政と一緒に協働することによって、やりがいや達成感を味わえることで行政も市民も幸せになれるような条例になれば最終的には元気なまちづくりに繋がるのではないかと考えている。この条例の主役は、市民の方ひとりひとりだと思う。自分の意見が行政に届く、自分たちの思いや頑張りが報われる、そういった条例が最終的に協働のまちづくりに繋がるのではないかと思うし、そうなればいいなと感じている。

（委員長）

この条例を作るにあたって委員の皆さんにお伝えしておきたいことは、やろうと思えば行政が提案して議会が採決すれば自治基本条例は出来てしまうということ。行政だけで作ってしまうものであるが、これは市民と一緒に協力して作らなければ意味がないと行政が判断したからこの策定委員会の構成になっているのではないかと思う。プロセスの段階で我々市民の委員会を作ってくれたというのは画期的ではないかと思う。

これからもっと少子高齢化になって産業も厳しくなり若者が出て行き、このまちが苦しくなっていくことに対して、悪いことを行政や議会のせいだけにしてはいけぬ。選んだのは市民である。お互いに協力しあうような可能性は、都市部よりきっと橋本市の方がいい可能性を持っていると思っている。

自治基本条例は、例えば人のものを盗ってはいけないとか、暴力はいけないとか、そういう市としての基本的なルール、位置づけ、理念であるので、名称や条文も含めて是非委員のみなさんの知恵を借りたいと思う。

また、本策定委員会でも小委員会を設置したいと思う。小委員会での作業は、資料収集や橋本らしいたたき台・原案を作ること。小委員会に所属しなければ意見が反映されないというわけではない。あくまでも本筋は策定委員会。委員長、副委員長もオブザーバーとして参加するつもりであり、小委員会は策定委員であれば傍聴できることにしたいと考えている。

(立候補者なしのため委員長より推薦)

西川委員(小委員会委員長)、前田委員、平家委員、森田委員、野村委員、岸田委員、柴田委員、隅田委員

(小委員会委員長となる西川委員より一言)

プロセスを大切にします。よろしくお願いします。

## (2) 第2回策定委員会以降のスケジュールについて

### ・第3回策定委員会 名張市視察

●目的:既に条例を制定してまちづくりに取り組んでいる自治体を見ていただき、イメージを持っていただくこと。

●選定理由:早くから市民協働に取り組み、自治基本条例を策定して協働のまちづくりに取り組んでいる自治体であること。また、例えばゆめづくり予算制度のような先進的な取り組みを行っており、橋本市から日帰りで行ける場所であること、人口規模等を勘案した結果、名張市を選定。

●日程:平成29年7月24日月曜日。現地視察は13時から15時。

### ●自治基本条例制定の経緯

検討経過として、平成16年10月1日から計8回、平成17年2月4日までの短い期間で策定。第1回目は橋本市とほぼ同様、第2回目から具体的な条例の項目別で進めているため短期間で終えることができている。第8回目で検討が終わってから市で条例の素案を作成し、パブリックコメント、6月条例案上程、議決、7月条例公布、条例施行まで半年間条例周知期間をとり、公民館単位の地域で説明会を開催。

### ●地域づくり活動の経過

平成17年6月に自治基本条例制定とあるが、そのかなり前から地域づくり活動が盛んであった。平成7年から平成13年にかけては地域で自発的に任意の地域組織が組織され、自発的な地域づくりの動きが条例制定以前からあった。ある程度名張市の中でルールを決める必要性に迫られて自治基本条例を制定している。条例を制定する時点で、市民の協働に対する意識がかなり高まっていたと聞いている。平成18年1月に自治基

例が施行された後も引き続き様々な活動をされており、全地区公民館を見直し、地域づくり活動も併せ持ったような市民センター化を行っている。

(委員)

視察に行った際、おそらく行政側が説明をしてくれるのだろうと思うが、できれば実際に地域づくり活動をしているような、より行政から遠い方の話を聞ける機会を設けてほしいと思った。

#### ・第 2 回まちづくりタウンミーティング

##### ●第 2 回まちづくりタウンミーティング開催案

今回は自治基本条例策定委員会も始まったこともあり、それに向けて市内の各地区公民館で啓発を行い、開催したい。

●日程：各地区公民館と調整済み。実施時期は 8 月下旬から 9 月にかけて。2 時間程度。

●内容：事務局より条例に関する取り組み等の説明をし、知ってもらった上で、ワークショップ形式で地区公民館ごとの人口推計データ等を示しながら、そのエリアの将来や特徴、目標とするまちの姿、それに向けてどういったことができるのかを考えてもらうことを各地区公民館と検討中。

●開催：地区公民館と共催。例えば、紀見地区公民館では中学校の生徒会の方に参加してもらえるよう調整してもらっており、高野口地区公民館では高野口住民熟議と同時開催したいと考えている。

(委員長)

このタウンミーティングについては行動する策定委員会を目指したいということもあるので、各委員はタウンミーティングに複数回参加し、観察・検証・参画することをお願いします。地区によって課題が違うのではないかと思いますので、共通テーマと現在の問題を考えると、内容も検討してもらいたい。

(委員)

第 1 回タウンミーティングに参加した方が、「またか」となるような内容ではなく、もう少し詳しい話ができるようなものにしてほしい。

(委員)

年齢層や男女、職業等、ターゲットを吸い上げる工夫をしてほしいと思う。

### (3) 参考資料

#### ●資料 7 分野別地域づくり活動

ある程度分野わけをしているが、ものによってはいくつかの分野にまたがるものもある。橋本市の地域づくりの現状把握として、名張市へ視察に行くのでその比較材料のひとつとして、橋本市らしさの発見のヒントとして使ってもらえればと思っている。

●資料8 橋本市議会基本条例

●資料9 たすけ愛はしもとフォーラム案内

前回の策定委員会で、資料7 スケジュールにて紹介した啓発フォーラムのこと。自治基本条例を策定したあとの地域の姿、取組をよりイメージしやすくなると思うので、委員の皆さんにも是非参加していただきたい。

●資料10 岸和田市・高知市・飯田市パンフレット

●資料11 パートナー及びパートナー参加者からの意見紹介

橋本市自治基本条例策定委員会市民委員を募集したところ、募集人数6名程度のところに16名の応募をいただいた。最終的には7名の方を選考し、選考に漏れた9名の方については「パートナー」としての参加依頼を行った。

選考に漏れた方にはパートナー参加可否の意思表示をしてもらい、策定委員会で使用する予定の資料と同じものを参加者にも送付し、意見等があれば文書・FAX・メールで意見を述べてもらうこととしている。会議に委員としての参加はしていただけないが、一般の方と同様に傍聴は可能。

いただいた意見については、取りまとめてその都度策定委員会内で報告する予定。

### 3. 閉会

## 第 3 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会 議 名	第 3 回橋本市自治基本条例策定委員会		
日 時	平成 29 年 7 月 24 日（月）午後 1 時 00 分～午後 3 時 30 分		
場 所	三重県 名張市		
出席者	委 員 (敬称略)	堀内 秀雄 西川 一弘 山本 光子 森田 知世子 柴田 香織	堀江 佳史 前田 陽一郎 遠藤 和美 隅田 秀浩 野村 昌子
			乾 幸八 田村 亜美 戸島 浩子 土田 淳子 大山 善久 【出席委員：15 名】
欠 席 者	委 員 (敬称略)	平家 利也 東 美樹	森川 嘉久 岸田 昌章 小林 俊治 【欠席委員：5 名】
次 第	1. あいさつ 2. 説明 （1）名張市自治基本条例について （2）名張市ゆめづくり地域予算制度について 3. 質疑応答		
資 料	資料 1 名張市への質問（抜粋） 資料 2 名張市への質問一覧 資料 3 名張市ゆめづくり地域予算制度 平成 28 年度版		

## 《次回策定委員会日程について》

- 策定委員会 平成 29 年 9 月 29 日（金）午後 1 時 30 分～
  - 小委員会 平成 29 年 8 月 17 日（木）午後 7 時～
- ※小委員会の傍聴は橋本市自治基本条例策定委員のみ可能。

## 1. あいさつ

### ●委員長

本日は私どものためにお時間を割いていただき、ありがとうございます。橋本市自治基本条例策定委員会は20名からなります。従来の市の審議会から逸し、公募委員7名、女性が9名の構成となっており、これから橋本市を担っていく世代が中心となっています。委員会として初めての視察ですので、基本から優しく正確に教えていただければと思います。自治基本条例は、作るだけでは意味がないと思いますので、作られてからどんな効果があったのか、風化していないか、現在の一番の問題は何か、また、私どもはまだ作る過程にありますので、後発で取り組んでいる私ども委員会に是非ご助言、ご説明をいただければと思います。考え、議論し、行動する策定委員会にしようと取り組んでおりますので、何卒ご教授のほどよろしく願いいたします。

### ●名張市概要（三重県名張市 総合企画政策室）

昭和29年 市政発足。大規模な住宅開発により、関西圏のベッドタウンとして人口急増。昭和22年当時3万人程度の人口が、平成12年には8万5千人を上回る。その後は人口も微減傾向にあり、平成29年7月1日現在で7万9433人となっている。昭和の住宅開発に伴い、団塊の世代の方が一気に名張市に定住し、その結果、昨今全国平均を上回るようなスピードで高齢化が進んでいる。併せて核家族化も進行。人口は減っているが世帯は増えている状態。

こういった事情を踏まえ、名張市は「福祉の理想郷」を市政運営の理念に掲げ、老いも若きも男性も女性も、障がいや難病のあるなしに関わらず、すべての市民の社会参加を目指し、市民主権を前提としたくらしのまちをテーマに各種の施策を推進している。

とりわけ、全国に先駆けてスタートした名張版ネウボラという子育て支援が現在も全国から注目されている。子育てをすすめていく上において重要となり、小児救急医療センターも開設し、24時間365日体制で動いている。小児救急医療センターも開設。

子どもの見守り、高齢者の介護等、地域によって様々な課題があるが、そういった課題や実情に応じた取り組みを市民自ら進めているところが名張市の強みであると考えている。これは、地域づくり等長い年月をかけて取り組んできたことの大きな成果である。今後名張市がまちづくりを進めていく上においても基盤になる部分だと考えている。

ただ、財政が非常に厳しい状態が続いており、財政的にまったく余裕がない状態。平成14年亀井市長就任、同年9月に財政非常事態宣言発令、15年経過した現在でも非常事態宣言は解除されていない。市政一新プログラム、財政健全化計画等に基づき様々な行財政改革を進めてきており、職員の給与カット、職員数削減もすすめ、平成28年4月より固定資産税の超過課税をスタート。市民の皆様には大きな負担をかけている状態。

市民の自発的なまちづくりの取り組みについて、なぜ名張市はこんな取り組みができるのかとよく聞かれるそうだが、その度に市長は「市にお金がないからだ」と笑って話しているよう。市にお金がなく、市がやらないので、市民は自分たちでやらないと行政は当てにならないと考えている状況。ますます加速化する人口減少、少子高齢化社会をはじめとする様々な課題に対して、このような財政状況で今後どのように対応していくのが大きな課題である。

\*\*\*\*\*

## 2. 説明

### (1) 名張市自治基本条例について（三重県名張市 総合企画政策室）

#### I. 条例制定の意義

##### ●自治基本条例制定の意義

- ① 新しい市民自治を確立するために、自治体運営の基本原則を体系的に明らかにする。
- ② 名張市にあった独自の自治体運営の仕組みを確立する。
- ③ まちづくりの仕組みを市民にわかりやすく、共感・共有できるようにする。

##### ●条例制定までの市民参画にかかる取り組み

- 平成 14 年 9 月 パブリックコメント制度の制定
  - 平成 15 年 2 月 市町村合併の可否に関する住民投票の実施（結果、単独市政）
  - 平成 15 年 4 月 ゆめづくり地域交付金制度の創設
  - 平成 15 年 10 月 市民と行政の約束制度
  - 平成 16 年 4 月 市民活動支援センターの設立
- 協働のまちづくりを推進するための仕組みが概ね整う。

##### ●条例検討体制

- 市民自治検討委員会（15 名）
- 庁内検討体制：検討委員会、主管室長会議、庁議
- 議会：総務企画委員会、重要施策調査特別委員会

##### ●条例に盛り込むべき内容について

- ・自治の理念（市民自治、団体自治）→前文、第 1 条
- ・自治（市政運営）の基本構造・原則→第 3～27 条

- ・市民自治（市政への市民参画）の仕組み→第28～32条
- ・都市内分権（住民自治）→第33～36条
- ・条例の最高規範性→第37条

## II. 条例の概要

### ●自治の原則：人権尊重・情報共有・参画と協働

#### ① 市民と市議会の関係

市民⇒市議会：陳情・請願、会議の傍聴

市議会⇒市民：会議の公開、情報提供など開かれた議会運営

#### ② 市議会と行政の関係

市議会⇒行政：条例の制定改廃・予算などの議決、市政運営の監視・けん制

行政⇒市議会：条例・予算などの議案の提出、市政方針とその達成状況を説明

#### ③ 市民と行政の関係

市民⇒行政：住民投票の請求（住民のみ）、意見などの提出、審議会などへの参画、  
情報公開請求など

行政⇒市民：政策の立案・実施・評価の各段階でのわかりやすい説明、積極的な  
情報提供・情報公開・個人情報保護、コミュニティ活動などへの支援

### ●市民の権利と役割（名張市自治基本条例 第2章）

市政に関する情報を知る権利、市政に参加する権利。

自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりへの参画に努める。

公共の福祉の増進に努め、地域の発展、環境保全に配慮する。

### ●市議会の役割と責務（名張市自治基本条例 第3章）

市の意志決定機関として、条例や予算、重要な計画などを議決する。

市政の運営を監視、けん制する。

市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努める。

### ●行政の役割と責務（名張市自治基本条例 第4章）

市民と情報を共有し、市民参加による市政を進める。

市長は、市を統轄し、公正かつ誠実に市政を運営する。

職員は、市民の立場に立って、職務を遂行する。

●名張市自治基本条例のポイント

①市政への市民参画

政策の立案、実施、評価に至る全ての段階への参画を保障する。

②コミュニティ活動

市は、区や自治会など基礎的コミュニティの役割を尊重し、活動を振興する。

市は、一定のまとまりでコミュニティ活動を行う地域づくり組織の意志を反映させる。

③協働のまちづくり

市は、個人・企業・各種団体・組織等のそれぞれの特性を理解、尊重し、協働してまちづくりに取り組む。

市は、多様な主体が公共的サービスの担い手となるようにする。

●自治基本条例における「新しい公」について

「新しい公」とは、市民や市民団体、企業など多様な主体が社会の担い手として「公」の活動に積極的に参加し、行政と市民等がお互いの役割と責任を自覚しながら、パートナーシップのもと力を合わせて、まちづくりに取り組む新しい社会を指す。

(2) 名張市ゆめづくり地域予算制度について（三重県名張市 地域環境部）

1. 地域予算制度創設の背景

平成 7 年頃より、危機感から自発的なまちづくり活動が各地域で始まる。

→「まちづくり協議会」として組織化。

名張市へ様々な要求が行われるとともにまちづくり計画を策定。

名張市からは地域振興推進チーム員を任命、財政的支援が行われる。

2. 地域予算制度創設のきっかけ

平成 14 年 4 月亀井市長就任

→財政非常事態宣言

→行財政改革の推進

→地方分権の推進、財政の健全化

→市政一新プログラム策定

⇒地方自治の確立（ゆめづくり地域予算制度が大きな柱となる）

### 3. 地域予算制度創設の経緯

#### (1) 第1ステージ：交付金化

平成15年3月 「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」制定

##### ・ゆめづくり地域交付金の概要

地域向け補助金：平成14年度実績約38,000千円

↓（ゴミ集積かご設置、地区婦人会活動、青少年育成団体活動、老人保健福祉習慣）

↓

一括交付金：基本額＋加算額＋ $\alpha$

（地域づくり組織の活動原資、住民の合意に基づくまちづくり事業であれば

使途自由、ハード・ソフトは問わない、宗教・政治活動はダメ）

（※積算根拠、地域づくり組織への交付金額一覧は名張市ホームページ参照のこと）

#### (2) 第2ステージ：組織見直し

平成21年 地域づくり組織条例制定⇒都市内分権の推進

↓

交付金の拡充（加算額の追加）＋市民の理解（住民組織の進化）

##### ・地域づくり組織とは

小学校区単位、住民主体のまちづくり組織

地域のことは地域で考えてもらう、小さな行政

##### ・地域づくり組織条例の概要

①目的：組織の設置、事業やゆめづくり地域交付金について定め、名張市の都市内分権を推進

②理念：基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が協働し、住民主体のまちづくりを推進

③用語：基礎的コミュニティ、地域づくり組織等地域づくりを進めるための用語を定義

④交付金：地域づくり組織の活動支援として、ゆめづくり地域交付金を交付

#### (3) 第3ステージ：地域ビジョン

・地域資源を活用し、地域の課題を解決するため10から20年先の将来像を示した計画の実現→地域ビジョン策定（平成24年3月 全地域が策定）

・平成24年4月 市の機構改革

①地域部 地域担当監（3名専属）の配置

②名張市総合計画の地域別計画への位置づけ

③ゆめづくり協働事業提案制度スタート、平成 25 年度事業実施

④平成 28 年 4 月 公民館から市民センターへ

市民センター：地域づくり活動、生涯学習活動、地域福祉活動の拠点

地域住民の自由な発想を尊重し、地域において様々な発想を試行・実現できる  
幅広い市民活動の拠点として活用。

名張市では、「公共」は、行政のみが独占的に担うという考え方を改め、地域コミュニティ等と行政が協働で担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまう領域や内容のサービスと提供できる」といった考え方が広まりつつあり、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化している。

また、市からの委託事業の受託やコミュニティビジネスの実施など、ゆめづくり地域交付金のみに頼らない活動も広がり、地域の雇用も生まれつつある。

#### 4. 成果と今後の課題

##### ●成果

- ・住民主導のまちづくりを徐々に実現
- ・行政頼み、補助金頼みの意識

##### ●今後の課題

- ①地域づくり組織の認知度の向上
- ②人材の発掘、育成（地域づくり組織の継続・発展）
- ③運営の適正化
- ④会計処理の明確化

\*\*\*\*\*

### 3. 質疑応答

#### ●事前質問の補足説明（資料 1 参照）

##### 1. 市議会議員とのトラブル等

市議会議員とのトラブルについては記録なし。重要施策等調査特別委員会等で条例素

案文を説明し、徹底して理解を求めよう努めた。

自治基本条例制定の効果等について、自治基本条例は基本的なまちづくりのしくみやルールを定めたものであり、すぐに何かが変わるということではなかったが、市民への情報提供や説明責任を条例に規定することで、市民や行政が何をするか、何をしなければならぬかが明確になり、審議会やパブコメなどの市民参画や協働の仕組み、住民投票の仕組みを整えた。その結果、市民が市政に参画する機会を保障することができ、地域における自治力が高まってきたというプラスの効果があったと考える。

また、議会においては自治基本条例の検討委員会の中で議員立法がなされていないという意見もあったが、最近では積極的に議員立法されており、独自の条例が制定されている。市民が開かれた議員の取組が進んでいることも、自治基本条例制定の効果ではないかと考える。

## 6. 最高規範と位置づけた理由

同じ条例であるため法律的な序列から言うと差はないが、優先順位は自治基本条例が上であるとし、この規定があるがゆえに、条例の基本原則、基本理念に関することに政治的責任が発生すると自治検討委員会で議論した。

## 7. 住民への意識付けのため策定過程で工夫したこと

市民に対する情報提供、市民の参画を促す取り組みとしては、検討委員会で市民公募を行うとともに、市広報、市HPへ掲載、パブコメの実施、議決・公布後、施行までの半年の間に14地区で説明会を開催。全体で453人参加、市からは市長、企画財政、市民活動、危機管理、まちづくり関係部局より担当職員が出席、市民自治を推進する新たな仕組みについての説明会を実施。

## 10. 名張市自治基本条例 第5条に対する市民の感情・感想

市民説明会の中で、自治基本条例の制定によって、市民の責務を規定することは市民に縛りをつけることに繋がるのではという意見もあったが、自助・公助・共助の理念に基づき、小さな制度を作る必要があるため、自治基本条例制定により市民の責務を明確に規定したと説明した。

また、「新しい公」という方向は理解できるが、現実には市民の意識は逆の方向を向いているのではないかと、自治基本条例は市民の自立、自己責任を明確するとともに、地域との関わりなど市民のありようを変えていこうという重大な意味を持つ条例と考える、条例制定にあたって、市民が地域との関わりを考え、帰属していくよう促すような仕掛けを市に求めるといった意見ももらっている。

## 12. 名張市自治基本条例 第 33 条・第 34 条について

ゆめづくり交付金発足時、組織を整頓しないままにしたことが、その後課題となって平成 21 年に区長制度廃止へ繋がる。基礎的コミュニティをないがしろにはしない、まちづくり活動をしていく中では重要なものであると、自治基本条例の中で自治会について謳っていることがポイントかなと思う。

## 14. 名張市自治基本条例 第 25 条 行政評価について

行政評価について、各事務局が施策評価と事務事業評価の二段階で自己評価を行い、副市長を委員長として内部職員で構成する行政評価委員会で各施策の総合評価を実施。内部での評価・検証に加えて、内部評価結果を市広報や市 HP へ公開し、一定期間意見募集を行い、事務事業改善に向けた参考としている。部局ヒアリングや市長ヒアリングで事業推進に向けた課題をはじめ、取り組み結果の評価や今後の方向性についての検討を行い、翌年度の当初予算等に反映させる等、より効果的で効率的な事業推進や見直しに活用している。

## 18. 名張市自治基本条例に危機管理規定を設けた趣旨

検討委員会の中で、防災の地域との連携の根拠条例となると提案があり、規定した。

## 19. 名張市自治基本条例に財政、監査、行政評価を設けた趣旨

自治基本条例は名張市の自治の基本ルール。市の果たすべき役割や責務、市政運営の運営など自治体としての枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働について定めておくことが重要と判断した結果、財政、監査、行政評価の項目についても本文中に設けている。

## 20. 名張市自治基本条例に住民投票にかかる規定を設けた趣旨

住民投票については住民投票条例を制定している。名張市では、名張市に住んでいて将来にわたっても名張市に住み続けるであろう人たちに、将来において名張市の住民全体に直接関わってくる問題については、名張市の住民としてその意志を問う必要があるという考えから、投票者の資格要件等を定めている。

## 26. 「市民も変わってきた」と感じる事

補助金頼みではなくなった。今まで地域はイベントをする団体だったが、今後少子高齢化が進む中で、まちづくりを持続可能にしていくためには、限られた交付金を活用するためにはイベントばかりではもったいないという思いになった。その結果、敬老会の催しがなくなって、地域ささえあい事業に変えていくというような事業展開を図るまちづくりの活動に変わってきている。

## 28. 市民センター利用状況

平成28年度実績では延べ人数29万4,059人。毎年増加傾向にあるが、人数を増やすことが目的ではない。地域では、主催講座の内容やサークルの内容等について、自分ひとりの個人的な教養のためではなく、どう市民活動関係につなげていくのかという内容に変えていくことを目標においている。

## 29. 地域づくり協議会のPR活動について

広報、HP等で様々なPR活動を地域で行っている。市の方からは毎年実践交流会という自分たちの地域づくり活動の自慢大会をしている。

## 30. 普及・啓発活動について/31. モチベーション維持の方法について

ゆめづくり協働塾を平成25年から地域の人材育成や組織の向上のために開催。何度も何度も、自治基本条例や地域づくり組織条例の内容を皆さんにお伝えしている。

## 36. 公民館の地域委託について

平成15年のゆめづくり地域交付金発足後、ある地域から、まちづくりをする拠点施設がほしいというお願いがあった。今までは公民館は直営で市職員が行っていたのを、職員を引き上げ、地域委託に変更。平成17年10月には、全地域で地域委託の形となった。名張市の場合は、地域の方から拠点場所がほしいという要望をもらい、それを見たほかの地域もマネをするという形で、スムーズに地域委託が進んでいった。

## 39. コーディネーターについて

情報交流センターという、市民の広域的な活動をするための情報の提供の場所等で行っている。そこで様々な広域的な活動の場をつなぐ、コーディネートしている役割を持っている。他にも、地域担当監が地域からの思いを聞いて、多様な主体や行政、その他の部分と繋ぐ役割をもっていたり、地域づくり組織の代表者会議がその役割を担っていたりする。

### ●追加質疑

(委員)

15 地域にそれぞれ交付金を出しているということだが、毎年予算決算は行っているのか。それは市の職員がやるのか。

(回答)

地域で総会を行っている。予算も決算も地域の総会で民主的な合意形成を行っている。条例にも謳っている。15 地域の中にある区もそれぞれで総会や決算等を行っている。区にお金を渡している地域もあれば、区費のみで区の運営している地域もある。それも総会で住民の合意形成の上で行っている。地域は市からの交付金や、それ以外のコミュニティビジネスで得たお金についても決算報告を総会で行っている。コミュニティビジネスは、たとえばカフェや、市の遊休地を地域が借上げて、駐車場整備を行ったりといったものがある。

(委員)

橋本市では地縁法人を持っている区がある。区長等三役が代わると行政への報告が必要になるが、それはどのような形で行うのか。総会の資料等はどうしているのか。

(回答)

地縁法人では役員変更の際の報告はもらっているが、総会の資料まではもらっていない。市としては、区や自治会へは総会の資料は求めていないが、区や自治会の集合体である地域づくり組織に対しては市から指定管理料や交付金を渡しているので、収支決算をしてもらっている。地域づくり組織の中には、一般社団法人をもっている地域もある。

(委員)

他の NPO 法人等も持っていたりするのか。広域の団体と公民館を持った団体の関係性はどうなっているのか。

(委員長)

15 の地域づくり組織はどの程度法人化されているか。法人化されていないところにおいても公金を出すという根拠はどうなっているのか。市民センターの地域委託について、契約主体として地域組織に法人化しているところはどれくらいあるか。なくても指定管理で委託する根拠は。

地域交付金の基本額等の根拠となる数字がよくわからない。

(回答)

法人等内訳・詳細に関しては名張市ゆめづくり地域予算制度資料(名張市ホームページ)を参照。地域づくり組織を地縁法人にするのはなかなか大変。地域づくり組織に合う法人制度を国に求めている。

任意団体を指定管理や交付金の対象とすることに関しては、地域づくり組織条例で謳っている活動にあたって、信頼によって対象としている。社会の中では法人制度という

ものが信頼性に関してとても重要ではあるが、市の部分については地域づくり組織条例の中で制定されて、住民の方との合意形成を得ている組織であればOKという形で行っている（地域づくり組織条例第5条）。

補助金を廃止し、交付金化した際、すべての地域で地域づくり組織は作れないだろうと議会から附帯決議はついたが、敬老会の催しができなくなったことで、何かわからないけれども作らなければ仕方がないとすべての地域に地域づくり組織ができた経緯もある。

（委員）

まちづくりの協議会の会長になっているのは主にどんな人なのか。その会長はどれくらいの間続けているのか。かなり地域の権力が集中する立場になると思うので、どう選ばれているのか、長年行うことで地域の権力者となってしまうことはないのか。

公民館の職員について、橋本市では市職員が担っているが、公民館の運営委員長というものがある。もし協議会で職員を雇うような形になれば、協議会が人事権を持つてしまうことによって問題が起り得るのではないかと思うが、そういったところも地域任せで委託している状態なのか。

（回答）

当初は区長会の会長が地域づくり組織の会長になることが多かった。今現在は長い人で立ち上げ当初から担ってくれている人もいる。地域によっては毎年変わる地域もある。どちらも課題はあるが、地域の総会により、住民の合意形成を得ることで担保している。今年は6地区変更となった。

地域任せにしているところは確かにあるが、そのためにやはり法制度が必要になる。地域から様々な声を聞いているが、一生懸命ゆめづくり協働塾を通して呼びかけを行っているような状態。

（委員）

補助金を交付金化した一方で会計処理の明確化が大切なことであると感じた。名張市も会計検査を受けていると思うが、これに対する事業評価はどうしているのか。積算根拠等も厳しく言われるのか。

（回答）

ゆめづくり交付金は地域の総会でしっかり合意形成を得ることとしている。指定管理は市の監査で5年に1回程度調査を行っている。ゆめづくり交付金は使途自由であると掲げているので、しっかり地域の合意形成を得てもらうことで運営できている。また、地域担当監が各地域に足繁く通っており、地域の会計事情についても確認している。年

に 1 回、担当監以外の職員も各地域を回って会計処理の明確化について指導、チェックを行っている。

(委員)

公民館が市民センター化したことについて、あえて市民センターに変えなければなかった理由は。

自治基本条例の策定前と策定後について、行政職員の間から見て条例があることによってこの施策が進めやすくなったとか、ある施策を進めるにあたって自治基本条例のこの条文を拠り所に行っているとか、そういったことはあるか。

(回答)

公民館ではある一定以上の発展が見込めなかった。また、公民館を地域づくり活動の拠点としていたが、生涯学習と地域づくり活動は両輪であり、一緒に活動をしていくというものができなかった。やったところでまた元に戻ってしまうというのが地域の状態であった。公民館条例を廃止し、もっと進んだ活動、広域的なコミュニティビジネスをする場に変えたということ、生涯学習だけではなく、生涯学習にまちづくり活動を加えることで、もっと発展し、融合した課題解決に繋がる、市民の方に関係する活動に変えていけるということで、名称も変更し、社会教育法の枠も外し、地方自治法の施設に変えた。教育委員会とのせめぎ合いは相当あったが、地域づくり代表者会議の中で、公民館をもっと地域課題の解決に向けた拠点に変えてほしいという提言があり、その結果、今後もっと生涯学習や社会教育が発展するためには社会教育の枠を外すことが望ましいとの回答を得た。

自治基本条例に定めてあるのでこうしてください、ということはほとんどなかった。まちづくりの方向性、市民と協働で進めていく市民主権のまちづくりだと前面に押し出した中で、それを条例に位置づけて明確にしていこうとやや後付けな形で条例が制定されているので、それを盾にして市民へどうこうということは特にはない。

(委員)

地域づくり組織の 15 ブロックの中で、もっと小さいコミュニティの枠で地域づくり活動等活かしてきれていないということはあるのか。あるのであれば、それに対するサポートは行っているのか。

(回答)

区や自治会で担う部分と、地域づくり組織で担う部分がそれぞれによって異なる。区や自治会でできないことは地域づくり組織で、もっと住民に寄り添う必要があるようなところでは区や自治会にお願いするとか、お互いに補完し合っている。地域づくり組織

の活動にも、人口等の関係もあり差がある。今まではひとつの地域で何もかもできる地域を目指していたが、今後高齢化が進み様々な課題が出てくる中では、例えば防災の部分はこの地域と連携する、福祉の部分はあの地域から手伝ってもらおう等、多様な主体との連携に現在は重きを置いているところである。ひとつの地域ではできないことを支えあう、横の区や地域づくり組織と連携するとか、様々な工夫でなんとか頑張っていたというのが現状。

\*\*\*\*\*

#### 4. 委員感想

(委員)

いろいろな話を聞いてよかったと思う反面、自分自身が勉強不足なこともあって、条例からの広がりがあったようなないような、どこまで機能しているのかが自分としてはわかりづらかった。自治体を新しく15ブロックにする事業をするにあたって、中心になる人たちは話しをわかっているだろうが、住民としてその地域にいる人たちはどこまでわかっているのか、わかっているのか、わかっているのか、という疑問が残った。

(委員)

制定した自治基本条例が、暮らしている人すべての人のものにちゃんとなるのかどうかということが不安になった。また、せっかくの視察なので、行政の方だけではなく実際に活動している住民の方との話も聞けたらよかったなと思った。

(委員)

自治基本条例制定後の話についてはまだ相当道半ばに思えた。たとえば条例との整合性の話はどうなっているのか、補助金を交付金化したそれを実施していく中でその事業自体のレビューはどうしているのかがはっきり見えなかった。制定から10年以上経過してもそのからくりが明確化されていない点に関しては、名張市も道半ばかなと思う。自治基本条例制定後の橋本市の市政は、なぜそういった状態になっているのかという反省事項も反映させたものにしてもらいたいと思った。

(委員)

本日参加して思ったのは、大変な委員会に入ってしまったということ。痛感している。これから大変なことになると感じている。勉強次第でなんとかなると思っはいるが、どうぞよろしくお願いします。

(委員)

名張市と同じようなことをし、小学校区単位で地域づくり協議会を作るとなれば、大変だなというのが正直な感想。地域の人がやろうという気になるのは相当難しい、これからかなり時間がかかることかなと思った。

(委員)

公民館単位だと大きな単位になるので、どうなのかなとも思う。ただ、怖いというような思いはあまり感じておらず、名張市は市民が自信を持って変わったと断言しているように感じ取ったので、わくわくするというか、これからの年月も楽しみになるのかなという感想を持った。

(委員)

聞いているうちに、自分の地区は自治体としてどうなのか、やっていけるのかと思った。高齢化の進んだ中で、区長の交代やいろいろなことが起きた場合どうなるのかなと気になった。心配になった。

(委員)

名張市の場合も都市部と田舎でわかれていると思うが、地理的に見て、橋本市の方が過疎地と中心部の落差が激しいような気がしている。現在名張市では地区による落差はないのか気になった。橋本市で公民館単位のフォーラムを開いたときも自分の地区からはあまり参加者がいなかった。今後もそうだと思う。これからどうなるのかと不安。名張市の場合には過疎の地域でもリーダーがいて、落差なくうまくやっているのかどうか気になった。

(委員)

今日話を聞いて、自分の地区やばい！と危機感を感じた。みんな自治会に触れないようにしようと生活している中で、名張市のようにになると自分が住んでいる地区は落ちこぼれてしまうのではと思った。思ったが、これから先の心配ばかりしても仕方ないので、そうならないための自治基本条例を作ればいいんだと考えた。今日は、自分たちが目指すであろうビジョンが少し明確になったような気がして、ちょっとわくわくしてうれしく感じている。

(委員)

百聞は一見に如かずということで、どんなことをやっているのかと視察へ行ったが、こんなにしんどいこともやっているのかということを感じた。議員がどんな立場になっ

たのかも聞きたかった。区の推薦を受けていた議員もいたのか、今はそれがどうなっているのか、もしなくなっているのなら地域と議員の距離は離れてしまうことになっているのかなあと気になった。地域に任せているとしきりにいっていたので、市役所のOBが地域づくり協議会に入っているのかなと思った。また、名張市の取り組みを再現するのはハードルが高いなというのが正直な感想。名張市はよくできていると感じた。

(委員)

素敵な実践をしているなど感じた中で、ポイントは人なのかなとすごく感じた。職員も地域の中のリーダーもとても大切。リーダーだけではなく、より多くの人が同じ方向を向くような意識改革が難しいので、自治基本条例制定までの間にもそれがどんどん広がっていくような方法があればいいのにと考えた。名張市で地域が自発的にまちづくり協議会を立ち上げるに至った危機感を、橋本市の中でも持てないのかなと思った。橋本市と名張市が違うところは、公民館がもう少し強いところかなと感じている。公民館とうまくやって、人が育つ、お互いに育ち合えるような地域になったら人が生きて、活きた人がもっとたくさん増えていくのかなと思った。

(委員)

正直、この段階で視察に行つて得るものがあるのかという不安や疑問もあったが、行つてみてその疑問は払拭された。ちゃんと問題点を抽出してちゃんと質問しているという皆さんの姿勢に圧倒されるくらいの気持ちだった。皆さんお思いなのが、これから大変だなという感想。でもまず、「これから大変だな」と思うのが小さいけれども大きな第一歩なのかなと思った。その中でもわくわくすると感じる人もいて、そういう人のパワーはすごく大切だと思うので、そういったパワーに押されつつもやっていけたらいいと思う。憲法の勉強をする中で、地方自治は民主主義の学校といわれたりする。小さなコミュニティであればあるほど民主主義の学校である。これから作る自治基本条例にしてもまちづくりにしても、そこで皆さんの民度、民主主義が問われていく形になるので、その一助、手助けができればなと思っている。

(委員長)

じっくり時間をかけて取り組んでいく仕事ではないかなと感じた。自治基本条例の名称も考えていくにしても、プロセスのジグザグさ、豊かさを大切にしないと、拙速にしてしまうと、せつかくのみなさんの力が吸収されないのかなと思っている。そのためには、時間を延ばすということだけでなく、密度を高めて議論する時間を作っていきたいと思った。

橋本市も財政状況等を見ると、これからの人口減少、少子高齢化で今までとおり橋本市の行政と地域の営みの仕組みが続いていく保障はなくなってきているという現状認

識をまず共有すべきであると思う。地域づくり組織にしても、今までのやり方を廃止するというのではなく、時代に合った形で継続するところは継続する、見直すところは見直すという決断と選択をしていかないと、次世代に責任を持たないような状況になっているのではないかという思いである。

また、名張市はよくできているが、市職員は随分苦勞しているのではないかと思う。住民とも苦勞しているだろうし、議会ともスムーズにいったわけではないと思う。しかし、職員も議会も市民もまさに協働で力を合わせて橋本市にふさわしい条例の作り方、条例制定後の橋本市のまちの作り方、それぞれの繋がり方を考えるいい出発点になったのかなと感じている。

小委員会の方たちには、今日の視察のレジュメがヒントになると思う。橋本市でどういう言葉にするか、どういう合意形成をするかということを含めて、皆さんと力を合わせてやっていきたいと思う。

せっかく名張市へ来たわけなので、あちこち浮気をせず、名張市の地域の人に聞いてみるとか、検討委員をした人に聞いてみるとか工夫をして、名張市を喰らい尽くすような、今日一日で終わらせることなくやっていけたらいいなと思う。本日は皆さんありがとうございました。

(委員)

いろんな評価があると思うが、名張市は半分面白くて半分怖いなと思った。名張市長は明確にニューパブリックマネジメント、小さな行政体を目指そうというスタンスで、厳しい財政難を考えるとそれはやむをえないところがある。小さな自治体になるには二通りのやり方があり、ひとつは「お金がないから住民で勝手にやって」というやり方、もうひとつは「住民みんなのやる気を支援して、結果的に自治体が小さくなる」というやり方。ふたつのやり方は着地点は同じでもアプローチの仕方は違う。前者をとると、本当の自治に繋がるのかと考えたときに疑問が残る。

また、公民館もいろいろな自治型の事業ができると思うので、教育委員会型での公民館でも新しい組織体、事業形態ができないかなと考えている。橋本市は橋本市らしくできるやり方があるのではないか、何もかも名張市のマネをする必要はないかなと改めて感じた。

\*\*\*\*\*

## 次回予定

●策定委員会 平成 29 年 9 月 29 日 (金) 午後 1 時 30 分～

●小委員会 平成 29 年 8 月 17 日 (木) 午後 7 時～

※小委員会の傍聴は橋本市自治基本条例策定委員のみ可能。

## 第4回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第4回橋本市自治基本条例策定委員会		
日時	平成29年9月29日（金）午後1時30分～午後5時00分		
場所	橋本市教育文化会館3階第3研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 前田 陽一郎 遠藤 和美 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章	乾 幸八 平家 利也 戸島 浩子 小林 俊治 東 美樹 野村 昌子
			西川 一弘 田村 亜美 森田 知世子 隅田 秀浩 柴田 香織 大山 善久 【出席委員：18名】
欠席者	委員 (敬称略)	堀江 佳史	山本 光子 【欠席委員：2名】
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 第2回まちづくりタウンミーティング経過報告 (2) 自治基本条例制定までの各委員会フロー（案） (3) 小委員会からの報告 (4) その他 ・パブリックコメント及びシンポジウムの実施について ・（仮称）自治基本条例に関するアンケート（案） 3. 閉会		
資料	資料1 第2回まちづくりタウンミーティング 経過報告・アンケート集計（途中経過） 資料2 第2回まちづくりタウンミーティング 各地区ワークシートまとめ（途中経過） 資料3 自治基本条例制定までの各委員会フロー（案） 資料4 橋本自治基本条例策定委員会小委員会としての議論のまとめ （小委員会案） 資料5 パブリックコメント及びシンポジウムの実施について 資料6 （仮称）自治基本条例に関するアンケート（案）		

## 《次回策定委員会日程について》

- 策定委員会 平成29年11月15日（水）午後1時30分～
  - 小委員会 平成29年10月3日（火）午後1時30分～
- ※小委員会の傍聴は橋本市自治基本条例策定委員のみ可能。

## 1. 開会

(傍聴者 0 人)

\*\*\*\*\*

## 2. 議事

### (2) 第 2 回まちづくりタウンミーティング経過報告 (資料 1、資料 2)

地区公民館 7 箇所開催時点では、第 1 回まちづくりタウンミーティング参加者 (102 名) の約 3 倍の方に参加いただいている。今後もタウンミーティングを開催するごとに、参加人数をどんどん増やしていけるよう期待している。(委員長)

#### ●各委員タウンミーティング参加感想

- ・まだ参加人数は少ないと感じている。また、参加者に温度差がある。まだ「自分ごと」と感じる事ができていない市民の方が多いのではないかと。では、策定委員としてできることはなんだろうと考える機会になった。
- ・紀見地区公民館では、中学生と中学校の先生が参加してくれた。学生や先生と意見を共有できる機会はあまりないので、有意義であった。また、同じ公民館地区でも、住んでいる場所によってかなり差があるということが感じられた。
- ・同じ橋本市でも、地域によって問題点が違うと感じた。高齢者の方は問題点がどんなものか把握されている方も多いが、「これからどうなるか」という視点においては若い方にももっと参加してほしい。
- ・地域ごとに違う問題点に対して、自治基本条例をどのように生かせるのかを考えながら参加した。また、高野口地区には市の職員が参加しており、市職員も地元と一緒に考えたことで、行政と市民の間が近くなったように感じた。
- ・まちづくりに対して積極的に意見をもらえていると思う。ただ、タウンミーティングで自治基本条例の中身のことにあまり触れられていないという意見も聞いた。
- ・タウンミーティングに参加してくれる人はまちづくりに対して志がある方ばかりだと感じた。また、紀見北地区公民館では小学生が参加してくれていたが、参政権等から考えると、参加対象を高校生以上にしてもよかったのではと感じた。

- ・小学生の参加に関しては、参加するには少し内容が難しかったのではないかと思います。ただ、大人ではなかなか思いつかないような発想もたくさん出ていた。また、公民館関係の参加者が多かったので、一般の方にももっと参加してもらえるように、広報に力を入れるべきだと思います。
- ・思っていたよりも参加者が多かったが、やはり年齢層が高かった。このタウンミーティングは、回数を重ねることで周知し、多くの人に参加してもらいたいものだと感じた。タウンミーティングに複数回参加することで、地域による違いを知ることができた。それぞれの地域によって違う意見をどうやって吸い上げて、条例に反映していけるのかという責任を感じた。
- ・「何か分からず参加したが、来てよかった」という話を聞いた。タウンミーティングは何度もやって、何度も行う中で参加者同士でも交流が生まれ、出会う場・話し合う場・新発見する場になってこそ本当の自治に繋がるのではないかと思います。今後は、もう少し対象の地域を小さくする、テーマを決めて計画的に行うなど、工夫が必要なのではないか。また、次回のタウンミーティングをどうするか参加者で考えてもいいと思う。話し合いをどうフィードバックするかを考える必要がある。
- ・周知の方法にもっと工夫の余地があったのではないか。参加者にも地域の役員が多かったように思うので、条例策定にあたっては、普段そういった場に関わる機会の少ない方にもっと参加してもらい工夫してもよかったのではないか。
- ・タウンミーティングで使用した資料によって、これからのまちに対する危機感が参加者に芽生えていたように感じた。
- ・ラジオ、メール、SNS等を有効活用して、もっと自治基本条例について市民の方に知ってもらいたい。
- ・行政の出前講座のような形で、自治基本条例のアナウンスをしに行ったりチラシを配ったりしてはどうか。また、公民館で地域づくり講座等を行い、策定委員もその場で話す機会を設けるなど、事務局だけでなく策定委員も周知活動を担っていければいい。
- ・自治基本条例の学習会が必要。ボトムアップで開催できるような形を目指したい。自分の地域と自治基本条例やまちづくりの関係性を明確に理解してもらい工夫を。
- ・行政が話すのではなく、「自分の知り合いが話す」ことで初めて理解してもらえるこ

ともある。策定委員も積極的に伝え手になりたい。

\*\*\*\*\*

## (2) 自治基本条例制定までの各委員会フロー (案) (資料 3)

- 当初スケジュールでは、10月末までに条例素案の検討をし、11月頃からパブコメ、12月答申となっていたが、もう少し条例素案への議論を尽くす必要があると考え、委員長、副委員長、事務局で協議してスケジュールの見直しを行った。
- パブリックコメントは計2回実施する予定。
  - 1回目パブコメ：12月下旬～1月末（策定委員会中間素案に対するパブコメ）
  - 2回目パブコメ：市長への答申後、市の条例案に対するパブコメ
- シンポジウムをパブコメ期間中に開催（1月頃）
- 3月末までに市長への答申を行うことを予定。
- 条例は公布から施行まで周知期間を取りたい。

### (質疑・意見)

- ・スケジュールが延び、当初の予定より多く議論ができることに安心した。
- ・2回目パブコメ時、策定委員会は既に解散してしまっているのか。
  - ⇒策定委員会は「条例制定まで」、つまり「議会で議決されるまで」の任期になる。
- ・第2回まちづくりタウンミーティングで、条例について説明し切れていないと思うので、もっと説明を尽くす機会を設ける必要があると思う。
- ・小委員会に属していないと、策定委員として議論を満足にできないまま進んでしまっているように感じる。もっと議論できる場がほしい。
- ・「自治基本条例策定委員会」をもっと周知させたい。
- ・書面で見ても、あまり言いたいことが伝わらない。
- ・特定の時間帯に参加しづらい世代の方もたくさんいるので、どんな世代の人も行きやすい時間・場所でタウンミーティング等を行う必要がある。子育てサークルの会合に出向いて説明する等、「来てもらう」だけではなく「出向く」ことも必要。
- ・タウンミーティングで出た意見に対して、「自治基本条例ができるとうなる」というような回答を出すことで各地域にフィードバックしてほしい。
- ・教育の場で、自治基本条例の話をしてほしい。子どものときからまちづくりに関心を持てる仕組みがほしい。
- ・今すぐ完璧な条例ができるわけではないと思うので、制定してからも条例を育て、次世代へのメッセージとなるような条例にしたい。
- ・タウンミーティングやシンポジウムでは、ある程度の成案を出せるように議論に励みたい。

- ・各地区の区長と連携して、もっと多くの市民に伝わるようにしたい。

\*\*\*\*\*

### (3) 小委員会からの報告（資料4）

- 小委員会委員長（西川委員）より、資料4に沿って報告。
- 市長に答申する素案づくりを進める上で、小委員会でまずたたき台を作成した。
- 小委員会で作成したたたき台を基に、本委員会全体で議論し素案づくりを進める。

#### （小委員会委員感想・意見）

- ・自治基本条例を作るにあたって、自分たちの想いを述べ合った。行政目線ではないスパイスを盛り込めたら、という気持ちで臨んだ。条例が出来た後、行政任せではないまちづくりに発展していけるよう、自分たちもまちづくりの中心となって取り組みたいと思う。
- ・この条例があるから市民が前向きに進むことができるような、後ろ盾になれる条例になるよう取り組んだ。
- ・地域の人が、何かをやりたいとやる気になったときに、今とは違うやり方ができるルートが必要だと感じて、そこに力を入れた。
- ・市民が主体となり、市民がやる気を出したときに行政が支援する仕組みが作れたらいいと思う。また、この条例を市民が参画して作るということに意義があるのではないか。条例というと難しい言葉で書かれているので、市民にとってわかりやすい言葉で書いた条例にしたいと感じている。
- ・議論がとても充実していた。条例なのである程度硬い表現になってしまうと思うが、そこにやわらかさを出すのが我々市民の役割ではないかと思う。議会、行政、市民の三者の協働があって初めて条例制定の目的へ繋がっていくと思うので、単純な権利義務関係ではなく、三者が並列的な関係で協働し合いまちづくりを行うという理念に基づいた条例を作っていきたい。
- ・みんながやろうとやる気になれるような条例にしたい。
- ・今完璧な条例を作るのは難しいかもしれないので、今後検証や見直しを行いながら、条例をみんなですべて育てていきたいという気持ちである。

#### （策定委員意見・質疑）

- ・「自治」は人によって違うものをイメージしているのではないか。また、岡潔さんの考え方である「情緒」を橋本市民みんなが持って関わり合うことで、多様性を認め合う関係を築けるのではないかと思う。
- ・橋本市における市民自治の定義について、第2回まちづくりタウンミーティングの

ワークショップで出た意見がすごく参考になるのではないか。こういった意見をうまく反映できたらいいと思う。

市民の定義については、争点をあまり入れない方がよいのではないかと感じた。

橋本市では区や区長がどういったものか位置付けられた条例がないように思うので、区や区長についても盛り込んでもいいのでは。また、市民にとってわかりやすい仕組みづくりが今後必要になると思う。

- ・橋本市に移住してきた人にとっては、地域の活動に参加しづらい現状がある。出来るだけみんなが参加できるような仕組みがあればいいのと思う。市民一人ひとりが参画するということがとても必要だと思う。
- ・子ども用の条例のように、わかりやすい言葉を使えたらいいと思う。
- ・地域づくり組織はあるといいと思うが、その反面すごく難しいのでは。また、この条例にしても地域づくり組織にしても、みんなで育てていけるような柔軟なものになるといいと思う。
- ・橋本市が目指す姿を叶えるために市民が考えるきっかけとなればいい。また、問題を考えるきっかけになれるような、少し具体的な問題提起的条例になってもいいのではないかと感じた。
- ・市民が作った、市民協働のための条例だという意識はよくわかるが、「主権者」等といった言葉に引っかかってしまう。財政カットの口実としての自治、協働ではないというのは正にそのとおりだと感じる。市民の定義も大変難しいが、教育面でいうと、学校に通う子どもは全員市民であると考えている。地域づくり組織については、橋本市を元気にするための組織作りだとは思いますが、どういった組織を作ったらいいかという具体的なイメージが湧きづらい。市民目線での評価、レビュー組織は必要ではあるが、在りようによっては大変難しいのではないか。
- ・住民投票は、地方自治法上は請求できる。自治基本条例に盛り込むのであれば、橋本市なりの住民投票について盛り込まなければあまり意味を成さないのではないか。
- ・橋本市は高野口町と合併して 10 年経つが、まだ一体化されていないのではないかと感じる。この自治基本条例が制定された際には、橋本市が本当の意味でひとつになる方向へみんなで向かっていけるのではないかと期待している。また、条例は一般的に硬く、とっつきにくいものになってしまう。市民が見てわかるような、ある程度やわらかいものになればいいと思う。

\*\*\*\*\*

#### (4) その他

##### ①パブリックコメント及びシンポジウムの実施について（資料 5）

- 平成29年12月下旬～平成30年1月末日にかけて、素案骨子のパブコメを実施予定。
- パブコメ実施期間中に、さらに多くの意見をいただくため、シンポジウムを開催予定。
- 開催時期は平成30年1月中を検討中。
- 内容は三部構成を予定。
  - ①市の協働のまちづくりに向けた取組みについての説明
  - ②(仮称)橋本市自治基本条例 素案(骨子)についての説明
  - ③質疑応答

## ②(仮称)自治基本条例に関するアンケート(案)(資料6)

- 平成29年10月下旬に、(仮称)市民満足度調査を実施予定。
- (仮称)市民満足度調査の際に、(仮称)自治基本条例に関してもアンケート調査を行い、素案骨子作成の参考とする。
- (仮称)自治基本条例に関する調査項目は、大きく分けて3つの要素から構成。
  - ①橋本市における(仮称)自治基本条例の取組みについて
  - ②協働のまちづくりについて
  - ③地域活動について

\*\*\*\*\*

### 《今後の予定》

- 平成29年10月3日(火) 13:30～ 小委員会
- 平成29年10月16日(月) 13:30～ 小委員会・庁内検討委員会専門部会合同開催
- 平成29年11月7日(火) 13:30～ 小委員会
- 平成29年11月15日(水) 13:30～ 第5回策定委員会

## 第 5 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会 議 名	第 5 回橋本市自治基本条例策定委員会		
日 時	平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分		
場 所	橋本市教育文化会館 3 階第 1 研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 西川 一弘 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 柴田 香織 大山 善久	乾 幸八 前田 陽一郎 遠藤 和美 森田 知世子 隅田 秀浩 岸田 昌章
			堀江 佳史 平家 利也 山本 光子 森川 嘉久 土田 淳子 野村 昌子 【出席委員：19 名】
欠席者	委員 (敬称略)	東 美樹 【欠席委員：1 名】	
次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 小委員会からの報告 ・H29. 10. 16 小委員会・専門部会合同開催結果 (2) 条例案の検討 (3) その他 ①第 2 回まちづくりタウンミーティング報告（学文路） ②（仮称）自治基本条例に関するアンケート結果 ③意見募集について ④シンポジウムの開催について 3. 閉会		
資 料	資料 1 中間素案 パブコメ案 資料 2 H29. 10. 16 小委員会案・専門部会案比較表 資料 3 H29. 10. 16 小委員会・専門部会合同開催 会議録 資料 4 専門部会員からの意見・感想まとめ 資料 5 庁内検討委員からの意見まとめ 資料 6-1 意見募集について 資料 6-2 シンポジウムの開催について 資料 7 （仮称）自治基本条例に関するアンケート結果 資料 8 第 2 回まちづくりタウンミーティング 学文路ワークシート 資料 9 第 2 回まちづくりタウンミーティング アンケート集計		

## 《次回策定委員会日程について》

●策定委員会 平成 29 年 12 月 18 日（月）午後 1 時 30 分～

## 1. 開会

(傍聴者 0人)

\*\*\*\*\*

## 2. 議事

### (1) 小委員会からの報告（小委員会 委員長）（資料1～5）

#### 【1】報告について

- ①「中間素案」に対して12月下旬から意見募集するにあたり、条例文の形では固まった案に見えて意見をもらいづらくなってしまう可能性があるため、資料1のように箇条書き（要素・骨子）で第5回策定委員会へ報告・意見募集の形式を提案する。
- ②条例文の形で検討したものについては、資料2を参照。

#### 【2】三役会議（委員長・副委員長・小委員会委員長）で検討した論点

- ①「最高規範性」は独立章で謳う。
- ②条例文の表現は、市民参画で作った提案ということで「です・ます調」とする。
- ③第15条の名称を、条例名称案と揃えて「育む条例」とする。

#### 【3】本委員会で議論してほしいこと、残されている論点等

- ①前文と全体の整合性について
  - ②「自治基本条例」であるが、条文中には「自治」について触れられていない
  - ③「私たち」の語句の定義が必要ではないか
  - ④橋本市らしい「協働」の新しい意味や言葉を作ってはどうか
  - ⑤橋本市らしい条例の愛称を作ってはどうか
  - ⑥市民の定義をどう規定するか。住所を有するものが市民なのか、橋本市に関わるものも市民として取り扱うのか。
  - ⑦第13条 行政評価は、事務事業評価ではなく、もっと広い意味で使用しているが、それがきちんと伝わるような表現はないか。
- ※小委員会では、長期総合計画における事業くらいの事業スパンで、「よりよくなるための市民側からの建設的な意見」「アウトカム」といった評価を想定している。
- ⑧第15条 育む条例について、外部組織や委員会を設置することを具体的に盛り込んだ方がよいのではないか。

\*\*\*\*\*

### (2) 条例案の検討（資料2 小委員会案を検討）

小委員会案各条文に対して、意見募集をするための策定委員会の中間素案として使用してよいか、意見等がないかを確認。不一致点は、ひとまず中間素案を仕上げるため

に三役預かりとし、次回策定委員会までに三役案を示すこととする。

## 《第 1 章 総則》

### ●第 1 条 目的

- ・第 1 条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

### ●第 2 条 定義

- ・「市民」の定義をどう規定するか。住所を有するものが市民なのか、橋本市に関わるものも市民として取り扱うのか。
- ・自治意識がわかりやすくなるので、「私たち」の定義を加えた方がよい。

### ●第 3 条 基本理念

- ・基本理念は規定する。
- ・「協働してまちづくりを進める」の部分について、「自治と協働のまちづくりを進める」としてもよいのでは。

### ●第 4 条 基本原則

- ・市民参画で作ったということを強調するために、「私たち市民」とした。
- ・「私たち市民」という主語を使うのであれば、「私たち」の定義だけではなく「私たち市民」の定義も必要なのではないか。
- ・以降の条文で、「私たち市民」という主語になっているが、市民、議会、行政の三者が並列であるという前提から考えると、「市民」という主語にした方がよいのでは。
- ・「私たち」という主語は、自治意識が現れておりよいのではないか。
- ・「私たち」と「私たち市民」としてしまうと、表現が重複してわかりづらくなる。

## 《第 2 章 市民》

### ●第 5 条 市民の役割

- ・「市民の権利」「市民の責務」を、「市民の役割」とまとめてしまってよいのか。
- ・第 5 条では、何を目的に行動するのか、その原理にもとづいて規定していく方がよいのでは。
- ・権利の濫用を防ぐ為に、「公序良俗」という表現が使われていると思う。
- ・「公序良俗」は、市民間のトラブルを回避するために使われる言葉。
- ・「公共の福祉」「公序良俗」というと、受け取り手によって意味合いが変わる、イメージするものが異なる可能性が高いと考えられる。そのため、みんなが思う行動原理や目的をみんなの言葉で書いた方がよいのではないか。
- ・市民の活動を歯止めしてしまうような表現はない方がよいのではないか。

### 《第3章 市議会》

#### ●第6条 市議会の役割

- ・「市民の目線に立って」という表現を追加してもよいのでは。
- ・「住民」という語句が出てくるが、定義されていない。
- ・「住民の代表」でよいのか。「市民の代表」ではないのか。  
⇒選挙権のことを考え、小委員会案では「住民」とした。
- ・「市民」の定義をどう規定するかによって、「住民」も「市民」と言い換えられるのでは。
- ・橋本市議会基本条例の水準は高いと感じているので、自治基本条例の中に議会基本条例を組み込んで、議会基本条例の精神で運営していくという点でよいと思う。

### 《第4章 市長等及び職員》

#### ●第7条 市長等の役割

- ・地方自治法等により、自治基本条例に定めなくても運営できているものについては盛り込まないとして全体を構成した。
- ・第7条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

#### ●第8条 職員の役割

- ・第8条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。
- ・「です・ます調」が生きており、能動的表現となっているところがよい。

### 《第5章 地域づくり》

#### ●第9条 地域主体のまちづくり

- ・第2項「適切な施策を講じます」という表現でよいのか。「支援」の方がよいのでは。
- ・第7条第5項に、「市民の自発的・自主的な活動等を支援します」という表現があるので、その部分に対応させ、第9条第2項ではさらに「地域における活動」という限定的な要因があるため、「支援」という表現から噛み砕いて「施策を講じる」としている。
- ・第9条第2項を見ると、「何をしてくれるのかな」という期待感が出る。

#### ●第10条 地域運営組織

- ・住民がやる気になった時に、行政が支援できる仕組みづくりのため規定。
- ・地域運営組織について、具体的にどんな形を考えているのか。名張のような形？
- ・少子高齢化の中で、区そのものが活動しづらくなったときのことを想定しているのかなと思っているが、区での活動が盛んな今、今後機能できるかどうかというところも

視野に入れているのか。

- ・小委員会としては、既存の組織や一定のまとまりのある地域を集約、もしくは効率化して、生きた組織を作りたいと思っている。
- ・第 5 項の具体的な内容を第 6 項にある「別に定める」ものの中で規定していくことになると思う。
- ・今も、区の役員のなり手がいない等が課題となっており、今後も地区の構成等によってかなり差が出てくると思う。
- ・第 10 条について、各地区ですぐ対応することは難しいので、中長期的に取り組んでいくことになると思う。そう想定すると、自治基本条例に規定しておくべきだと思う。
- ・第 10 条で規定しているのは、「地縁型組織」(＝横糸)。NPO 活動や分野ごとの活動(＝縦糸)については規定されていない。橋本市全体として関わる、特定の分野の活動でまちづくりを行う組織を作りたい場合は、第 10 条を根拠にはできない。
- ・もし「縦糸」についても規定するのであれば、第 10 条の中で「縦糸」についても規定するのか、もしくは第 11 条として新しく「縦糸」について規定するのか。
- ・第 10 条は「地域運営組織」に関する条文なので、規定するのであれば別の条でシンプルに書いた方が分かりやすいのでは。
- ・「住民がやる気になったとき」組織が作れるようにと言っていたが、第 6 項の「別に定める」ものは、「やる気になったときに別に定める」のか、「先に別に定めておいてやる気になったときに組織を作ることができる」のか、どちらか。  
⇒「先に別に定めておいてやる気になったときに組織を作ることができる」ことを想定している。
- ・他市では、「コミュニティ計画」等を別に定め、きちんと行政の中で位置づけているところもある。
- ・全市的に行っている組織(縦糸)も入る余地を与えてもらえれば、もっと幅が広がると思う。
- ・地域運営組織同士でどう情報共有するか、連絡協議会のようなものも必要になるのではないか。
- ・「縦糸」というのは、地域運営組織とは別のものことなのか。
- ・「当該地域の市民」と規定すると、縦糸の組織のことを考えると一致しない。
- ・地域運営組織の中でも、分野ごとに各地区で横同士の連携していけるようにするべきでは。
- ・各地区で住んでいる人の意見がきちんと反映されるような組織になるべき。住民の意思が反映されづらくなるのではないかという不安がある。区や自治会と尊重した組織になってほしい。

## 《第 6 章 市政運営》

**●第11条 総合計画**

- ・現在、総合計画策定の根拠がないので、自治基本条例の中に入れておくべき。
- ・「地域別計画を策定し」という文言は入れないのか。
- ・第11条は、大筋として小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

**●第12条 財政運営**

- ・財政運営の根拠、予算の編成や執行についての情報公開の根拠を第12条で規定。
- ・第12条は小委員会案を策定委員会の中間素案として用いる。

**●第13条 行政評価**

- ・小委員会としては、事務事業評価のような単年度のものではなく、長期総合計画に意見を反映させるような、政策や施策レベルのものへの評価に市民参画したいという趣旨である。
- ・小委員会は、総合計画に市民の意見を反映させるためのものとして考えている。
- ・行財政すべての評価を、自治基本条例を根拠に実施するのは適切ではないのではないのか。自治基本条例の中では、市民、議会、行政が市民参画で協働してまちを元気にしていくということがきちんと行われているのかどうかの評価だけでよいのではないのか。
- ・自治基本条例の進捗管理は行う必要があると思うので、その進捗管理に関しては第15条として規定してはどうかと考えている。

**《第7章 最高規範性》****●第14条 最高規範性**

- ・立法全体としてではなく、「橋本市のまちづくりの推進における」としており、限定的な書き方をしているので問題はないのでは。
- ・「最高規範」に替わる表現はないのか。最大限尊重する、基本規範性、ルール、規則、市訓（家訓のように）等が考えられる。
- ・「基本規範性」という言葉はあるのか。
- ・「こういうまちを作りましょう」という理念条例の方がよいのではないかと思うので、この条例の趣旨を生かして、この条例の精神で、施策をやってほしいという趣旨になるとよい。
- ・この条例の趣旨に反する条例ができるのでは意味がないので、最大限尊重してほしい。
- ・この条例の精神で、市民参画や協働でまちづくりを進めてほしいということは規定しておいた方がよいと思う。
- ・「基本規範性とし、この条例の精神を最大限尊重する」という書き方をしてはどうか。
- ・「規範」という言葉を使うと硬くなってしまうので、「規範」に替わる表現を探しては

どうか。

## 《第 8 章 条例の検証及び見直し》

### ●第 15 条 育てる条例⇒「育む条例」

- ・第 15 条のタイトルを、自治基本条例に愛称をつけて、その愛称と同じものにする  
とよいのではないか。
- ・育む委員会の設置規定が必要ではないか。
- ・「条例の内容が実際の状況に合っているか検証をする」と読み取れるので、「まちづく  
りの手法ややり方がこの条例に合致しているか」が第一に検証する内容だと思う。ま  
ずまちづくりの手法ややり方を検証して、その結果実態にそぐわずどうしても条例の  
改正が必要であると判断した場合、条例を検証するというように、段階を分けた書き  
方にした方がよいのでは。
- ・「三つの愛を育むまち条例」という条例の名前を考えてきた。三つの愛とは、共育コ  
ミュニティの「育ち合う」(=育ち愛)、橋本市生活支援協議体の愛称「たすけ愛」、  
小委員会でも案として以前から出ている「まじりあい」(=まじり愛)のことを指す。  
この三つの愛を育てれば、様々な想いを網羅できるのではないかと考えた。
- ・「三つの愛を育むまち条例」とするならば、他の関係機関にきちんと話をして、許可  
を取ってから進めた方がよい。
- ・条例が育つだけでなく、市民も育て、それぞれ地域づくりに参加していくという  
ことが必要。

### 《前文》

- ・前文は、骨子として中間素案で示すこととする。

\*\*\*\*\*

### (3) その他

#### ①第 2 回まちづくりタウンミーティング報告（学文路）（資料 8, 9）

#### ②（仮称）自治基本条例に関するアンケート結果（資料 7）

- ・次回策定委員会で条例の中間素案を検討する際にも、参考にしていただきたい。

#### ③意見募集について（資料 6-1）

- ・中間素案に対し、策定委員会でパブリックコメントをとるが、「パブリックコメント」  
とすると硬く感じられ、たくさんの意見をもらえなくなってしまうのではないかと考  
え、「意見募集」という表現とした。
- ・意見募集の期間は平成 29 年 12 月 25 日～平成 30 年 1 月 31 日を予定。
- ・閲覧場所は橋本市役所政策企画室、各地区公民館、文化センター、図書館を予定。
- ・意見の提出方法は任意様式に住所、氏名を記入し、策定委員会事務局（政策企画室）

へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法。

- ・結果については市ホームページ等で公表予定。

#### 《③意見募集に対する意見、質疑》

- ・200字、400字と字数を決めて、原稿用紙のような様式とした方がよいのでは。少ない字数でもいいので、たくさん意見をくださいと書く。
- ・高等学校でも協力してもらえるようにしては。
- ・FMはしもとでアナウンスしてはどうか。
- ・資料1 中間素案 パブコメ案の様式を使用し、空白箇所があってもよいと明記して、「考え方」欄の下に意見を書いてもらうようにしてもいいのではないか。

#### ④シンポジウムの開催について（資料6-2）

- ・市の取り組みや中間素案について、広く市民の皆さんに知っていただき、関心を持っていただくこと、意見募集期間に開催してたくさんの意見をもらうこと、シンポジウムで得た意見も今後の参考とすることを目的とする。

- ・日程：平成30年1月13日（土）13時30分～を予定

- ・場所：教育文化会館4階第6展示室

- ・内容：①市の協働のまちづくりに向けた取組みについて  
②（仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）について  
③グループディスカッション など

- ・対象：市内在住、在勤、在学の満16歳以上の人

- ・申込方法：政策企画室へ電話、FAX、Eメール（氏名・住所・年齢・連絡先）

※託児、手話通訳が必要であれば1月5日まで

- ・当日役割

全体司会：田村委員

開会あいさつ：堀内委員長

市の協働のまちづくりに向けた取組みについて：事務局

（仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）について：堀江副委員長

コメンテーター：堀内委員長、堀江副委員長、森田委員、戸島委員

各グループファシリテーター：橋本市自治基本条例策定委員

サポート：庁内検討委員会専門部会員

閉会あいさつ：乾副委員長

\*\*\*\*\*

#### 《今後の予定》

平成29年12月18日（月）13：30～ 第6回橋本市自治基本条例策定委員会

平成29年12月25日（月）～平成30年1月31日（水） 意見募集

平成30年1月13日（土）13：30～ シンポジウム

## 第 6 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第 6 回橋本市自治基本条例策定委員会		
日時	平成 29 年 12 月 18 日（月）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分		
場所	橋本市教育文化会館 3 階第 3 研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 前田 陽一郎 遠藤 和美 森田 知世子 隅田 秀浩 岸田 昌章	乾 幸八 平家 利也 山本 光子 森川 嘉久 土田 淳子 野村 昌子
		堀江 佳史 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 柴田 香織 大山 善久	【出席委員：18 名】
欠席者	委員 (敬称略)	西川 一弘 東 美樹	【欠席委員：2 名】
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 中間素案（三役調整案）の説明 (2) 中間素案（三役調整案）の検討 (3) まちづくりシンポジウムの開催について (4) その他 ・第 7 回、第 8 回策定委員会の日程について 3. 閉会		
資料	資料 1 (仮称)橋本市自治基本条例 三役調整案 資料 2 第 5 回策定委員会 小委員会案への検討 次回への課題 資料 3 中間素案 意見募集案 資料 4 まちづくりシンポジウムの開催について 資料 5 まちづくりシンポジウム ちらし		

## 《次回策定委員会日程について》

- まちづくりシンポジウム 平成 30 年 1 月 13 日（土）午後 1 時 30 分～
- 第 7 回策定委員会 平成 30 年 2 月 14 日（水）午後 1 時 30 分～
- 第 8 回策定委員会 平成 30 年 3 月 14 日（水）午後 1 時 30 分～

## 1. 開会

(傍聴者 2人)

\*\*\*\*\*

## 2. 議事

### (1) 中間素案（三役調整案）の説明（資料1～3）

三役（委員長、副委員長）を代表し、堀江副委員長が案について説明。第5回策定委員会で、小委員会案への課題となった点（資料2）を中心に説明・提案を行った。

- ・全体を通して、「私たち」と「私たち市民」という表現が使われていたが、意味が伝わりづらいため、「私たち」と「市民」に統一した。
- ・第2条 第1号に「私たち」という定義を追加した。
- ・第2条 第8号に「民間非営利団体」という定義を追加した。  
これまでは地域運営組織のみを組織体として規定しようとしていたが、全市にまたがるような活動を行っている組織（縦糸?）についても規定した方がよいのではと考えた。
- ・第4条 第4号に「相互の尊重」を基本原則として追加した。  
元々は第5条に盛り込んでいたが、相互の尊重は市民の役割だけではなく、市民よりも大きな私たちの役割として扱う方がよいのではないかと考え、第4条に入れた。
- ・第5条は、よりやわらかく、意図が伝わりやすいだろうと考えられる表現に変更。
- ・第6条 第1項に「市民の目線に立って」という表現を追加。
- ・第11条に民間非営利団体の役割を盛り込んだ。  
民間非営利団体は、あくまでも市民のまちづくりを支え、育てるという役割であることなどを記載。
- ・第12条に「助成等」を盛り込んだ。  
他市では民間非営利団体への助成を行うとしている条例が多いが、まちづくりを行う、まちづくりに協力するという観点から、地域運営組織も民間非営利団体もどちらも対象にしてはどうかと考えた。
- ・第15条「行政評価」は、「自治基本条例」の範囲での評価に絞ってはどうかと考え、文言を追加した。ただ、そうした場合「行政評価」という表現でよいのかどうかという疑問が残る。
- ・第16条「条例の位置付け」は、「最高規範性」や「最高法規性」という表現に違和

感がある委員の方が多かったと思うので、「条例の位置付け」という表現にした。

- ・第 16 条 第 1 項は、「私たち」を主語にしており、市も市民も同様にこの条例を大切にしてほしいという思いを込めている。
- ・第 16 条 第 2 項は、書いていてもいなくても当然のことであり、条例相互の整合性を図らなければならないというのは市の役割として常にあるべき姿である。この条例を尊重してもらふ趣旨があるので、あえて記載している。
- ・第 16 条 第 3 項も同様。
- ・最高法規性や最高規範性といった表現は使っていないが、この条例を軽視しないでほしいというメッセージを込めた。
- ・第 17 条 第 1 項に、まず市に計画や政策がこの条例の趣旨に沿っているかどうか見直しをしてほしい旨を記載した。
- ・第 18 条「育てる委員会」というネーミングは、委員みんなでアイデアを出し合って考えたい。
- ・策定委員からも多数意見があった、条例を育てていく委員会の設置について第 18 条に盛り込んだ。

\*\*\*\*\*

## (2) 中間素案（三役調整案）の検討（資料 1 三役調整案を検討）

三役調整案各条文に対して、意見募集をするための策定委員会の中間素案として使用してよいか、意見等がないかを確認。不一致点は、ひとまず中間素案を仕上げるために再度三役預かりとし、三役で調整し直した上で中間素案として使用することとする。

### 《委員意見》

- ・この自治基本条例ができることによって、今までにある条例や政策とどう絡むのか気になる。今までにあるものとの関係がわかりづらい。
- ・三役調整案はとても分かりやすい、すっきりしたものになったと思う。
- ・今までの小委員会案、前回の策定委員会を経て、三役調整案はきれいに整ったと思う。
- ・他の条例と違い、「～しなければならない」というような硬い語尾ではないため、新鮮で読みやすいものになっていると思う。
- ・全体を通して、口語調であることがよい効果（読みやすい、親しみやすい、やわらかい等）に繋がっていると思う。
- ・地域格差ができてしまわないよう、満遍なく取り組めるような仕組みが必要ではないか。
- ・長期総合計画や、その他の計画など、同時進行で進んでいる計画が今策定している（仮称）橋本市自治基本条例にそぐわなかった場合はどうするのか。

- ・全体を通して、「毎年度検証する」としている条項については検証する期間を再検討した方がよいのではないか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義について、ボランティアの個人登録はどう扱われるのか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義を実際の団体に、どの団体が民間非営利団体に該当し、どの団体は該当しないのか等を当てはめるとなると難しいと思う。
- ・第2条「定義」の第6号 参画は、「自らの意思でまちづくりに関わる」だけでよいのか。「計画段階から一緒に考える」ことも必要なのではないか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義はとても幅広いので、「まちづくりに関わる団体」という表現を入れてはどうか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体の定義は、第11条「民間非営利団体」へ盛り込んでどうか。
- ・第2条「定義」の第8号 民間非営利団体が、第2号 市民の一部ではないように読み取れてしまうので、第8号の内容を第11条「民間非営利団体」へ含めた方がよいのでは。
- ・第2条「定義」の第2号 市民の定義は、相互の尊重、多様性の尊重の観点から狭い定義としない方がよいと思う。
- ・新しい地方自治や、市の業務のたな卸しをするのであれば市民の定義は狭い（市民＝住民）方がよいと思っていたが、今の三役調整案であれば広い意味（市内在住、在勤、在学、活動する人、事業者、団体等）でよいと思う。
- ・第4条「基本原則」と第5条「市民の役割」の表現が重複しているように感じる。
- ・第5条「市民の役割」の第2項について、「情報を共有する」だけでよいのか。「意見を出す」等、情報共有からもう一步ある方がよいのではないか。
- ・第8条「職員の役割」は、今の職員の役割と同じだと思うが、それでよいのか。職員にも協働の意識を持ってほしい。
- ・第8条「職員の役割」について、職員が今以上のことをやらない言い訳に使われなにか心配。職員にも、自分のできる範囲で市をよくしようという気持ちを持ってほしい。
- ・第8条「職員の役割」に、広報活動のことを盛り込めないか。
- ・第11条「民間非営利団体」の判断はどこですか。
- ・地域に支えられてこそ、民間非営利団体は成功すると思う。お金を出す支援や、その支援の方法は相当考える必要がある。
- ・民間非営利団体について、既存の団体と新規の団体をどう扱うか。市のどこがその整合性を図るのか。
- ・「民間非営利団体」が、地域のつながりにどう絡むのか不明。

- ・第 12 条「助成等」の第 2 項はもっとわかりやすくした方がよいのでは。
- ・第 12 条「助成等」について、「出捐」という表現でよいのか。財源確保が目的であれば、「基金を設置することができる」というような表現の方がよいのでは。
- ・第 12 条「助成等」は、団体に対して助成するというのではなく、いいまちづくりを行う事業に対して助成する方がよいのでは。また、基金からの支出と決めてしまわなくてもよいのでは。
- ・第 15 条「行政評価」について、どう評価されるのか。
- ・第 15 条「行政評価」、第 17 条「育てる条例」は、毎年度検証するとなっているが、ある一定の期間がなければ評価しづらいのではないか。
- ・第 15 条「行政評価」について、第 1 項の「この条例の進捗にかかる」という文言は削除した方がよいと思う。
- ・第 16 条「条例の位置付け」に総合計画の見直しが入っているのは自治基本条例としてどうか。
- ・第 16 条「条例の位置付け」の第 3 項はない方がよいのでは。(仮称)橋本市自治基本条例は、現時点では理念条例に近いので、「この条例の精神をいかしてほしい」という意味合いで十分ではないか。
- ・第 16 条「条例の位置付け」で、「整合性を図る」という表現が使われており、「最高規範性」という言葉を使わないようにしている点がよいと思う。
- ・「育てる条例」は、「育む条例」としてはどうかという意見が以前出ていたと思うので、今の資料も「育む条例」と読み替えて考えた方がよいのでは。「育てる委員会」もそれにあわせて、「育む委員会」がよいと思う。
- ・第 17 条「育む条例」について、毎年見直すのは一市民としてよいのではないかと思う。ただ、どのような見直しをするのかが気にかかる。
- ・第 17 条「育む条例」の第 3 項にある、「市民の参画を求める」というのは義務規定なのかどうか気になる。
- ・第 18 条「育む委員会」とどんな関係になるのか、市民にとってよいものにできるのかどうか気になる。
- ・第 18 条「育む委員会」の名称は、見守る、寄り添う、サポートするようなことが伝わる名称がよいのでは。
- ・第 18 条「育む委員会」は、「育み」という名前でもよいのでは。
- ・第 18 条「育む委員会」と条例名称は整合性が取れるようにした方がよいのでは。
- ・ひらがな表記にするとやわらかくてよいのではないか。

#### 《中間素案意見募集に向けた変更点》(委員内最終確認)

- ・第 2 条 第 1 号は、「次号及び第 3 号に定める市民及び市を～」と変更する。
- ・第 2 条 第 8 号削除、第 11 条に定義と読めるような表現を追記する。

- ・第4条第1項に、情報の共有だけではなく、広報活動に近い表現を加える。
- ・第8条第2項に、協働の意識について加える(例えば、「市民とともに住みよいまちづくりに努めます」といった表現)。
- ・第11条第1項に、民間非営利団体について追記する。また、「民間非営利団体」ではなく、「民間非営利組織」とする(個人も団体も含まれるようにするため)。
- ・第12条は、「基金」という表現は用いない。「助成等」に含まれるとする。
- ・第10条第5項と、第11条第3項は、第9条にまとめる。
- ・第15条「この条例の進捗にかかる」という表現を削除する。
- ・第16条については三役預かりとする。
- ・第17条については三役預かりとする。
- ・第18条「はぐくむ委員会」という表現にする。やわらかさを重視し、ひらがなを用いる。

\*\*\*\*\*

### (3) まちづくりシンポジウムの開催について(資料4,5)

前回の策定委員会で決定したシンポジウム役割分担のうち、委員長、副委員長、コメンテーター、当日司会、事務局でシンポジウムの開催方法について協議を行った結果を策定委員会へ報告した。また、提供資料から下記内容へ変更した。

#### ・次第

1. 開会挨拶 13:30～
2. 協働のまちづくりに向けた取組みについて 13:45～14:00
3. 中間素案について 14:00～14:20  
(休憩 14:20～14:30)
4. グループディスカッション 14:30～15:20  
発表 15:20～15:35  
コメント 15:35～15:55
5. 閉会あいさつ 15:55～16:00
6. 閉会 16:00

#### ・グループディスカッションの方法

- ①受付時に、グループの割り振りをする(知り合い同士で固まらないように)
- ②司会：本日のグループディスカッションの趣旨を説明
- ③堀江副委員長：中間素案の説明
- ④グループディスカッション 自己紹介+話し合いたいテーマの決定(10分程度)

⑤意見発表（各テーブル 1 分程度）

ファシリテーター(策定委員)が代表で発表する。

⑥コメンテーターによるコメント

⑦アンケート(参加してよかったところ、具体的な提案、自由記述)

\*\*\*\*\*

#### (4) その他

##### ・第 7 回、第 8 回策定委員会の日程について

第 7 回策定委員会：平成 30 年 2 月 14 日(水)13：30～

第 8 回策定委員会：平成 30 年 3 月 14 日(水)13：30～

##### 《今後の予定》

平成 30 年 1 月 13 日（土） 13：30～ まちづくりシンポジウム

平成 30 年 2 月 14 日（水） 13：30～ 第 7 回策定委員会

平成 30 年 3 月 14 日（水） 13：30～ 第 8 回策定委員会

以上

## 第7回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第7回橋本市自治基本条例策定委員会		
日時	平成30年2月14日(水)午後1時30分～午後5時		
場所	橋本市教育文化会館3階第1研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 前田 陽一郎 遠藤 和美 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章	乾 幸八 平家 利也 山本 光子 小林 俊治 東 美樹 大山 善久
			堀江 佳史 田村 亜美 戸島 浩子 隅田 秀浩 柴田 香織  【出席委員：17名】
欠席者	委員 (敬称略)	西川 一弘	森田 知世子 野村 昌子  【欠席委員：3名】
次第	1. 開会 2. 議事 (1) まちづくりシンポジウム 開催結果報告 (2) 意見募集 意見の概要と回答案について (3) 素案及び報告書案について ・答申日時：平成30年3月28日(水)午後1時30分～(予定) ・報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて (4) 地域運営組織について (5) その他 ・事前課題の提出 3. 閉会		
資料	資料1 まちづくりシンポジウム アンケート結果 資料2 まちづくりシンポジウム ワークシート 資料3 中間素案に係る意見の概要と回答案 資料4 (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 (中間素案・意見募集時時点) 資料5 報告書案 資料6 報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて		

## 《次回策定委員会日程について》

- 第8回策定委員会 平成30年3月14日(水)午後1時30分～
- 答申 平成30年3月28日(水)午後1時30分～(予定)

## 1.開会

(傍聴者 2人)

\*\*\*\*\*

## 2. 議事

### (1) まちづくりシンポジウム 開催結果報告 (資料 1,2)

事務局より、策定委員会が主体となって行ったまちづくりシンポジウムの開催結果を報告。参加人数は 111 名 (策定委員を含む)。

資料 1,2 の中で、主に中間素案に対して具体的に意見・提案をいただいたところを取り上げた。資料 2 からわかるように、「第 5 章 地域づくり」に対する参加者の関心が非常に高かった。

\*\*\*\*\*

### (2) 意見募集 意見の概要と回答案について (資料 3,4)

資料 3 中間素案に係る意見の概要と回答案に対して、ひとつずつ意見を見ながら回答案について議論した。不一致点は三役預かりとし、次回策定委員会までに示すこととなった。

#### 《各意見への回答案に対する委員意見》

##### ●意見 1

- ・「この条例のレベルをどうするか」+マニュアルの回答でわかりやすく。
- ・中学卒業生が理解できるレベルとするか？
- ・高校生レベルとするか？
- ・「レベル」の基準は人によって違う。
- ・レベルとは何を指すかが問題。

##### ●意見 2

- ・回答に「伝道者」という表現は使わない方がよいのでは。
- ・「みんなでやる」ということが伝わる表現にした方がよい。
- ・既存組織や地域運営組織を核としてやるべきで、新規組織は不要。
- ・名張市は地域運営組織の担当者がいたので、そのことを指すのでは。
- ・必要かどうかの回答を書くべき。

- ・行政のことなので、市に委ねる回答の方がよい。

●意見4

- ・「自分のことは自分で～」の表現は、突き放したような、冷たいマイナス表現に見えるので、「みんなで力を合わせて」でよいのでは。
- ・「はぐくむ」は愛情がないと成り立たない。条例にも橋本市にも愛情を。

●意見5

- ・市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくろうという趣旨なので、あえて「です・ます調」であることを明記する。
- ・「誰が読んでも」はなくてよいのでは。
- ・意見1への回答と意見5の回答は整合性が取れるようにすべき。
- ・「誰が読んでもわかる」くらいの気持ちで作って、具体的なレベルを明記しない方がよいのでは。
- ・理解度は人それぞれ。使用する漢字を中学卒業レベルにする等の工夫は可能。

●意見6

- ・「市民が自分たちのまちをよくしたいという気持ちをバックアップするための条例」と前向きな表現に変えた方がよいのでは。自由な発想をいかせるような表現に。

●意見7

- ・「ご提案いただきありがとうございます」はなくてよいのでは。統一したほうがよい。
- ・回答欄はコンパクト化すること。
- ・はじめとおわりを丁寧にするだけでよい。

●意見8,9

- ・箇条書きできるところは箇条書きにする。
- ・ストレートに書けるところはストレートに回答する。
- ・絵に描いた餅にならないようにしたいので、そのために策定委員会として参画しに来たという趣旨を入れてほしい。
- ・表現は検討するとして、条例の改廃等の趣旨を書いてはどうか。
- ・少子高齢化等の背景がマイナスに見えてしまうということであれば、「少子高齢化への挑戦」という表現も可能ではないか。

●意見10

- ・ 答えられるところは答えるようにする。
- ・ 「参考にします」という表現はない方がよいのでは。
- ・ 「財政の自立した地域社会」では意味が通らなくなる。

●意見 11

- ・ 資料集として検討してはどうか。

●意見 13,14,15,16

- ・ 第 4 段落を詳細に書くかどうか。
- ・ 概ねこのとおりの回答でよい。
- ・ 意見 13～16 も正しいといえるので、表現に配慮する必要がある。
- ・ 意見 13～16 のように、定義を限定してしまう方が無難ではないか。
- ・ 第 5 段落を消しても良いのでは。
- ・ 策定委員会としてはかなり議論をしたところなので、回答案は「こういった趣旨で考えています」という結びでよいのでは。
- ・ 第 5 段落で、自主的、強く豊かにするために自治基本条例があるという表現にしてもよいのでは。

●意見 17

- ・ 住み慣れていない人はどうなるのか。
- ・ 「住み続けたい」という表現はどうか。
- ・ 「住み慣れた」でもよいのでは。
- ・ 意見に対する回答に関しては、概ねこのとおりの回答でよい。

●意見 18,19

- ・ 「郷土を愛し」は策定委員会の考え方からずれるのではないか

●意見 20

- ・ 回答案にある、「地域別計画の策定などについても行っていただきたい」の表現を変えた方がよいのでは。
- ・ 理念＝「目標」「方向性」
- ・ 細かいところや行政がやるところは、策定委員会で回答しづらい。
- ・ 策定委員会として丁寧に対応するが、具体的な対応はできないと思う。

●意見 22,23

- ・ 回答案は、「ご意見を採用させていただきます」という表現の工夫をしてもよいので

は。

●意見 24,25

- ・「議会基本条例を参考にしています」というところは、「尊重しています」という表現の方がよいのでは。
- ・議会基本条例と齟齬がないことが読み取れる表現にしてほしい。

●意見 30

- ・障がい者のことも考えた方がよい。

●意見 32

- ・回答案に少し表現に手を加えてもよいのでは。
- ・個別条例のことになると思うので、「以後の条例によって～」という書き方でもよいのでは。
- ・別条例のくだりを書きながらもソフトにした表現がよい。

●意見 33

- ・区や自治会でうまくいっているところもたくさんあるので、まずは今あるものを活性化させることが必要。
- ・長い目で見た方向性と現状（できている区とそうでない区）をふまえた回答にしてほしい。
- ・地域格差等もふまえて、地域の実情を見ながら地域にあったものを作っていくために～という表現にしてはどうか。
- ・今頑張っているところも、これからのことを考えるとしんどいところもあるので、そのためにもよい地域運営組織を。
- ・本条例制定後、策定委員会ではなく別の委員会を設置し、議論する必要があるのでは。
- ・地域運営組織は区や自治会を盛り上げていける組織としてあるのでは。
- ・区をやりながら、更に負担が増えるのでは難しい。
- ・地域運営組織は、「現状の負担を減らすためにつくる組織」「更に負担を増やさないようにするため」という趣旨の回答が必要では。
- ・ある特定の人に過度にかかっている負担を減らすきっかけづくりを。
- ・今あるものを生かしながら、みんなで協働、分担、分業して、ちょっとしたことをみんなで分担できるように、みんなを巻き込める仕組み作りを。
- ・意見 33 への回答案は、委員が代替案を考える。

## ●意見 37,38

- ・市民と議会の関係は今までとおりである。
- ・元々市民と議会には上も下もないのでこれからも上下関係はない。
- ・地方自治法上もそうになっていない、議会基本条例でもそうになっていないと明記するように。

## ●意見 39

- ・議会基本条例を否定する意見ではないか。

## ●意見 41

- ・権力の二重構造として、地域運営組織で権力が生まれてしまわないように注意しなければならないのでは。
- ・そもそも法律用語としての「権力」（予算や人事など）を地域運営組織が持てるはずがない。
- ・権力の二重構造ではないとしっかり書くこと。
- ・ヨコとタテで力を合わせて、議会とも協力していきたい。

## ●意見 43

- ・「地方自治法の中で、範囲で行っている」と明記した方がよいのでは。

## ●意見 52

- ・理念条例が作られれば、それに沿って具体的な条例が作られるのが普通。
- ・尊重して進めてもらえればそれでよいので、「優位性を～」という文章はなくてもよいのでは。
- ・予算、議決権は議会にある。

\*\*\*\*\*

**(3) 素案及び報告書案について (資料 5,6)**

## 《答申日時》

平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 1：30～を予定。

委員会を開催するわけではないが、「みんなで作った」というプロセスを大切にするためにも、出来るだけ多くの委員に参加してもらいたい。

また、資料 5 のように、答申の際の報告書を検討中。第 7 回策定委員会時には構成のみの段階だが、中間素案を最終素案に向けて修正する作業や、各条文の趣旨や考え方を

書く作業などを行い、第8回策定委員会時には報告書の内容を確定させる必要がある。

#### 《報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて》

市への答申(報告書)に、委員からのコメント・メッセージを掲載することとなった。策定委員会としての報告だけでなく、ひとりひとりがどんな想いで関わったのかを掲載し、条例への想いを市、市民の方に広く知っていただくことを目的とする。

記載する内容は、(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例への想い、条例策定に関わって学んだこと、市や市民へのメッセージなどとし、少しでも多くの方に読んでいただきやすいように、少し短めのコメントとしてひとり100字以内を目処にする。

\*\*\*\*\*

#### (4) 地域運営組織について

報告書に各条文の趣旨や考え方を記載した方が理解していただきやすくなると思う。第10条 地域運営組織についても、読んだ人がある一定のイメージが湧くようにする必要があるので、策定委員会としてどんなものを想定しているか、報告書に参考意見として記載する方が良いのではないか。そのためにも、次回策定委員会で地域運営組織に関する意見(どんな地域運営組織であってほしいか等)を話し合ってはどうかという提案が事務局からあった。

- ・あえて報告書に記載する必要があるか。地域運営組織に関することが目立ちすぎてしまうのではないかと心配している。
- ・自分の地域では、地域の役員のなり手がいない。そういった共通認識もあるとよい。
- ・策定委員会として、地域運営組織に関する共通のイメージはあるとよいと思う。ただ、相対的で柔軟的な地域運営組織でもよいのかなとも思う。たとえば、区と同じでもよいし、その範囲を広げてもよいし、当該地域の人に主体的に考えてもらっては。条例で押し付けるようなものではないと思う。
- ・区や自治会との関係が重要。在り方はそれぞれ。だが、何のベースもなく考えるのは難しいということも事実。
- ・たとえば、ベッドタウンのような地域に転居してきて、その地域や橋本市自体にあまり馴染みがないような人たちも馴染めるようなものになるとよいと思う。
- ・今地域で頑張ってくれている人が納得できる形にする必要がある。
- ・区や自治会＝地域運営組織というものでもないと思う。もちろん、現段階ではイコールになる可能性もあるが…。
- ・新興住宅地として年数は経過しているが、区長会に入っていないとか、組織として確立できていないとか、そういったところがあるのではないかと気になる。そういった

- ところがあるからこそ、なかなか一斉にできるようなものにはならないのでは。
- ・転居してきて、昔からの付き合いやしきたりに入っていくのは難しい。助け合いながら馴染んでいく必要がある。
  - ・孤立してしまう人ができないよう配慮すべき。
  - ・基本的には区のことを考えるべき。
  - ・区へおろして話をしていく必要があるのでは。
  - ・地域で実践的にやっているグループなどがあるのであれば、そこを中心にアプローチをかけ、丁寧にやっていくべき。
  - ・条例ができてから、その後どうしていくのが大切。
  - ・もっと中味を考えて慎重に議論してほしい。
  - ・市民の理解もまだ得られていないのではないかと思うので、この策定委員会で行うにしろ、地域運営組織の別の委員会を作るにしろ、地域運営組織の議論自体はもう少し行うべき。
  - ・「たすけ愛はしもと」と関係してくるのでは。
  - ・橋本市全体がアップしていけるような仕組み作りが必要。
  - ・策定委員会として地域運営組織についての議論はミッションではないと思うので、参考資料として意見を入れた方がよいのでは。
  - ・報告書本体に入れ込むには、議論を煮詰められるのか不安がある。
  - ・プロセスを大切にすべき。
  - ・策定委員会の回数が足りないのでは。
  - ・このままでは、条例が出来て終わりになってしまい、地域運営組織は立ち上がらないのでは。
  - ・策定委員会としては、自治基本条例の条例素案を作ることが仕事なので、この条例を作ったから地域運営組織が立ち上がるというものではなく、また別の機会に議論をしてもらって立ち上げに向けて進めていくということなのでは。
  - ・理念条例なので、この条例で詳細を決めて盛り込むのは難しいと思う。
  - ・次回の策定委員会で、地域運営組織に関する意見を報告書本体へ盛り込むのか、参考資料とするのかなども話し合うとよいと思う。

- 第 10 条（地域運営組織）の条項を入れるにあたって想定すべきこと、論点
  - ①第 10 条 第 1 項「一定のまとまりのある地域」とはどんな地域を指すか。
  - ②第 10 条 第 2 項 関係機関と、何を連携するのか。
  - ③第 10 条 第 3 項「地域の特性等をいかした多様なまちづくり」とはどんなまちづくりのことを指すか。

次回策定委員会で上記三点を整理することとなった。また、地域運営組織に対する意

見をどう取り扱うかについても検討することとなった。

\*\*\*\*\*

#### (5) その他

##### 《事前課題の提出》

第7回策定委員会前に各委員に送付した、事前課題を回収した。

事前課題の内容は、下記のとおり。

- ・シンポジウム（1月13日）の感想
- ・シンポジウム、アンケート結果、各班ワークシートを通して現在の中間素案を変更・修正したい箇所
- ・中間素案への意見募集でいただいた意見に対する委員の考え

##### 《今後の予定》

平成30年3月14日（水）13：30～ 第8回策定委員会

平成30年3月28日（水）13：30～ 答申

以上

## 第 8 回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会 議 名	第 8 回橋本市自治基本条例策定委員会		
日 時	平成 30 年 3 月 14 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分		
場 所	橋本市教育文化会館 3 階第 1 研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 西川 一弘 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 東 美樹 野村 昌子	乾 幸八 前田 陽一郎 遠藤 和美 森田 知世子 隅田 秀浩 柴田 香織 大山 善久
			堀江 佳史 平家 利也 山本 光子 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章  【出席委員：20 名】
次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 意見募集に係る意見への回答について(報告) (2) 条例素案(報告書)について ①条例素案の検討 ②報告書様式の検討 (3) 事前課題について ①地域運営組織に対する意見 ②事前課題の提出 (4) その他 ・答申：平成 30 年 3 月 28 日(水) 午後 1 時 30 分～ 3. 閉会		
資 料	資料 1 意見募集に係る意見に対する策定委員会の考え方 資料 2 (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 素案 資料 3 橋本市自治基本条例策定委員会 報告書(案) 資料 4 橋本市自治基本条例策定委員会 報告書 資料編 目次(案) 資料 5 答申文(案)		

## 《次回日程について》

- 答申 平成 30 年 3 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分～ (予定)

## 1.開会

(傍聴者 4人)

\*\*\*\*\*

## 2. 議事

### (1) 意見募集に係る意見への回答について(報告)(資料1)

事務局より、平成29年12月25日～平成30年1月31日にかけて、策定委員会が行った意見募集に係る意見への回答(策定委員会の考え方)について報告した。報告事項は主に第7回策定委員会時に示した案からの変更点のみとした。

(委員長)

- ・意見募集の受け手は事務局ではなく、策定委員会。そのため、回答も「策定委員会の考え方」という点を重視して考えた内容となっている。
- ・前回の第7回策定委員会時に議論した内容を踏まえ、三役(委員長・副委員長)で調整したものを市ホームページで公表した。
- ・行政手続き上、一般的に30日前後で回答を公開するとしているところが多いので、第8回策定委員会を行う前に公表した。
- ・意見募集の際に、反対、批判、訂正案の意見がたくさん届いたケースはあまり知らないのですが、珍しいのではないかと思います。それだけ多くの市民の方の関心をいただけたということだと感じているので、嬉しく思っている。
- ・策定委員会として意見募集を行い、考え方を示すという今まで橋本市で行っていないような形を実現できた点においても、高く評価できる。
- ・当初は12月末で答申する予定だったものを、3月まで延長して議論を重ねたことが、市民の方の関心を生んだことに繋がっている。
- ・答申する条例素案に関しては、あくまでも策定委員会として策定したもの。市へ答申してからは、市が内部で議論・調整を行う。その際にこの素案を尊重、参考にしてもらおう目的であるが、答申案のまま議会へ上程されるわけではないためご理解願います。

\*\*\*\*\*

### (2) 条例素案(報告書)について(資料2,3,4)

- ①条例素案の検討      ②報告書様式の検討

事務局より、中間素案への意見等を考慮し、三役及び事務局で検討した案について説明があった（変更案については資料 2 参照）。

資料 2 を確認し、委員が感じたことや変更案に対する意見を交換し、変更点ごとに最終的な素案として使用するかどうかを議論した。

また、答申文に添付する報告書の案が示され、報告書様式として使用してよいかどうかについても議論した（報告書は資料 3、報告書の資料編の構成は資料 4、答申文案については資料 5 を参照）。本来であれば答申文は資料 5 のような形のみであることが多いが、最後までこの策定委員会らしさにこだわりたいという観点から、たくさんの資料を添付し、報告書という形でまとめてはどうかという提案が委員長からあった。

### 《委員意見》

- ・前文の最初の二行について、条例の前文がずっと生きるという位置づけであるならば、「人口減少」や「大きな変化を迎えている」といった、策定時のことを書いていてよいのか。普遍的なものの方がよいのではないかと、疑問。
- ・第 4 条 第 2 号「保障します」を「設けます」に変更することについて、「市は全部受け止めるので、いろいろな発想でしてください！」という気持ちで「保障します」のままとした方がよいのでは。
- ・第 5 条 第 2 項「良く知るため」は「良く」という表記でよいのか。
- ・第 7 条 第 4 項「保障し、参画のための手続を明確にします」を「設けます」と変更することについて、「市は全部受け止める」という意味で「保障し」のままの方がよいのでは。また、「設けます」にしたとしても、「参画のための手続を明確にする」という文言は必要なのでは。
- ・第 3 章に市議会の役割、第 4 章に市長等及び職員の役割があるが、第 4 章の中には市議会を含めた主語とした方がよいのではないかと思う部分がある。そのため、「市の役割」という章を設けた方がよいのでは。
- ・第 10 条にある、地域運営組織については今日議論して煮詰まるものではないため、策定委員会とは別に議論する場や展開を考えてほしい。
- ・第 10 条 地域運営組織をいいものにするのは市民の力次第だと思う。地域運営組織を通じてまちづくりがよくなっていけるよう、前向きに考えていきたい。
- ・第 10 条 地域運営組織を活かしきれんのかどうか、うまく活かすにはどうすればよいか課題。これから先の方が大変。
- ・第 10 条 地域運営組織について一番関心があった。市、区・自治会が協力してまちづくりを行っていかうという趣旨でよいと思う。この条例が絵に描いた餅にならないように、市民や区民とともに勉強していきたい。
- ・他市を別件で訪れることがあったので見てきたが、他市は第 10 条にあるようなことを条例ではなく規則で定めていた。あえて、橋本市が第 10 条 地域運営組織に関する

- ことを条例で定めようとしていることは、意味・価値のあることだと改めて感じた。
- ・地域運営組織の拠点をどうするか、公民館をどうするかという話が、今後他市のように橋本市でも浮上すると思う。自治体が小さくなるという点に関しては、これからの時代を考えるとそうならざるを得ないと思うが、単にコストカットするということと、自治の担い手がたくさん育ち、自治体を作り変えて仕事の中味も変わって結果的に自治体が小さくなることでは、同じ「小さくなる」でもプロセスが全然違う。橋本市は是非後者であってほしい。また、そのときの自治の担い手の教育や、それをベースとする学習の自由については大切にしてほしい。
  - ・第11条 民間非営利組織について、最初は違和感があったが、資料2のようにまとまったものを見ると、橋本市としてこういった組織がたくさん育っているという上でのことになるのかもしれないが、入っていてよかったのかなとも思う。
  - ・第14条 行政評価について、「毎年度」から「必要に応じて」と変更されている。「いつ必要になるか」という疑問はあるが、毎年度とされているよりはよい。
  - ・第14条 行政評価について、「毎年度」ではなく「必要に応じて」となると、次第に評価の間隔がどんどん広がってしまうようなことはないか不安。ある程度の期間を決めてしまい、その他は必要に応じて行う等とした方がよいのではないか。
  - ・第17条 第4項に、「別に条例を定める」とあるが、この条例を作るためにどれくらいの間が必要なのか。
  - ・まずは市民に興味を持ってもらえるような仕組みが必要。
  - ・教育の面で、この条例や市政に関することを活かせるような場面を作ってほしい。
  - ・いいものができたと思っている。
  - ・やわらかくかつはっきりと、わかりやすいものになっていると思う。
  - ・よくまとまっていると思う。
  - ・読む気になれる、わかりやすい条例になったと思う。
  - ・異論も含め、委員の意見として報告書に記載してくれたことについては感謝したい。
  - ・条例を制定した後が一番大切であり、これからの地方自治の具体的方向性について、しっかり考えてもらう必要がある。
  - ・条例としては、前向きで、さらに良くなるようにという上昇志向のものができたと感じている。
  - ・この条例に携わただけで **Happy** なので、きっとこの条例が今後育まれていけばもっとみんなが **Happy** になるのではないかと思う。
  - ・「サークル」活動をしていると、特に子育てサークルでいうと一定の時期がくるとそのサークルから抜けてしまうということが多く。その現状を見て、これからうまく条例に関わっていけるのか不安があるが、もっと条例に絡んで、よりよいものになるようになればいいなと感じている。
  - ・議会でも多々言われている。市民の定義や条例の位置づけなど、気になるところがあ

り、今後こういったところがこれから問題になっていくのかもしれない。ただ、意見募集での意見への策定委員会の考え方や、報告書にあるように、策定委員会としての考え方は示しているので説明ができるのではないかと思う。

- ・この条例とは別に、条例を 2 つ作らなければならないとなっているところが課題。
- ・ひとつの言葉がどんな重さを持つのか考えると、大変な役割を担っていると思った。
- ・市民が主体的に行えるという前向きなことが読み取れるが、この条例をもとにしみんが主体性を持てるような働きかけが必要になる。
- ・自分自身がこの策定委員会で経験したようなことを市民の人にも体験してもらったり、広げたりすることが必要。
- ・「育む」「協働」「参画」「まちづくり」という言葉が市民に趣旨を理解してもらいながら伝わっていくことが大切だと感じた。
- ・他の委員会では、事務局案が示されてそのまま承認して…という流れも多いのではないかと思うが、この策定委員会は当初の案から何度も何度も書き換えられた。まちづくりシンポジウムや意見募集でいただいた、策定委員会以外からの意見も反映させることができた。文字数としては少ないかもしれないが、様々な意見を反映させることができたという点は良かった。

#### 《変更点についての可否》

資料 2 にある変更点について、変更してよいかひとつずつ議論した。変更してよいと一致した点については割愛。

- 前文を「現状」とするか「普遍的なもの」とするか
  - ・前文や条文は、いつ制定するということがある以上、時限的規程はあると考える。
  - ・これからの環境の変化や行財政の変化に応じて、条例の見直しの際に必要ながあれば前文についても見直しする可能性があるということによいのでは。
 ⇒制定時点での前文とする。
  
- 第 4 条 第 2 号 「保障する」→「設ける」について
  - ・「設定する」に変更しては？
  - ・「保障する」のままでよいのでは。
  - ・「設けます」の方がよい。
  - ・「設けて支援する」ように文言を足してほしい。
  - ・「努めます」とすると努力義務なので、「設けます」は努力義務以上のことだと思う。
 ⇒委員内でも思いが多々あるところではあるが、三役調整した案が「設けます」なので答申は「設けます」とする。

- 第 3 章と第 4 章をあわせて、「市の役割」という章を作ってはどうか。  
⇒橋本市議会基本条例に市議会の役割については定められているため、重複を避ける・齟齬がないようにするためにも、資料 3 のとおりとする。
- 第 7 条 第 4 項「手続を明確にする」文言は残した方がよいのでは。  
⇒「機会を設ける」中に含まれていると判断できるため資料 3 のとおりとする。
- 第 14 条「必要に応じて」について
  - ・総合計画の進捗に関しては、最大 5 年以内には評価を実施する必要がある。
  - ・行政評価ははぐくむ委員会が行うものではない。
  - ・「必要」と判断するのは誰なのか。主体が必要でない判断すると行われなくなってしまうことが心配。
  - ・市長の任期のことも考えて、「4 年に一度」「当該市長の任期中に必要なに応じて」としては。
  - ・行政評価を市民参画で行うところに意味、意義がある。
  - ・「総合計画基本計画策定時に行政評価を実施」とするとしっくりくる。⇒「最低 5 年以内に一度は行政評価を行う」等、「必要に応じて」よりは行政に制限を与えるという趣旨で、表現は委員長預かりとする。
- 第 17 条 はぐくむ委員会を置く期間について
  - ・第 17 条「はぐくむ委員会」がこの条例の進行管理や評価等を行う役割になると想定。
  - ・行政評価よりも、はぐくむ委員会について期間を制限した方がよいのでは。
  - ・イメージとしては毎年度。市民の方に検証してもらい、意見をもらい、反映していかなければ自治と協働は育ちづらいのでは。
  - ・第 16 条を、「効果を毎年度検証し」、その結果によって条例を「必要に応じて見直す」としてはどうか。
  - ・「別に定める条例」で定めればよいのでは。
  - ・第 16 条の「効果を検証し、必要に応じて見直しながら」を削除し、第 17 条に「前条の検証及び見直しにあたって、毎年度～」としてもよいのでは。
  - ・第 16 条は主語が「私たち」であるが、市が委員会に委嘱することから、検証や見直しは第 17 条に入れても問題ないのでは。
  - ・条例の趣旨から見ても、第 16 条に「効果を検証し、必要に応じて見直しながら」は残すべき。
  - ・第 16 条で「毎年度効果を検証」とすると、市民を含めて毎年度検証するのは大変。そのため、第 17 条第 1 項に、「毎年度」と入れた方がよいのでは。そうすると、毎年

度設置→毎年度解散という趣旨になる。

- ・第 17 条第 1 項に、「毎年度」と入れると、「置きます」という結びと合わない。  
⇒第 16 条はそのまま、第 17 条に「毎年度」と追記する（表現は委員長預かりとする）。

\*\*\*\*\*

### (3) 事前課題について

#### ①地域運営組織に対する意見      ②事前課題の提出

第 8 回策定委員会に向けて、各委員で事前課題として

- ①第 10 条 第 1 項「一定のまとまりのある地域」とは、どんな地域を想定しているか。
- ②第 10 条 第 2 項「連携しながら」とは、市、区・自治会、その他関係機関と何を連携してまちづくりに取り組むことを想定しているか。
- ③第 10 条 第 3 項「地域の特性等をいかした多様なまちづくり」とは、どんなまちづくりを想定しているか。

上記三点について予め考えを整理してきてもらうこととしていたため、記入した用紙を策定委員会終了後提出してもらった。報告書 資料編（資料 4 参照）で地域運営組織に関する資料を添付する予定なので、そこに委員の意見を整理して載せてはどうかとの提案があった。

第 7 回策定委員会で、策定委員会として地域運営組織に関する事項を議論し、策定委員会として方向性を固めるにはまだまだ議論の余地があると話し合ったが、答申にあたって、今後より多くの方の議論の材料となるよう委員の意見を掲載することとした。

また、報告書 資料編に掲載する際には、委員の氏名は掲載しないこと、項目ごとに整理して検討課題を明らかにすることと注意があった。

#### 《委員意見》

- ・個人的に、公民館をコミュニティセンター化することには反対。この報告書にそういった事例を掲載することで、まるで決定したことであるかのように受け取られてしまわないよう注意してほしい。
- ・もし事例を掲載することがあれば、個別の事例を掲載するのではなくパターンを紹介等にしておけばよいのではないか。
- ・地域運営組織については別条例を定めることとなっており、策定委員会はあくまでも自治基本条例を策定することが使命。その本質を間違えてはいけない。
- ・地域づくりに直接関わっている方はもっとたくさんいる。この策定委員会で網羅できているわけではないため、今後はそういった方々の意見をたくさん聞きながら議論をしていくべき。

- ・橋本市は橋本市独自のものを考える必要がある。
- ・この地域運営組織に関しては、公民館のコミュニティセンター化の可能性や、区・自治会で賄ってきた組織体制が変わってしまう可能性も孕んでいる。ただし、地域運営組織の特性を見ると、組織としてあった方がよいというのが策定委員会の考え方。今までより負担が増えるものではなく、これから地域活動に参画してくれる人や団体が増えるようなものになればよいと思う。
- ・現状の区・自治会でうまく機能している。その現状を潰してしまうことのないよう十分に議論してほしい。今より良いものとなるよう、みんなの話を充分聞いた上で進んでもらわなければ、行政側の一方通行ではうまくいかないと思う。一方的に、「他市と同様に」「自治基本条例に則って」と推し進めることがないようお願いしたい。
- ・自治と協働をはぐくむ条例は、市と市民が力を合わせなければできないことばかり。

\*\*\*\*\*

#### (4) その他

##### ●答申：平成30年3月28日(水)午後1時30分から

- ・参加できる委員は事務局まで連絡すること。
- ・詳細については後日改めて通知する。
- ・資料5に関する訂正  
会長 → 委員長  
本審議会 → 本策定委員会

\*\*\*\*\*

#### 《今後の予定》

平成30年3月28日(水)13:30～ 答申

以上

資料 4

橋本自治基本条例策定委員会小委員会としての

議論のまとめ

(小委員会案)

平成 29 年 9 月 29 日

橋本市自治基本条例策定委員会小委員会

## 【1】議論の経過と前提

橋本市自治基本条例策定委員会の決定に基づき、策定にかかる条文・章立て等の検討を目的に小委員会が設置された。これまで4回の委員会議論、メールでの議論を踏まえ、小委員会としての議論をまとめ、策定委員会に提言する。このまとめを踏まえて、本委員会での議論が進むことを期待する。

なお、まとめの視座は、下記の通りである。

### <まとめに関する視座>

- ①橋本市自治基本条例策定委員会・三役の決定により、報告は「骨子」「キーワード」で報告する
- ②意見が分かれた論点については、両論併記とする
- ③「前文」については各委員からの具体的な提案を資料として添付しつつ、小委員長がキーワードを抽象的にグルーピングしたものを掲載する
- ④「章立て」については、第一回策定委員会資料・条例マトリックス（全体）をベースに議論したが、本小委員会では「市民」が関わる章、論点について集中的に議論を行った。

## 【2】本まとめの目次

第一章 「前文」に関して

第二章 「章立て・論点」について

第三章 「条例の名称・愛称」について

第四章 本委員会で集中的に議論してほしい論点

資 料① 小委員会委員提出資料

資 料② 小委員会レジメ・会議録

## 第一章 前文について

### <1>方向性および論点について

- ①条例全体における「基本原理」「理想」を抽象的に規定すること。短くてもピリッとした前文
- ②橋本市らしさ、橋本市が目指す方向性を盛り込んでいく
- ③条例の付則では、理念を詩に落とし込み、歌にして市民に拡げていく

### <2>前文に盛り込むキーワード

#### ①「(市民の) 自治」「責任」「自立」「愛着」

- ・「対行政」「行政はサービス」という意識を押しつけがましくなく、打ち砕くような表現
- ・条例制定を機に、これまでの自治のあり方を踏まえつつ、新しい「自治」像を打ち出すこと。そのためには「reborn (生まれ変わり・再生)」というキーワードはどうか
- ・「自利利他」、「情けは人のためならず (行いはまわりまわって自分に還るもの)」の精神で、まわりの人々の幸せを考えることが出来る市民とまち
- ・なりゆき任せの客体から、歴史を綴る主体としての市民。「自分ごと化」「考える」「見て見ぬふりしない」
- ・すべての人が差別されず、お互いに支え合い、安心して生活できるまち。そのために市民が自治の主体、市政の主権者であることを今一度自覚し、自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動するまち。
- ・市民としての責任であると同時に、主体的に関われる権利でもあり、喜びでもある
- ・多くの人が、地域に愛着を感じる事が出来るまちをつくる
- ・まちづくりは手を加えないと出来ないことを認識する

#### ②「協働」「連帯」

- ・市民や組織が明確な意識を持って提案、実行をした時には、行政も共に考え、寄り添い支援できるようにすること。コストカットや財政難の言い訳の「協働」は協働ではない
- ・住民の意見を吸い上げやすい環境と共に、市民・行政・みんなで自分たちがやらねばならないことを率先して協力する環境づくり
- ・まちの歴史、文化、意思決定、行政情報（コストなど）について、市民は誰でも知ることが出来る環境づくり
- ・市民同士も真の自治のために「連帯」をする必要があること。分断・対立より、信頼関係に基づく、連帯・協働へ

- ③「育て続ける」「次世代へのつなぎ」「持続可能性」
- ・地域力や自治は、誰かが与えてくれるものではなく、自分たちで、みんなと力を合わせて築いていくものであるということ
  - ・次世代に引き継いでいける持続可能なまち
- ④橋本市が抱えるこれからの「地域課題」と「未来」
- ・「人口減少・高齢化」という大きな社会変動・地殻変動を踏まえ、変わらぬ恵みや豊かな生活を育むためにこの条例があるということ
  - ・橋本市の「未来」に“自信と誇りと満足”を
- ⑤橋本市の「歴史」「自然」の恵み
- ・橋本が培ってきた歴史（紀の川と共に育まれた自然環境）（橋本の由来→紀の川に橋を架け常夜灯が設置された交通の要所→これからもいろんなところを「繋ぐ」懸け橋としての役割）
  - ・紀の川があり豊かな自然と共存出来るところ
- ⑥「個性の尊重」「多様性」「人権」
- ・個性を認め合い、それぞれの力を活かしあえるまち
  - ・平和を願い、ひとりひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かであたたかなまち
  - ・一人一人が彩り豊かな生活を送ること

## 第二章 「章立て・論点」について

### ①「総則」の章について

<方向性・論点について>

- ・橋本市における自治の原則を市民側から謳いあげる
- ・「自治」や「協働」の基本理念をここで謳う
- ・財政カットの口実としての自治ではないこと
- ・「自分たちでやる」という自治意識・課題意識を啓発できるような文言
- ・「公共の福祉」「公序良俗」規定を盛り込む必要性

<キーワード>

- ・「貢献社会」
- ・「協働」
- ・「自治」

### ②「市民」の章

<方向性・論点について>

- ・(性善説、性悪説がある中で) 市民を積極的な主体としても位置付ける
- ・市民とは誰かを検討、定義する必要がある。特に外国人をどうするのか
  - 市民に外国人を入れないとなると、市に住む・住所ある法人という定義になる。となれば、外の間人(幅広い意味)は主体になれないのか
  - 市民と住民を分けて、主体として関わる「市民」と住民投票に参加できる「住民」を分ける議論がある
    - ⇒ 1) 市民に外国人を定義しない
    - 2) 市民と住民を分け、前者に外国人は含むが、後者には含まない(住民投票に関する詳細は別条例などで検討する)
    - 3) 市民に外国人も定義する

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

### ③「市議会」の章について

<方向性・論点について>

- ・市民にとって「議会や議員」はどうあってほしいのか、を謳う
- ・議会基本条例との関係性

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

#### ④「市長及び職員」の章について

<方向性・論点について>

- ・市民にとって「市長・職員」はどうあってほしいのか、を謳う

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

#### ⑤「地域づくり」の章について

<方向性・論点について>

- ・本章の名称については「市民自治活動」「(地域主体の) まちづくり／地域づくり」の概念を包括する表現とする
- ・新しい公共の主体として、自治の担い手・公共サービスの提供が出来るなど、積極的な市民の位置づけを行う
- ・市民が「やりたい」とやる気になったときに、制度・仕組み・お金の面で支援できる規定を盛り込む
- ・地域づくりやまちづくりの主体は多様であり、ルートも複数あった方が多面的な展開が可能となる。これを担保できる章にする
- ・区の単位よりも広い小学校区単位、あるいは公民館区単位で多様な組織、多様な世代が入った受け皿組織
- ・テーマに基づく組織も
- ・9区(109)、8公民館、15小学校、5中学校など、主体によってエリアの違いがある。今後は活動拠点をベースとしつつ、出来る限り統一させることが望ましい
- ・市民提案を柔軟に実施できる規定なども

<キーワード>

- ・財政支援については、名張条例34条を参考にしてはどうかという意見。  
→例えば、「市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。」というような文言

#### ⑥「市民参画・協働」の章について

<方向性・論点について>

- ・「参画・協働」理念はここではなく、むしろ前文や総則で謳うことが重要である
- ・住民投票については、間接民主主義制度の中での位置づけを整理する必要がある。住民投票の結果は尊重されるものなのか、意思表示（意向調査）なのか、拘束力をもつのか
- ・住民投票になじむものとなじまないものをどう決定するのか
- ・住民投票における外国人の取扱いについて（※市民定義の章での論点）
- ・この条例の制定で市民参画、意思決定のルートが多様になる（選択肢が増える）ことが無ければ、そもそも条例自体の意味が無くなってしまう
- ・市民提案を柔軟にできる仕組みづくりも

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

#### ⑦「市政運営」の章について

<方向性・論点について>

- ・事業の政策決定過程から知らせてほしいという要望、政策決定過程への市民意見の場づくりの担保
- ・事業に関する市民参画型、常設型の「第三者評価」「レビュー」の場・機関の必要性。市民が情報収集に向けて高くアンテナが張れるような行政の情報公開とセットで担保する必要がある

<キーワード>

具体的な言葉はなし

#### ⑧「国・県・他の市町村との関係」の章について

<方向性・論点>

- ・県と市の間で認識の差があるので、連携は強く謳いこむほうが良い

<キーワード>

- ・具体的な言葉はなし

#### ⑨「最高規範性」の章について

<方向性・論点>

- ・条例に「最高規範」と謳っていいのか。謳えるのか。最高規範性を担保できるのか？基本規範性ということになるのではないか。この点については、堀江副会長とともに議論いただきたい
- ・本「最高規範性」の章の位置づけについては議論がある

→独立章とするか、前文や総則で謳うのか

⇒ 1) 独立章としての位置付ける

2) 前文で謳う

3) 総則で謳う

<キーワード>

・具体的な言葉はなし

#### ⑩「条例の検証及び見直し」の章について

<方向性・論点>

・条例は作って終わりではなく、動的であるもの。「育てて」「見守り続ける」ことが大切である。その見直し・検証プロセスにも市民参画で実施することを謳うことが重要である

<キーワード>

・章の名前を「育てる条例」とするなど

#### 第三章「条例の名称・愛称」について

<方向性・論点>

・条例については固い名称以外に、市民が親しみやすくなるための「愛称」を付けてはどうか。

・その「愛称」は公募してはどうか

・附則で詩をつくり、それを歌にして拡げる

・判りやすい“憲章”などをつくって、拡げていく

<キーワード>

・まちの道しるべ

・まちのいろどり

・章（しるし）

## 第四章 本委員会で集中的に議論してほしい論点

### ①橋本市における市民自治の定義

- i “橋本市”らしい自治の基本原則
- ii 財政カットの口実としての自治論ではないこと
- iii 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という“自分ごと化”を意識・啓発すること
- iv 我々、まず2割の大人が変わるためにどうしていくのか
  - ⇒自治に邁進する大人やそれを見守る次世代が居るということを発信
  - ⇒この自治基本条例策定委員会の今後の展開（育て、見守り続ける仕組みとしての活用）

### ②市民の定義

- i 性善説、性悪説があるが、市民は公共サービスを担うことが出来るを積極的な主体としても位置付ける
- ii 市民とは誰かを検討、定義する必要がある。特に外国人をどうするのか。
  - 市民に外国人を入れないとなると、市に住む・住所ある法人という定義になる。となれば、外の間人（幅広い意味）は主体になれないのか
  - 市民と住民を分けて、主体として関わる「市民」と住民投票に参加できる「住民」を分ける議論がある
    - ⇒1）市民に外国人を定義しない
    - 2）市民と住民を分け、前者に外国人は含むが、後者には含まない（住民投票に関する詳細は別条例などで検討する）
    - 3）市民に外国人も定義する

### ③地域主体の地域づくり組織について

- i 地域づくりやまちづくりの主体は多様であり、ルートも複数あった方が多面的な展開が可能となる。これを担保できる組織をつくることのできるようにして必要性（役や行事が重なり、かつ担い手が減少する中、持続可能な組織を検討する必要性）
- ii 市民が「やりたい」とやる気になったときに、行政側も制度・仕組み・お金の面で支援方策を考える
- iii エリアの問題。9区（109）、8公民館、15小学校、5中学校など、主体によってエリアの違いがある。今後は活動拠点をベースとしつつ、出来る限り統一させることが望ましい。
  - 柔軟な統一へ。部会・支部化なども活用しながら

### ④市民参画方法としての住民投票について

- i この条例の制定で市民参画、意思決定のルートが多様になる（選択肢が増える）ことが

無ければ意味が無く、この観点からしても住民投票は重要な手段である

- ii しかし、住民投票については、間接民主主義制度の中での位置づけを整理する必要がある。住民投票の結果は尊重されるものなのか、意思表示（意向調査）なのか、拘束力をもつのか。あるいは、住民投票になじむものとなじまないものをどう決定するのかなど
- iii 住民投票における外国人の取扱いについて（※市民定義の章での論点）  
→市民と住民を分ける議論や住民投票は別途条例を設けることにするなど

#### ⑤市の事業に対する市民参画型「評価・レビュー」組織の必要性

- i 現行は監査委員制度が中心となっている。事業のアウトプットやアウトカムを市民目線で評価・レビューする常設型組織の必要性
- ii 市民が情報収集に向けて高くアンテナが張れるような行政の情報公開とセットで担保する必要がある

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

（仮称）橋本市自治基本条例（名称案：橋本市の自治と協働を育む条例）

### ●条例前文の意義

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有し、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

## （前文骨子）

### ●条例制定の背景とその必要性

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があります。ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定するため条例を定めます。

### 《その他意見》

- ・社会環境の大きな変化の中で、地域の課題や市民ニーズも多様化、複雑化しており、橋本市においてもこれまでの行政サービスから大きな転換期を迎えています。これを踏まえ、市民と行政が互いにもつ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取り組む必要があります。また、市民と行政がともに地域社会を支え合うパートナーとして、地域課題の解決などに連携して取り組み、橋本市らしい地域コミュニティを形成する必要があります。
- ・橋本市では、これまでも市民と行政が良きパートナーとなり、「協働」をひとつの手法としてまちづくりを進めてきました。
- ・市民と行政のつながりをさらに強めることで、橋本市における自治と協働を育み、真（協働）の自立したまちを実現するための、基本的な考え方やあり方を明確にした条例を制定します。

### ●歩んできた歴史や育んできた文化など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

### 《その他意見》

- ・古来より伊勢（大和）街道と高野街道が交差する要衝として、また、紀の川の水運により、人、モノ、文化が交流することで栄えたまち（ロゴコンセプト）

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

- ・古から北に金剛山地・和泉山地、南に紀伊山地に挟まれた中を紀の川が流れ、また高野街道と大和街道、京都や奈良の都の文化と、高野や伊勢の宗教、文化が混じり合い独自の歴史と文化の育みを先人から受け継ぎ、また木食応其上人が紀の川に橋を架けたことにより霊峰高野山の宿場町として栄えてきました。

#### ●目指すべきまちの将来像

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

《その他意見》

- ・地域性を重視し、地域の特色を生かした愛着あるまち
- ・地域の課題にみんなが関心を持ち、多様な担い手による柔軟な発想で、地域の実情に合った公共サービスを提供するまち
- ・地域全体でまちづくりに携わることにより、都市化とともに人とひととのつながりが希薄化した地域社会が再生（Reborn）されたまち
- ・橋本市の歴史と文化の中で育まれた先人たちのまちづくりへの見識を受け継ぎ、人とひととのつながりのある新しい地域コミュニティが形成されたまち
- ・これからもこの地に集い、住み、暮らす人々が変わらぬ恵みと豊かな生活ができる、成長し続けるまち

#### ●将来像を実現するための基本的な考え方

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります、自治と協働のまちづくりを進めていきます。

《その他意見》

- ・市民、議会、行政それぞれがまちづくりの主体となり、適切な役割分担の下で、積極的に協働してまちづくりを進めます。
- ・市民と行政と一緒に考え、行動します。
- ・私たち自身が、橋本の由来である「橋」となり、世代間、地域間、次の世代へのかけ橋として、主体的にまちづくりを進めます。
- ・市民一人ひとりが「自分ごと」と捉えてまちづくりに参画します。
- ・行政は、市民の自発的な活動に対して必要な支援を行い、一緒にまちづくりを進めます。

#### ●私たちが目指す最終的な自治の姿

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

（条文素案）

## ■第1章 総則

### ①目的

橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出すること

#### 考え方

### ②定義

(1) 市民：次のいずれかに該当する人をいいます。

- ・市内に在住している人
- ・市内に在勤、在学する人
- ・市内で活動する人、団体、法人
- ・市内に事業所を置く事業者

(2) 市：市議会、市長、その他全ての市の執行機関

(3) 市長等：市長、その他の執行機関

(4) まちづくり：住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みと活動

(5) 参画：自らの意思でまちづくりに関わること

(6) 協働：様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などを生かし、尊重し合いながら、役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせること

#### 考え方

## 小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

## ③基本理念

- (1) 住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指すこと
- (2) 協働してまちづくりを進めること

## 考え方

## ④基本原則

基本的人権尊重の下、次の3つを基本原則としてまちづくりを進めます。

- (1) 情報共有：参画や協働を進めるため、お互いに情報を共有し合うこと
- (2) 市民参画：まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画すること
- (3) 協働のまちづくり：適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと

## 考え方

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

## ■第2章 市民（市民の役割）

- ①自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有
- ②自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでの気持ちを持ち、主体的にまちづくりに参画
- ③公共の福祉の推進のため、公序良俗に従って行動し、お互いの意見及び行動を尊重

考え方

## ■第3章 市議会（市議会の役割）

- ①住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視及び政策の立案を行う
- ②議会に関する基本的な事項は、橋本市議会基本条例(平成 26 年橋本市条例第 54 号)※による

考え方

※橋本市議会基本条例(平成 26 年橋本市条例第 54 号)では、

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

## ■第4章 市長等及び職員

### ①市長等の役割

- (1) 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行う
- (2) 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、市政運営に当たる
- (3) 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、分かりやすく市民に提供し、情報の共有に努める
- (4) 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくりや市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にする
- (5) 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動等を支援する
- (6) 市は、国や他の地方公共団体等との共通課題又は広域的課題に対して、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める

### ②職員の役割

- (1) 全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行する
- (2) 職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行い、創意工夫に努める

考え方

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

## ■第5章 地域づくり

### ①地域主体のまちづくり

- (1) 安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動する
- (2) 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)の役割を尊重しながら適切な施策を講じる

### ②地域運営組織

- (1) 一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができる
- (2) 地域運営組織は、地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会と連携しながら協力してまちづくりを行う
- (3) 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組み、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組む
- (4) 地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加する
- (5) 市は、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努める
- (6) 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定める

考え方

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

## ■第6章 市政運営

### ①総合計画

- (1) まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定する
- (2) 各分野の政策及び事業の根拠を総合計画に置き、総合計画との調整を図りながら進捗管理を行う
- (3) 総合計画の策定に際しては、あらかじめ市民に情報を提供し、市民の意見を反映させるため、市民の参加を求める
- (4) 総合計画の進捗状況について、市民に公表する
- (5) 総合計画は、経済的、社会的変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて検討及び見直しを行う

### ②財政運営

- (1) 自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定する
- (2) 総合計画の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努める
- (3) 予算の編成及び執行についての情報を、市民に提供するよう努める

### ③行政評価

- (1) 効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映する
- (2) 評価に当たっては、市民の参画を求める
- (3) 評価の結果を公表する

考え方

小委員会からの報告 中間素案（パブコメ案）

## ■第7章 最高規範性

橋本市のまちづくりの推進における最高規範として、この条例を誠実に遵守する

考え方

## ■第8章 条例の検証及び見直し

### ①育てる条例)

- (1) この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを毎年度検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育てる
- (2) 検証及び見直しに当たっては、市民の参画を求める

### ②委任

この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める

考え方

## 資料 5

## パートナー及びパートナー参加者からの意見紹介

### ●パートナーの設置について

橋本市自治基本条例の策定に向けて策定委員会を組織するため、市民公募委員を募集したところ、募集人員6名程度のところに16名の応募をいただきました。

本条例の主旨を鑑み、広く市民の皆様から意見を聴取したいと考え、選考に漏れた方からも意見を聴取することとしました。

#### ■パートナーの概要

- ① 橋本市自治基本条例策定委員会市民委員の応募者16名のうち、選考に漏れた方9名を対象とします（参加可否の意思表示をしてもらう）。→5名の方から参加の意思表示がありました。
- ② 会議には出席しませんが、橋本市自治基本条例策定委員会委員へ送付する資料と同じものを策定委員会前にパートナー参加者へ送付します。
- ③ この資料について意見等があれば文書・FAX・メールで意見を述べてもらいます。
- ④ 意見等については取りまとめて策定委員会へ報告します。
- ⑤ 活動期間は、橋本市自治基本条例策定委員会委員と同様に、条例制定の日までとします。

## ●パートナー参加者からの意見

### (意見概要 1)

橋本市自治基本条例策定委員会の公開と非公開の根拠立てを橋本市情報公開条例（平成18年3月1日 条例11号）に照らしての読み込みとされるが、11年前のH18年の条例規制ありきの論法は、市民の自由な情報収集の枷となり、市民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本の条例の位置付けにとって、今後の「情報の共有」が不透明となるのではないかと危惧します。

### (意見概要 2)

第3回策定委員会に視察に行く名張市を見た感想として、橋本市は大阪から近く、私鉄国鉄両方に恵まれ、空気が良く、日当たりも良い。高野山の麓。素晴らしい土地であると思いますが、何故、少子高齢化の波に乗って若者が居なくなってしまうのでしょうか。

橋本市も東家の荒れ果てた山林を平地にすると、名張には負けない平野になると思います。名張市と橋本市を比較すると、見習うべきところがたくさんあります。

### (意見概要 3)

複雑な条例づくりについて、安い人件費で、このような高度な作業をしていただくのであれば、費用の高い市会議員さんの数はもっと減らしてもいいのでは？と思いました。苦しい市の財政で市会議員さんの人数は多すぎるように感じております。市条例策定時には、適正値を是非ご検討ください。

### (意見概要 4)

第4回橋本市自治基本条例策定委員会の資料について

#### ・資料5

##### ・パブリックコメントの実施案について

⇒パブリックコメントは市のホームページで発表されるとしたら、どのようなツールを使用して意見回収をするのかの説明文がいます。

(例) 市のホームページ/地域回覧等

##### ・シンポジウムの開催案について

⇒開催回数が少ないし、開催される方々（同席）も案内文書に記載すべきと思います。

(例) 市／議会／各種団体等

## ・資料 6

- ・(仮称) 自治基本条例に関するアンケートについて

⇒①問 4: ※『市民』の定義について地域住民・在留外国人も含めるかの明確な区分けが議論されているのか、いないのかが分らないので、されていないなら、※以下の『市民』の説明文は削除して市民と行政の大別でもいいと思います。

②問 5: 「市がすべきことはどのような…」という文章で、「市がすべき」という前提から条例の協働に持っていく過程での質問なら※『参画』以下の説明文は削除してもいいと思います。

③問 8: 質問の④番「あまり機会があると思わない」の文は前後の問い文から、「機会」の言葉はいらなと思います。

## (意見概要 5)

問-9の④については、橋本市民病院だよりも同様ですが、「長」の、名前も顔写真も日頃の意見や考え方も掲載されていないのですが、市外の人や選挙のことを考えると、絶えずメッセージを発信しておいた方がよいのではないのでしょうか。

## (意見概要 6)

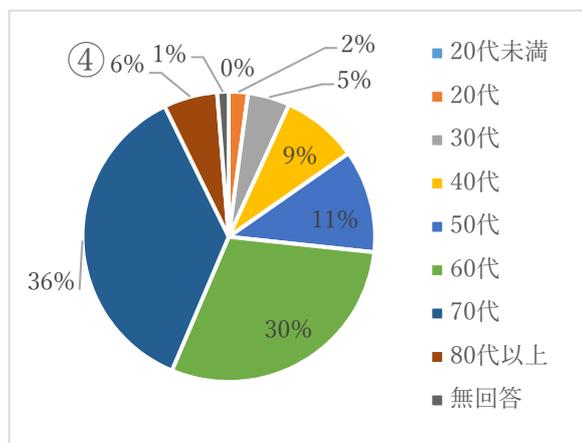
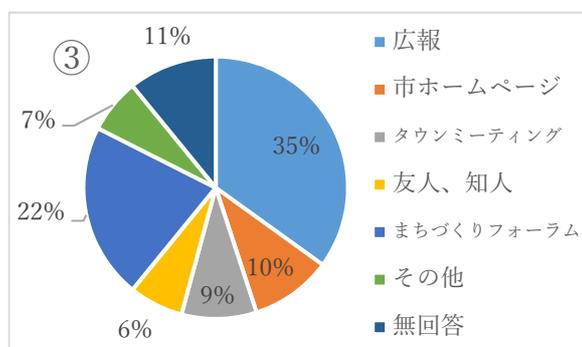
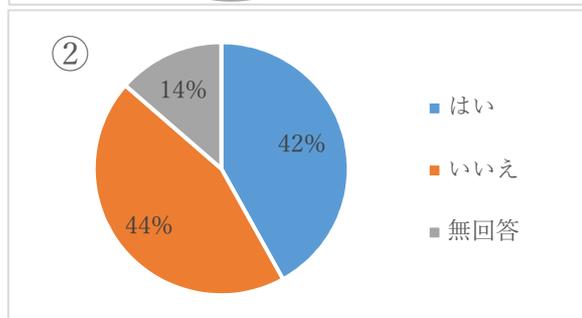
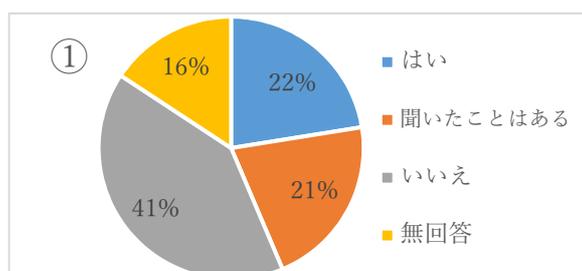
基本条例策定につきましては何も意見がありませんが、最近「空き家」のことが一番気になります。これを解決する適切な条例を作っていただきたいと願っております。また、高齢者の免許返納に対応するような条例も作っていただきたいです。

## 資料 6

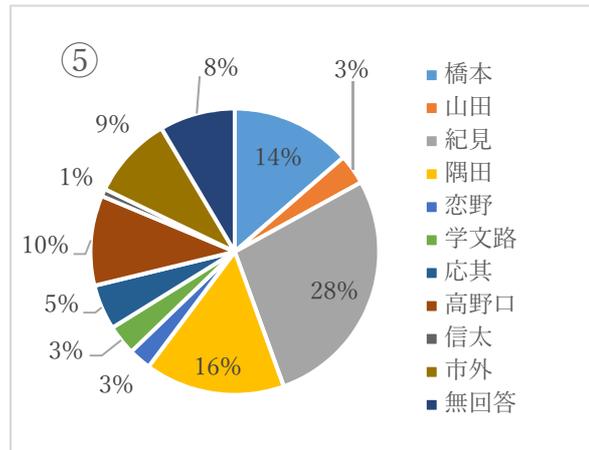
## みんなで創ろうたすけ愛♥はしもとフォーラム アンケート集計結果

平成 29 年 7 月 8 日に、橋本市生活支援協議体（たすけ愛♥はしもと）が主催として開催したフォーラムで、(仮称)橋本市自治基本条例に関するアンケート調査を行いました。

全回答	236
<b>①自治基本条例とは何かご存知ですか</b>	
はい	53
聞いたことはある	50
いいえ	96
無回答	37
<b>②橋本市が「(仮称)自治基本条例」の制定に向けて取り組みを行っていることはご存知ですか</b>	
はい	99
いいえ	105
無回答	32
<b>③②で「はい」と回答した方にお聞きします。何でお知りになりましたか。(複数回答可)</b>	
広報	42
市ホームページ	12
タウンミーティング	11
友人、知人	8
まちづくりフォーラム	26
その他	8
無回答	13
<b>その他(自由記述)</b>	
本日のフォーラム	
委員	
更女	
民生会議	
市議会議員より	
<b>④年代</b>	
20代未満	0
20代	5
30代	11
40代	20
50代	27
60代	70
70代	86
80代以上	14
無回答	3



⑤居住地	
橋本	32
山田	8
紀見	65
隅田	37
恋野	6
学文路	8
応其	12
高野口	24
信太	2
市外	22
無回答	20



自由記述
大変勉強になりました。
行政と市民の方との助け合い、仕組みづくり、課題はまだたくさんある。一人ではできないこと、数人だけではできないこと、団体だけでもできないこと、みんなで考えていく必要があると学んだ。それぞれにできる力を出して、あわせて、生活をよりよくしやすくするために前に進んでいく力が大切であると感じた。
共生については理解できたが、「共育」「共助」との連携こそ協働のまちづくりについて連動すべきである、これが真の協働の「まちづくり」となる。
自治基本条例の中身を言わないで何を聞いているのか。無責任である。
地域ごとに課題は異なっていることもあるし、共通の課題もあると思う。自分自身の今後を安心できるものにするためにも今から何か始めていかないとだめだと感じている。しかしながら人手不足の地域のためどうしたものか、と悩みは大きい。
ご近所から自分のできることを進んでやりすすんでいただく事の大切さと自分の健康の為に進んで行えるように努力したい。地域の団結力の必要性を感じた。
各地域での問題点を100%吸収するのが大変とわかった。
自治基本条例のミーティングにH28から出席しているが、現在の状況（どこまで進んでいるのか、又、今後の方向、進め方）は。
住みやすい橋本になるように。近所付き合い、みんな仲良くできるように。
地域の助け合いが大切である。
地域の人々のたすけあいのが大切さをいつも思っているが、私達の地区は戸数も多くてなかなかまとまりが難しいと思う。

新興住宅地に居住している。近所の横のつながりが少なく、情報も入りにくい。個人情報保護条例の関係もあるが、まちづくりの意志ある人を出来るだけ多く集める努力が必要。

地域で何かできることをがんばってみたい。

現実的に、50代60代の層が意識が薄い。地域の区、老人会がリーダーシップを発揮してきめ細かく体制を整えることが重要。

全市民を対象として地域づくりを今後考えていく必要があると思う。

地域住民の中にお互いに生きる術としてのそれなりの距離感があり、踏み込まない気持ちが自然と働いている。でも少しずつ、誰かが働きかけなければ変わらない。

ルールがない中で、地域づくり、自助、共助をすすめていくことは大変であるし、役割の明確化についても協議を重ねていく必要があると思う。

## 資料7

## 第2回まちづくりタウンミーティング 「市民と行政の協働で元気なまちへ ～みんなで考えるまちの将来像～」 開催結果

### 1. 目的

市では、現在の市の取り組みを知っていただくとともに、自分たちの地域を今一度見直して将来像を思い描き、その実現に向けて、自分が、地域が、行政ができることについて考えていただくために、タウンミーティングを各地区公民館と共催で開催しました。

策定委員会の委員は、直接市民の皆さんのまちづくりに対する意見等を聞き、条例素案づくりの参考にしようと、これに積極的に参加しました。また、グループワークで作成したワークシートやアンケートの結果は、策定委員会へも報告され、条例素案作りの参考としました。

- ### 2. 日時
- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 8月26日 | 恋野地区公民館（40名）          |
| 8月31日 | 紀見地区公民館（46名）          |
|       | 橋本地区公民館（46名）          |
| 9月2日  | 山田地区公民館（38名）          |
| 9月5日  | 隅田地区公民館（30名）          |
| 9月9日  | 高野口地区公民館（35名）         |
| 9月10日 | 紀見北地区公民館（48名）         |
| 10月6日 | 学文路地区公民館（26名）（延べ309名） |
- （小・中・高校生の方にも参加していただきました。）

- ### 3. 内容
- ①協働のまちづくりに向けた市の取り組みについての説明
  - ②グループワーク
    - ・地域の良いところ・課題となっていること  
（こんなまちになればいいな）
    - ・地域の将来像（こんなまちになればいいな）
    - ・将来像の実現に向けての取り組み（何ができるかな？）
  - ③発表

グループワークで使用したワークシートには、各地区の基本的なデータ、人口推計等の資料があらかじめ記載されていました。

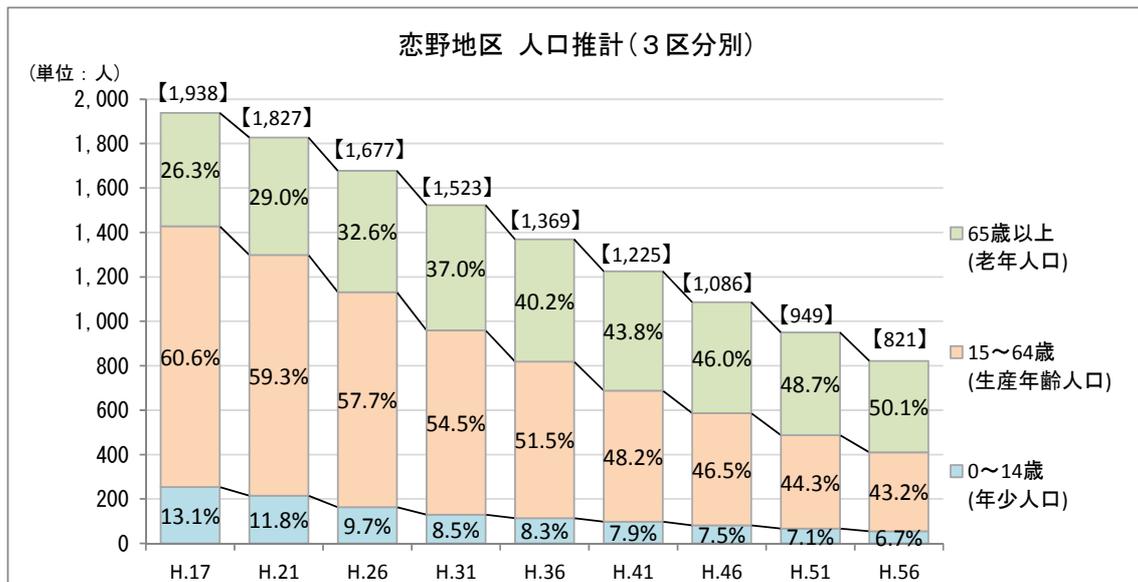
また、高野口地区公民館では、公民館主催事業の「高野口住民熟議」と共同開催したため、別様式のワークシートが使用されました。

## ◎恋野地区公民館エリア まとめ

### ■恋野地区公民館エリアの概要、データ

人口	1,595 人 (H29. 3. 31)
高齢化率	35.4% (H29. 3. 31) ※市全体 30.1%
世帯数	621 (H29. 3. 31)
交通条件・地理的条件	鉄道：なし 市の南東部、紀の川の南側に位置する地域。豊かな自然と中将姫伝説などの歴史に恵まれた農村地域。
観光資源・特産品・施設等	やどり温泉いやしの湯、玉川峡、恋し野の里あじさい公園、中将姫史跡、恋野マッシュルーム 公共施設：恋野小学校、橋本墓園、恋野地区公民館

### ◎年齢 3 区分別人口の推計



	H17	H21	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
65 歳以上	510	529	546	564	550	537	500	462	411
15～64 歳	1,174	1,083	968	830	705	591	505	420	355
0～14 歳	254	215	163	129	114	97	81	67	55
合計	1,938	1,827	1,677	1,523	1,369	1,225	1,086	949	821

出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

### ■恋野地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然がいっぱい。ホテルもいる。</li> <li>・公民館が立派。大きくてびっくり</li> <li>・隣近所が親切である</li> <li>・地域のみなさんに子どもたちを見守ってもらえる</li> <li>・自然災害の少ない土地。</li> <li>・名所、旧跡が多い。</li> <li>・行事等への参加やお手伝いに協力的</li> <li>・自然が多く環境が良い。人の心も良い。</li> <li>・公民館活動が活発</li> <li>・緑に包まれ、見渡す限り田畑が広がり春夏秋冬を肌で感じられるすばらしい環境です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年層の定着が低く都会等への転出が多いので地域の将来性が望めない</li> <li>・交通手段 コミュニティバスの改善、病院の送迎バスの改善</li> <li>・淋しい場所に防犯灯を増設</li> <li>・高齢者から次の世代への交代を考える。</li> <li>・夜になると真っ暗になる。</li> <li>・だんだん高齢化してきていて、人手が減少している。</li> <li>・農業の後継者が少なくなって荒れてしまう。</li> <li>・子どもが少ない。さみしい。</li> <li>・お墓の管理が気になる</li> <li>・耕作放棄地が気になる</li> </ul>

### ■みんなでつくる将来の恋野地区公民館エリアの姿（こんなまちになればいいな）

- ・自然の多い、安心して暮らせるまち
- ・恵まれた環境を武器に、他所の子ども等が遊びに来れる地域で努力し活性化
- ・定年殿退職者を地域に誘い住民数を確保。高齢者地域として活性
- ・文化、歴史を大切にす町 ・団結力のある恋野
- ・高齢者であっても自分なりにやりたいことができる（誰かの役にたっていると感じられること） ・子どもの育てやすい環境にしてほしい
- ・楽しく過ごせる地域になってほしい

### ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

誰が	できること（何ができるかな？）
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりをもつ（例 サークル）</li> <li>・子育て、学校行事で自分のできることがあれば手伝いたい。</li> <li>・自分の力で出来る範囲のボランティア</li> <li>・自分が健康であること ・微力ながらも少しでも人の為につくせる事</li> <li>・たくさんの人と知り合いになっておくこと</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の利用者を増やして生きがいづくりをする</li> <li>・法人化して皆で田んぼを守っていく</li> <li>・連絡を密にする ・防災関係を考えていく</li> <li>・助け合うボランティアを立ち上げる。</li> <li>・地元の農業製品のブランド力をあげる ・地域の情報を知る事が大事！</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家、耕作放棄地の利用</li> <li>・池や山を破壊せずに整備し、定着した施設等を建築し、観光、行楽に来やすくする。</li> <li>・この地域は農業を主体としていると思う。工業誘致も大事だが農業の後継者を育てる方向で、農業で生計とたてる様にする方向で進めていけばよい。</li> <li>・学童保育の設置。若い人が地域から出て行かないようにする為には、お母さんが働く環境の一環として必要。</li> <li>・働ける場所、農産物の販売</li> </ul>

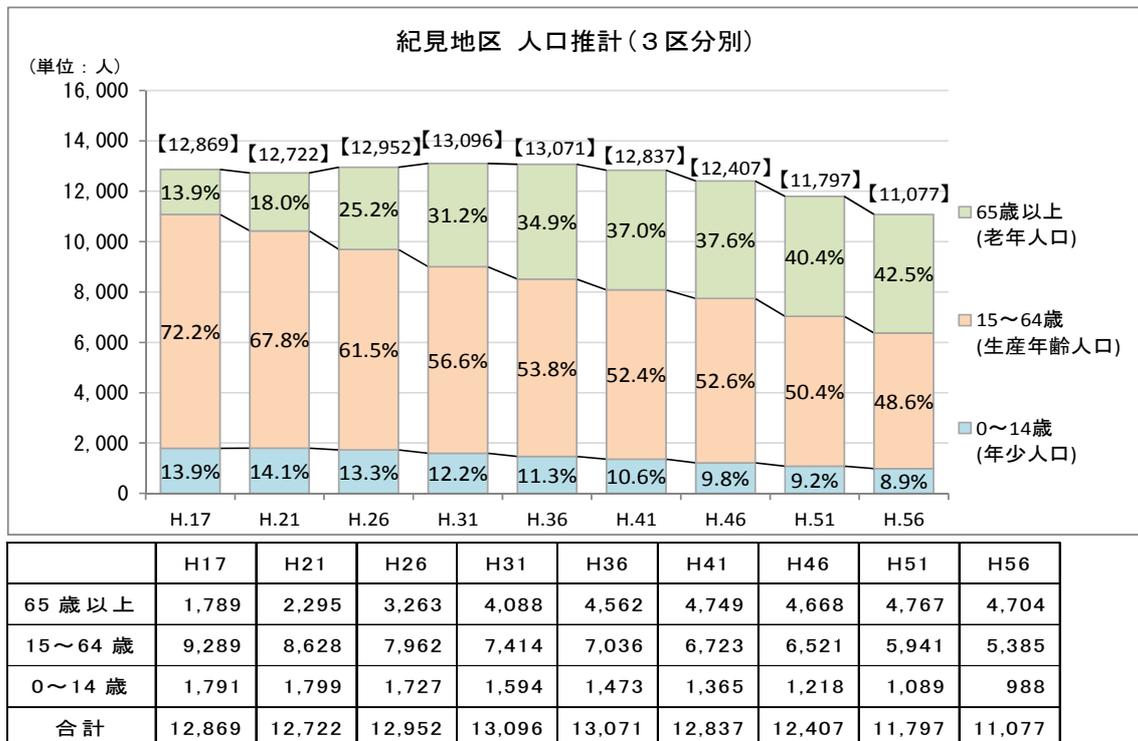
## ◎紀見地区公民館エリア まとめ

### ■紀見地区公民館エリアの概要、データ

人口	13,115 人 (H29. 3. 31)
高齢化率	28.8% (H29. 3. 31) ※市全体 30.1%
世帯数	5,247 (H29. 3. 31)
交通条件・地理的条件	鉄道：南海高野線御幸辻駅 市中央北部に位置し、大規模住宅開発による新興住宅地と在来地域が混在する地域。
観光資源・特産品・施設等	胡麻生相賀八幡神社、小峰寺、杉村公園、不動山の巨石 公共施設：橋本市民病院、郷土資料館、紀見東中学校、城山小学校、紀見小学校、境原小学校、初芝橋本高校

※紀見地区：さつき台、しらさぎ台、みゆき台、柿の木坂、紀見、境原、胡麻生、御幸辻、細川、小峰台、城山台、杉尾、紀ノ光台

### ◎年齢 3 区分別人口の推計



出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

### ■紀見地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災が活発</li> <li>・公民館での活動が多い</li> <li>・高齢者が元気</li> <li>・地区内いろいろな人材がそろっている</li> <li>・田んぼなどの自然が多い</li> <li>・優秀な人材が実は多い。隠れている</li> <li>・幼、保、小中の規模が良く、教育環境が整備されている</li> <li>・ほどよく田舎でほどよく都会で暮らしやすい</li> <li>・このまちを良くしたいと思っていてくれる方がたくさん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たくさん見所があるのに生かしきれていない</li> <li>・土地の人が少なく意見の集約が難しい</li> <li>・各年代層の繋がりがいいのか</li> <li>・近所付き合いがない ・空き家が増えた</li> <li>・高齢化率も高くなり、日常の交通手段、買い物場所が今後の課題</li> <li>・人が自由に集まれる場所がない</li> <li>・高齢化率が高く、近隣の方とのつき合いが少ない ・人間関係が薄い</li> <li>・知らない人同士でも明るく元気に挨拶しあえるまちにしたい</li> </ul>

### ■みんなでつくる将来の紀見地区公民館エリアの姿（こんなまちになればいいな）

- ・子どもと高齢者の交流が盛んなまち ・子どもの安全を地域で見守ることができる
- ・地域ぐるみで子育てのできるまち ・若者が地元に戻ってくるまち
- ・市政だけでは難しいので、企業、商業と市が協力しあうサービスとか
- ・子どもたちが安心して外遊びができるまち ・自然を生かした安心できるまち
- ・いろんな場面で地域住民が交流を深め、親しくなっていくことが必要
- ・出会う人みんなとあいさつができるまち⇒助け合い、支えあう力
- ・地域人材を生かせるシステムづくり ・産業でも農業でも人でも観光面等でもいいので、何か他地域にない特徴があって、それを誇りに思えるような…
- ・地域で高齢者や子どもを見守る ・交通が便利な買い物しやすい街に
- ・みんなで動いて考えるまちをつくる。文化の香りの高いまち ・自然の香り、文化の香りを両立 ・世代を超えて地域（小さい地区）を超えた顔の見えるまちづくり

### ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

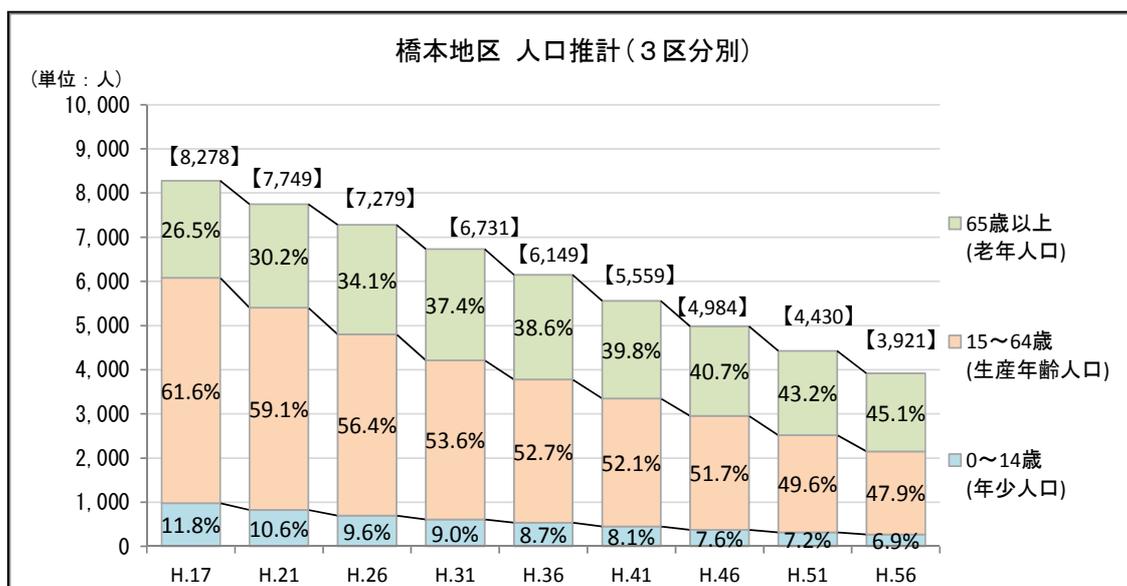
誰が	できること（何ができるかな？）
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康でいること ・子どもたちの郷土愛を育てる</li> <li>・何かをしたいと思う人を応援する ・当事者意識をもつ</li> <li>・あいさつをして顔が見える関係を作る ・結婚してもここに住み続ける</li> <li>・地域行事への参加 ・他の世代、職種、事業に興味を持ち、知る、参加する</li> <li>・地域の子どものをみんなで育てるという気持ちで大切にする</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生に企画してもらい、それを応援する（反対する人が少ないと思う）</li> <li>・高齢者見守り、孤立者をなくす ・地域の人どうしの関わりを増やしていく</li> <li>・地域住民の行事、消防訓練、草刈などを計画的に行う</li> <li>・お隣さん同士、少しだけおせっかい ・お互いに声掛け合って輪を広げる</li> <li>・自治活動を活発にする（人任せにしない）</li> <li>・住民の輪を広げる創意ある取り組み（行事、催し）を計画する</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本にオリジナルなものづくり ・積極的な企業誘致。働く場をつくる。</li> <li>・グループ間のジョイントの手助けは行政の力が必要である</li> <li>・都会で働けなくなった人を戻すために環境の良い職場を作る</li> <li>・協働のまちづくりで住民に寄り添った行動がほしい</li> <li>・各エリア、地区の様子を全市に知らせたりコーディネートしたりする</li> <li>・人材活用の仕方を考える。少ない経費の中でも最高の活動ができるように。</li> </ul>

## ◎橋本地区公民館エリア まとめ

### ■橋本地区公民館エリアの概要、データ

人口	6,727 人 (H29. 3. 31)
高齢化率	36.8% (H29. 3. 31) ※市全体 30.1%
世帯数	3,176 (H29. 3. 31)
交通条件・地理的条件	鉄道：JR・南海橋本駅 京奈和自動車道：橋本 IC 市の中央部に位置し、南海高野線・JR 和歌山線、国道 371 号・国道 24 号がそれぞれ交差する市の玄関口となる地域。
観光資源・特産品・施設等	応其寺、常夜灯、四辻道標、丸山公園、運動公園、はしもと広域観光案内所、まちかど博物館 公共施設：橋本市役所、市民会館、教育文化会館、橋本警察署、伊都振興局、橋本小学校、橋本中央中学校、県立橋本高等学校

### ◎年齢 3 区分別人口の推計



	H17	H21	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
65 歳 以上	2,197	2,344	2,479	2,515	2,373	2,212	2,027	1,912	1,769
15~64 歳	5,101	4,581	4,102	3,607	3,240	2,899	2,579	2,198	1,880
0~14 歳	980	824	698	609	536	448	378	320	272
合計	8,278	7,749	7,279	6,731	6,149	5,559	4,984	4,430	3,921

出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

## ■橋本地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として人のつながりが良い。治安もよい</li> <li>・利便性高く、気候良好、安全安心な地区</li> <li>・サークル等の市民の活動が活発。</li> <li>・紀の川と紀伊山地。自然に心いやされる。橋本のいいところ。</li> <li>・大阪府、奈良県の県境で、和歌山県の玄関口。その中心地。</li> <li>・便利がよい。市役所等があり、手続きが楽にできる</li> <li>・お年寄りが元気で、老人クラブ、サークル活動が活発</li> <li>・市の中心地区的イメージでいきいきとにぎやかな感じがする</li> <li>・水道水が生で飲めておいしい</li> <li>・神社、寺、史跡がたくさんある。案内や交通が便利だとなお良い</li> <li>・駅を中心にした遠方の交通は便利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事や募金活動に協力しない人が増えつつある</li> <li>・高齢化率が高く、区・自治会の活動の面で難しくなっている</li> <li>・橋本市役所の正面に喫煙場所があるのはすごくイメージが悪いのでは？</li> <li>・健康寿命をのばす取り組み（いきいきルームなど）情報が届いていないのでは？</li> <li>・コミュニティバスの運行の仕方をもう少し考えてほしい</li> <li>・道のせまいところで車が入れないところがある</li> <li>・交通の便が悪い。橋本駅まで徒歩20分かかる</li> <li>・地区の伝統行事、文化財の保護等に傾注してほしい</li> <li>・市議会議員が多すぎる</li> <li>・色々な行事に参加する人が決まっている</li> <li>・空き家が増えているように思う</li> </ul>

## ■みんなで作る将来の橋本地区公民館エリアの姿（こんなまちになればいいな）

- ・全国に通用するようなブランドを持って全国にアピールできるまち
- ・世話好きなおばちゃんおっちゃんがいっぱいのまち
- ・地域住民が何でも話しあえる環境づくりと仕掛けを考える（サロン、協議体等の充実）
- ・古民家（空き家利用）で活動できるようにしたい
- ・元気な高齢者を目指そう
- ・子どもや孫が住んでくれる地域になればいいと思います
- ・若い人が参加できる時間を考えて、プログラムのある公民館に！（以前あった勤労会館のような）
- ・活気のあるまち
- ・自然に触れ合えるまち
- ・住民がお互いコミュニケーションが取れる地域
- ・高齢の人と若い人、こどもたちが和気あいあいと言葉を掛け合い助け合う地域

## ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

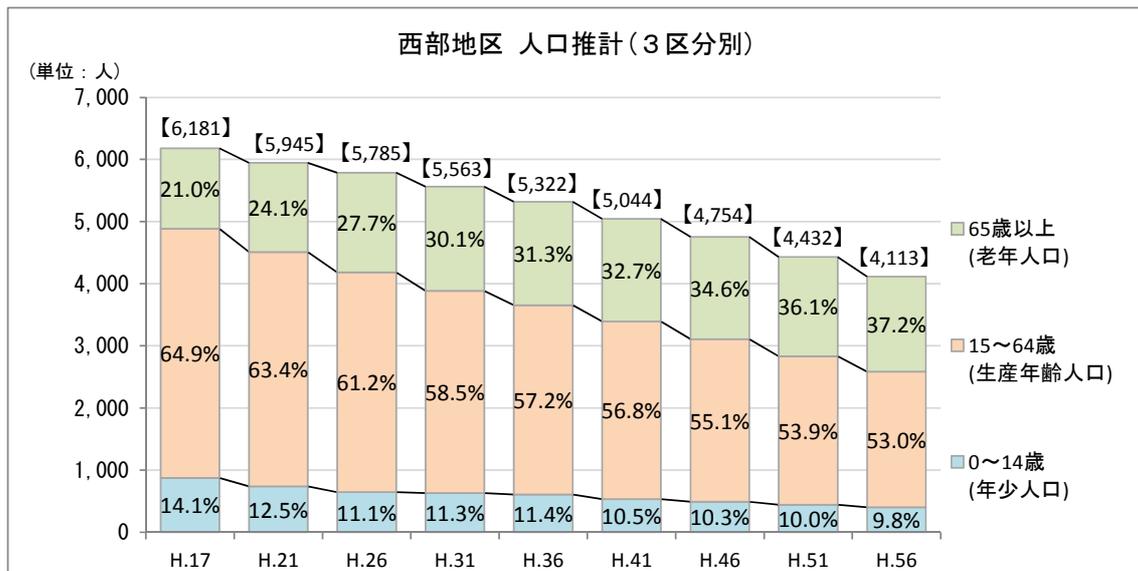
誰が	できること（何ができるかな？）
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いのつながりを深める取り組みをさがす</li> <li>・若者とのふれあいを求め、古い良い慣習などを伝えることを考えたい</li> <li>・駐車場は遠くに止めてできるだけ歩く</li> <li>・自宅まわりの住民との信頼関係を深め助け合う</li> <li>・ご近所でお年寄りの方で困っている方がいるとき（買い物や庭掃除など）気軽にお手伝いしたい</li> <li>・出会った人には必ず声をかけるようにする</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生に企画してもらい、それを応援する（反対する人が少ないと思う）</li> <li>・高齢者見守り、孤立者をなくす</li> <li>・地域の人どうしの関わりを増やしていく</li> <li>・地域住民の行事、消防訓練、草刈などを計画的に行う</li> <li>・お隣さん同士、少しだけおせっかい</li> <li>・お互いに声掛け合って輪を広げる</li> <li>・自治活動を活発にする（人任せにしない）</li> <li>・住民の輪を広げる創意ある取り組み（行事、催し）を計画する</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本にオリジナルなものづくり</li> <li>・積極的な企業誘致。働く場をつくる。</li> <li>・グループ間のジョイントの手助けは行政の力が必要である</li> <li>・都会で働けなくなった人を戻すために環境の良い職場を作る</li> <li>・協働のまちづくりで住民に寄り添った行動がほしい</li> <li>・各エリア、地区の様子を全市に知らせたりコーディネートしたりする</li> <li>・人材活用の仕方を考える。少ない経費の中でも最高の活動ができるように。</li> </ul>

## ◎山田地区公民館エリア まとめ

### ■山田地区公民館エリアの概要、データ

人口	5,674 人 (H29. 3. 31)
高齢化率	29.2% (H29. 3. 31) ※市全体 30.1%
世帯数	2,496 (H29. 3. 31)
交通条件・地理的条件	鉄道：JR 紀伊山田駅 市の西部に位置し、南側には紀の川、北側は金剛生駒紀泉 国定公園の山並みを望む地域。市街地は紀伊山田駅を中心 に広がっている。
観光資源・ 特産品・施設等	一言主神社、三石山不動寺、光三宝荒神、不動の滝、やっ ちよん広場、神野々緑地、天然温泉ゆの里 公共施設：山 田地区公民館、あさもよし歴史館、岸上文化センター、西 部小学校、柏原保育園、紀北工業高校

### ◎年齢 3 区分別人口の推計



	H17	H21	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
65 歳 以上	1,298	1,434	1,602	1,676	1,667	1,648	1,646	1,600	1,528
15～64 歳	4,009	3,770	3,539	3,256	3,046	2,864	2,619	2,389	2,181
0～14 歳	874	741	644	631	609	532	489	443	404
合計	6,181	5,945	5,785	5,563	5,322	5,044	4,754	4,432	4,113

出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

### ■山田地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の助け合いがいい</li> <li>・顔見知りが多い ・住宅が増えている</li> <li>・近所とのつながり、コミュニケーションがある ・北部は自然豊か ・南部は生活の利便性が高い</li> <li>・各地区のつながりがよい</li> <li>・数年前から野菜作りが盛んで、ひとつの文化として 育ってきている</li> <li>・高齢者が自主的に通学を見守っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の役員になってくれる人が少なく、特に若い層に多い ・区域が広いため、知りたい情報が得られなくなった</li> <li>・少子化により学校がなくなり親近感がなくなった ・特色がない (少ない)</li> <li>・休耕田が増えてきている ・都市型と地方型に二分 ・車がないと生活しづらい ・人口減少、住む人の少ない空き家増。いつか区がなくなるかも ・京奈和道の車の騒音気になる！</li> <li>・若い人、子どもが少ない。後継者不足</li> </ul>

### ■みんなでつくる将来の山田地区公民館エリアの姿 (こんなまちになればいいな)

・若い人たちが住めるまち (仕事、交通) ・互いに声をかけあえるまち  
 ・今の住人がこのまま住み続ける努力をする ・親子三世代くらいが近くに住めるような地にしたい ・新旧の住民が交流できるまち ・楽しく農業ができるまち ・子どもが大人を警戒しなくて良いまち ・世代をこえたつながり ・世代を超えて仲良く話し合えるまちに  
 ・小学生と高齢者との交流を深める事業をすべき ・高齢者が素直に子どもに声掛けできるまち ・紀北工業高校と連携したまちづくり ・子どもたちの元気な声が聞こえるまち  
 ・ボランティア活動を積極的に取り入れた地域づくり ・みんなで助け合うまち ・全ての世代が関わり合える ・地域の活力があるまち ・主婦の目線に立った政策 ・若い人達が住みたいと思える特別なまち ・子ども、高齢者が安心して暮らせるまちに

### ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

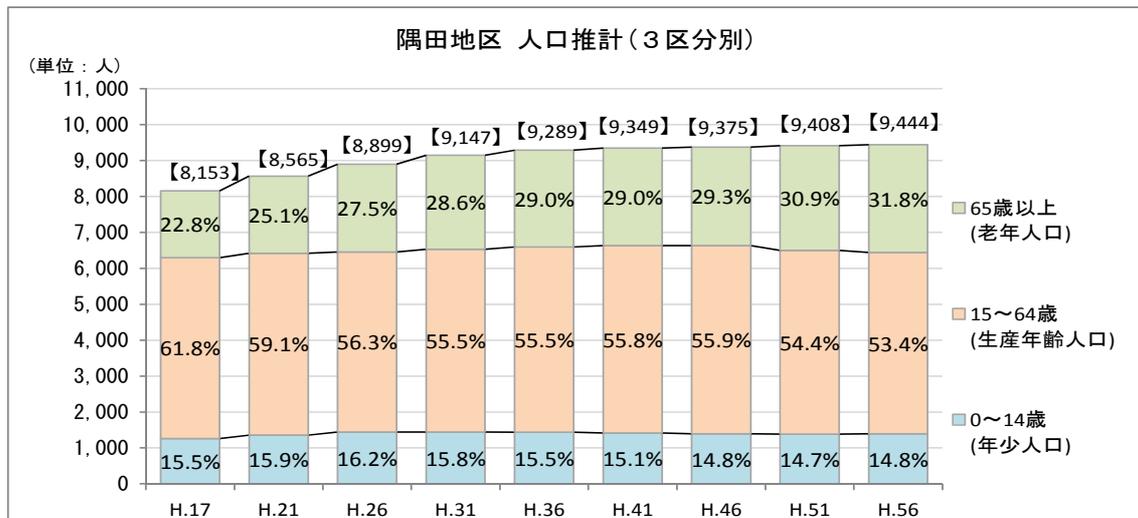
誰が	できること (何ができるかな?)
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分からの挨拶と声掛け</li> <li>・元気で健康を保っていく 地域社会に取り組んでいきたい</li> <li>・健康管理</li> <li>・地域の行事、活動に積極的に参加していく</li> <li>・色々な会議にも参加して人との会話をしたい</li> <li>・地域住民の各人が地域活性化に何ができるかを考え地域行事に極力参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の役に立つことに協力していく</li> <li>・たすけ愛はしもとに参加する</li> <li>・何でも話し合える機会をつくる (行事等)</li> <li>・意見をとりまとめて1つに集約し、全体で取り組む</li> <li>・異世代の交流事業を計画する</li> <li>・地域の活動に関心を持ち続けること</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主婦の目線に立った政策 (ゴミ等生活に関する)</li> <li>・情報システム化 全ての人に同じ情報を</li> <li>・地域の人の意見を聞くのも大切だが、若い人の意見、考え、思いを聞く機会を増やしていくのが大事</li> <li>・行政がリーダーシップをとって進める</li> <li>・きめ細やかな政策</li> <li>・各地区の取り組みを支援して！コーディネートを！</li> </ul>

## ◎隅田地区公民館エリア まとめ

### ■隅田地区公民館エリアの概要、データ

人口	8,912 人 (H29. 3. 31)
高齢化率	27.9% (H29. 3. 31) ※市全体 30.1%
世帯数	3,701 (H29. 3. 31)
交通条件・地理的条件	鉄道：JR 和歌山線隅田駅、下兵庫駅 京奈和自動車道：橋本東 IC 市東部に位置し、新たな住宅開発が進む。橋本東 IC 付近に大規模店舗集積地区が見られ、今後企業誘致用地の造成も見込まれている。
観光資源・特産品・施設等	隅田八幡神社、利生護国寺、丸高稲荷神社、真土万葉の里、橋本カントリークラブ、岩倉池 公共施設：隅田中学校、隅田小学校、あやの台小学校、浄水場

### ◎年齢 3 区分別人口の推計



	H17	H21	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
65 歳以上	1,857	2,147	2,447	2,619	2,692	2,715	2,747	2,908	3,006
15～64 歳	5,036	5,059	5,009	5,081	5,159	5,220	5,237	5,114	5,043
0～14 歳	1,260	1,359	1,443	1,447	1,438	1,414	1,391	1,386	1,395
合計	8,153	8,565	8,899	9,147	9,289	9,349	9,375	9,408	9,444

出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

## ■隅田地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史がいきづいている ・自然豊か</li> <li>・地域が活きている ・古い伝統の残るまち</li> <li>・古いまち、新しいまちが並存して多様なまち</li> <li>・農産物、野菜づくりがさかん</li> <li>・北部地域の開発がすすんでいる ・皆さんに「学びたい」姿勢がある</li> <li>・隅田中学は生徒間のつながりが強くマナーがいい</li> <li>・昔からのつながりが残っている ・伝統行事が残っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の行政への参加の気持ちが薄い</li> <li>・既成市街地と新市街地があり、一体感に欠ける</li> <li>・若い人参加率 ・校区が広く通学に不便</li> <li>・新しいまちと古いまちの交流が見えない</li> <li>・農業従事者の高齢化（後継者難）</li> <li>・家の前に生えてる草くらい自分で引こう！</li> <li>・隅田地区公民館エリアが大きくなって、細かい配慮ができない</li> <li>・車がなければ生活できない</li> <li>・若い方たちとの会話、交流が少ない</li> <li>・近所のつながりが重く感じる</li> <li>・北の開発、南は過疎化が進み、分断されているように思う</li> </ul>

## ■みんなでつくる将来の隅田地区公民館エリアの姿（こんなまちになればいいな）

- ・三世代が同居、近居しているまち ・伝統行事をまちぐるみで取り組む
- ・子どもと一緒に生活できる ・各世代の人がまんべんなく住む町
- ・古いつながり新しい世代、住人の方にも生かし続けていけたら
- ・古いまち、新しいまちの特徴が現れた活気のあるまちであってほしい
- ・隣の家の人を見守れるような日常にしたい
- ・地域住民同士で顔が見える住民交流のあるまち
- ・皆があいさつできる地域に
- ・空き家を使ってサロンを増やす（高齢者と乳幼児親子、学童との交流の場）
- ・隣、近所の人の様子を知り合えるような人間関係を作る

## ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

誰が	できること（何ができるかな？）
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民のために行動したい ・自分の子どもを地域行事に参加させる</li> <li>・勇気をもって行動したい ・活動の核となるグループ、組織を作りたい</li> <li>・子どもたちが元気に、思いやりを持てる子どもに育つように出来ることをしたい</li> <li>・地域の高齢者の昔の話を子どもにしてあげる場所を作る</li> <li>・散歩時や各行事のとき積極的なあいさつをする ・まわりの人を知る努力</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっとミニマムな発言の場が作れないか ・高齢者の把握（班単位での情報）</li> <li>・地区で若い人が行事に参加できるようにする</li> <li>・色々な世代が出てくるようなイベントをする</li> <li>・地域高齢者の見守り隊を作る</li> <li>・隅田地域の良い所をアピールする</li> <li>・隅田で続いている敬老会と野菜まつりを交流の場や上手に活用</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の行政に対する要望が多すぎる ・優先順位を具体的に発表する</li> <li>・行政と共に活動に参加、協力する</li> <li>・若い人に出てきてもらうような取り組み</li> <li>・地域行事の広域化への助力（校区を越えた行事）、横のつながり</li> <li>・放棄地を世代間交流に使えるアイデアを募集してほしい</li> <li>・仕事場の確保</li> </ul>

## ◎高野口地区公民館「高野口住民熟議」

<p>(1) 産業の振興と雇用を創出し定住できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再織を中心に産業の新興と雇用を作り出していく</li> <li>・農業はある程度の収入がなければやっていけない（機械の貸付がない、人がいない→手が出ない）。 ・伊都中央高等学校の取り組み</li> <li>・介護職員初任者研修を実施（橋本市職員・商工会からも講師になっている）</li> <li>・ボランティア、アルバイトを通して求人結びつける（地元の企業の担い手となれる）</li> <li>・農業と織物を活性化、融合できるのでは ・ブランド化、生産と販売の一連化、稼ぐことが活性化になる ・高野口という名前の売り出しと裁ち寄り処とつなげて活性化していけるとよいのでは ・京奈和の道もできて便利になってきている中、何かするとしても駐車場がないのでどうにかできないか ・まちの活性化のためには若い人が集まる手立てがいる。祭り、夜店など ・高野口検定の復活。事務局の設立が出来れば良いと思う</li> <li>・耕作放棄地が多いので農業をしたい若い世代につなげていけるようにできないか</li> <li>・農業法人ができないか。そうすると若い農業者が増えるのでは？</li> <li>・子育てはとてもしやすいまちなのでアピールしては？</li> <li>・高野口の織物のブランド化を進める→行政と企業でさらに進めることはできないか</li> </ul>
<p>(2) 安全安心な暮らしを支えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災を盛んに取り入れる ・見守り隊をもっと充実させる</li> <li>・若者が高齢者の家に訪問するシステムを作る</li> <li>・市民ニーズに合わせたことを試してみる必要がある。解決することが必要。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が必要とするタクシーの工夫</li> <li>・直面したときにどうするかを考える</li> </ul> </li> <li>・新興地から青パトロールが定期的には巡回してくれているが、毎日でもお願いしたい →この人たちの協力で高齢者も助けてくれればいいが…（高齢者のニーズ）</li> <li>・地域と先生と子どもとつながるコミュニティスクール</li> <li>・登下校のあいさつ運動で声掛け。根気よく挨拶する。自分のための介護予防になっている ・見守り隊があるため安全なまち ・あいさつが交わされコミュニケーションがとれる（声掛け運動） ・防災マップがある。小学生が調べて地域の人に知らせることもしている。 ・地域でも家庭でも地域の情報共有をすることが大事 ・地域の人達との会話が大事 ・少子高齢化による空き家問題→交流スペースに出来ないか、空き家ごと引き取ってくれないか ・住民のつながりが薄くなっているため、つながれるような仕組みができないか</li> </ul>
<p>(3) 子どもから高齢者まで共に育む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと高齢者とのつながり、出会いの場を増やす</li> <li>・ボランティア養成→若者に体験をさせて、地域に貢献できる喜びを感じさせる             <ul style="list-style-type: none"> <li>→高齢者の知識や力を活かそう</li> </ul> </li> <li>・異年齢の活動の場を設け、信頼関係を築く（様々な世代の交流）             <ul style="list-style-type: none"> <li>→公民館活動を学校で実施</li> <li>→地域のスポーツも学校で実施</li> </ul> </li> <li>・地域に高校があることは大きな力→今以上にできることはあるだろう（公の場をもっと活用する） ・予算がないだけではなく、〇〇は責任もってやるということを言わないと住民はしんどくなる ・今昔プロジェクト（わが町高野口など）学校の地域学習に一般の人が参加できる機会があれば良い ・職場体験を通じて、地域の人とつながれる</li> <li>・小学校と高齢者がつながれる企画ができないか ・こども食堂→高齢者や大人も利用できるようになれば、元気な高齢者がボランティアとしてこども食堂をしてみてもいいのでは？</li> </ul>

## ◎紀見北地区公民館エリア

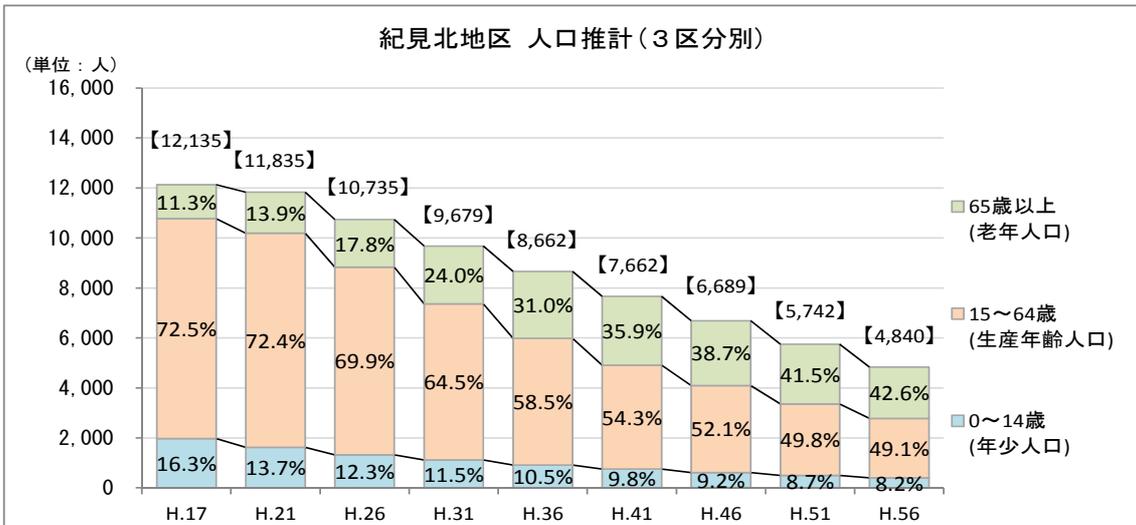
## まとめ

### ■紀見北地区公民館エリアの概要、データ

人口	10,311人 (H29.3.31)
高齢化率	21.5% (H29.3.31) ※市全体 30.1%
世帯数	4,023 (H29.3.31)
交通条件・地理的条件	鉄道：南海高野線林間田園都市駅、紀見峠駅 市中央北部に位置し、大規模住宅開発による新興住宅地が広がる一方、北部には金剛生駒紀泉国定公園の山並みが広がり、紀伊見峠宿場跡など自然と歴史にも恵まれた地域。
観光資源・特産品・施設等	葛城神社、慶賀野蛭子神社、高山森林公園、越ヶ滝キャンプ場、紀伊見荘、芋谷の棚田、紀伊見峠宿場跡 公共施設：紀見北中学校、柱本小学校、三石小学校

※紀見北地区：紀見ヶ丘、橋谷、慶賀野、光陽台、三石台、柱本、矢倉脇

### ◎年齢3区分別人口の推計



	H17	H21	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
65歳以上	1,366	1,648	1,908	2,321	2,684	2,749	2,588	2,382	2,064
15~64歳	8,795	8,566	7,503	6,245	5,066	4,163	3,485	2,862	2,378
0~14歳	1,974	1,621	1,324	1,113	912	750	616	498	398
合計	12,135	11,835	10,735	9,679	8,662	7,662	6,689	5,742	4,840

出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

### ■紀見北地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園が多くてたくさん遊べる</li> <li>・田舎と都会のよさをあわせ持っている</li> <li>・学校の活動が地域を巻き込んで活発</li> <li>・自然が多く、水がきれい</li> <li>・公民館も便利な所があり、活動も活発で楽しめる</li> <li>・協力的な人が多い(学校支援など)</li> <li>・郵便局、銀行、スーパー等があり日常生活には困らない</li> <li>・人との挨拶がよく出来ている</li> <li>・自然が多く、静かで人がおだやか</li> <li>・教育等施設が集中しているので住みやすい</li> <li>・色んなイベントがあって一人ひとりが助け合えて協働できている</li> <li>・公民館中心にエリア内の合同行事がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜道が暗い(防犯灯が少ないところがある)</li> <li>・市の予算が少ないのに高齢者ばかりが増えて困るという意見があり、心苦しい</li> <li>・意識が都会的で地域に関心がうすい</li> <li>・新興住宅地が多く、隣同士の顔が見えにくい</li> <li>・高速開通で車が多くてこわい</li> <li>・人のつながりをさらに深めるイベントや日常的行動を考える</li> <li>・柱本地区の自然文化、三石地区の都会的空間の融合を</li> <li>・行事の重なりがあって参加しづらい</li> <li>・子どもとシニアが気兼ねなく自由に集える施設がほしい</li> <li>・まちのアップダウンが激しい</li> <li>・校区が広い</li> </ul>

### ■みんなで作る将来の紀見北地区公民館エリアの姿(こんなまちになればいいな)

・老若男女問わず、もっと色々幅広い年齢層で参加できるイベント、サークルを増やしてほしい

・子どもだけで遊べるような安全な遊び場所の確保

・新市街地と既成市街地が混在している

・子どもと大人等違う年の人達が話し合える場

・みんなの笑顔が満開になり、住みやすいまちに

・最後まで自立して自宅で過ごせるまち

・子どもと高齢者が共存するまち。気兼ねない交流

・子どもも大人もそれぞれに活躍できる

・子どもたちがずっと住もうと考えるまちづくり(が必要)

・多くの高齢者がさらに地域行事や支援に携わる仕組み

・人とのつながりを大切にしながら暮らせるまち

・自然を壊さずにみんなが行きたくなるような施設があるまち

・友達を多くして元気でいつまでも過ごしたい

・いつまでも自然豊かで住宅地はきれいなまちであってほしい

・子どもから大人まで、美しい景色を見ながら山歩き、散歩

### ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

誰が	できること(何ができるかな?)
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まわりの方々とコミュニケーションをとりながら助け合いたい</li> <li>・地域の掃除やボランティアに参加する</li> <li>・この地区に住み続ける</li> <li>・学校で地域のよさを実感できる取り組みを増やす</li> <li>・地域でのあいさつ、声かけ運動などを促す</li> <li>・ごみを見かけたら拾う</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも自由に入出入りしておしゃべりできる場を作る</li> <li>・地域行事への親子での参加</li> <li>・地域のつながりが深まるような事業を企画する</li> <li>・老人会や学校など、年に何回かそれぞれどんなことをするのか行って一緒に遊ぶ</li> <li>・おじいちゃんおばあちゃんと子どもたちのふれあいをもっともつ機会をつくる</li> <li>・社会資源(学校と地区会など)の連携</li> <li>・地域間の連携(自然、イベント)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地のよいところを全体に知らせてほしい</li> <li>・お金を有効に使うよう、庁内の連絡を密に</li> <li>・情報共有システム</li> <li>地域と市(行政)</li> <li>イベントだけでなく、貢献できるボランティア情報とか</li> <li>・独居(高齢化)の方への共助の方法</li> <li>・もっと橋本以外の人にここの自然のよさを宣伝してほしい(インターネット、ホームページ、駅にポスター)</li> <li>・市民にわかりやすい説明をしてほしい</li> </ul>

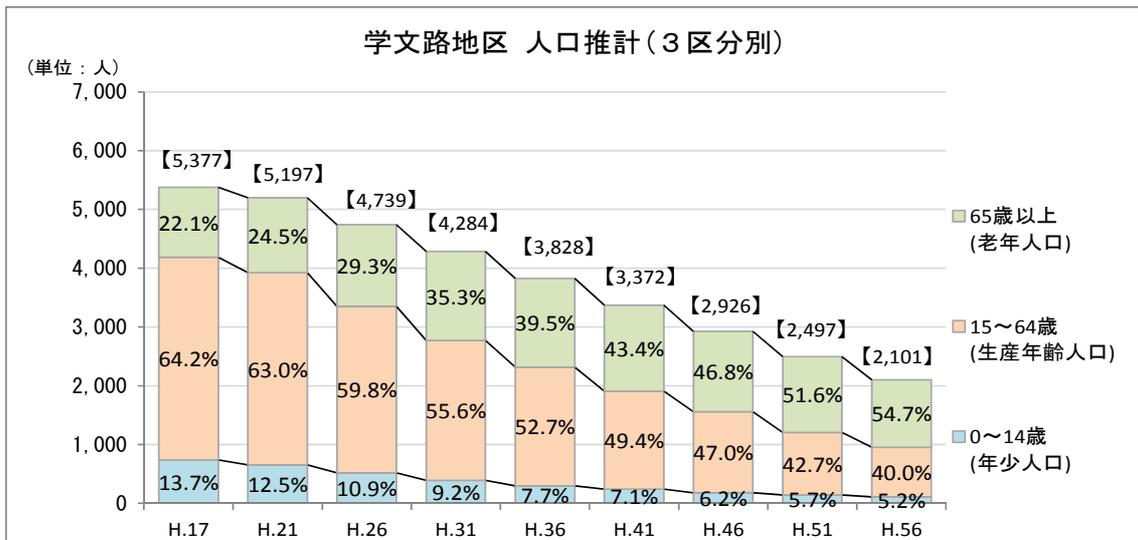
## ◎学文路地区公民館エリア

## まとめ

### ■学文路地区公民館エリアの概要、データ

人口	4,518人 (H29.3.31)
高齢化率	32.6% (H29.3.31) ※市全体 30.1%
世帯数	1,862 (H29.3.31)
交通条件・地理的条件	鉄道：南海高野線紀伊清水駅、学文路駅 市の中央部、紀の川の南側に位置する地域。世界遺産に追加登録された「黒河道」の入口にあたり、緑豊かな自然環境のなかに歴史も息づいた農村地域。
観光資源・特産品・施設等	黒河道、学文路刈萱堂、人魚のミイラ、石堂丸物語、学文路天満宮、成就寺、定福寺、清水のまちなみ、隠れ谷池、国城原農具民俗資料館、国城観光農園、大畑才蔵、はたごんぼ 公共施設：国城ひろば、学文路小学校、清水小学校

### ◎年齢3区分別人口の推計



	H17	H21	H26	H31	H36	H41	H46	H51	H56
65歳以上	1,189	1,272	1,388	1,511	1,513	1,465	1,369	1,289	1,150
15～64歳	3,452	3,274	2,834	2,381	2,019	1,667	1,375	1,066	841
0～14歳	736	651	517	392	296	240	182	142	110
合計	5,377	5,197	4,739	4,284	3,828	3,372	2,926	2,497	2,101

出典：橋本市公共施設等総合管理計画（基本方針編）

### ■学文路地区公民館エリアの概要、データ

地域づくりに活かしていきたいところ (良いところ)	改善していきたいところ (課題となっていること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・田舎が多く残されており、果物がたくさんある</li> <li>・軒数が少なく隣同士の連絡等がスムーズにできる</li> <li>・地域活動に一致団結している</li> <li>・人のつながりがあって地域になじみやすい</li> <li>・自然豊かで静かなまち</li> <li>・のびのび生活可能</li> <li>・子どもがのびのびおだやか ・四季折々の自然が楽しめる</li> <li>・歴史的なものがたくさんある</li> <li>・偉人が多いので観光に役立っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の中で開発が一番遅くなっている地域</li> <li>・鳥獣害が多い</li> <li>・空家、空き地が目立つ</li> <li>・子どもが少ない</li> <li>・休耕田が増えた</li> <li>・若い人が少ない</li> <li>・安全な災害時の避難場所がない</li> <li>・下水道がない</li> <li>・地域でもっと協力と仲間意識が出来るとう良い</li> <li>・農地が段々と荒れていく</li> <li>・若い世代の地域離れ</li> <li>・身近な店舗がなくなっている</li> </ul>

### ■みんなでつくる将来の学文路地区公民館エリアの姿（こんなまちになればいいな）

- ・教育、福祉、防災、安心なまち ・地区のことに協働できる地区
- ・声をかけ合え助けあえるまちづくり ・子どもや若者が住みたいと思うまち
- ・近所の助け合いができるまち ・3世代が同居または近居しているまち
- ・子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち ・隣の顔が見えるまち
- ・子どもの声が聞こえるにぎやかなまち ・他地区からうらやましがられる地区になる
- ・小規模エリアで隣近所とのつながりを今以上にすることが大切
- ・現在の自然や史跡を生かして観光客が訪れるまち

### ■将来像の実現に向けての取り組み・活動

誰が	できること（何ができるかな？）
自分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分プラス一人でもいいので、サポートできるような意識をもつ ・地域、行政とのつなぎ役をする ・安心、安全なまちづくりの為に防犯ボランティア</li> <li>・子どもに考えるきっかけを与える ・積極的に地域の行事に参加する</li> <li>・地域活性化のために自ら行動する ・近所付き合いを今以上に深める為にどうしたらよいか考える。防災上も必要</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域として主体的に考え、行動する ・人材バンクのリストの作成</li> <li>・地域内託児サービス ・子どものみで地域のこれからを考える会</li> <li>・区、班で今以上にまとまる ・地域リーダーを育成する</li> <li>・高齢者への訪問サービス（地域のつながり）</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成 ・ふるさと再発見講座、教材</li> <li>・公益活動に対し、必要な支援を行う ・場所の確保と費用の支援</li> <li>・公民館は地域の意見を！</li> </ul>

## 第2回まちづくりタウンミーティング アンケート集計結果

公民館別回答数		参加者数
恋野	30	40
紀見	37	46
橋本	41	46
山田	31	38
隅田	26	30
高野口	22	35
紀見北	38	48
学文路	21	26
合計	246	309

年齢(年代)	全体		恋野	紀見	橋本	山田	隅田	高野口	紀見北	学文路
10	25	10.2%	0	8	0	0	0	2	15	0
20	4	1.6%	0	3	0	0	0	1	0	0
30	8	3.3%	0	2	0	1	0	0	4	1
40	11	4.5%	1	1	1	1	3	3	1	0
50	31	12.6%	4	3	4	3	6	2	6	3
60	81	32.9%	12	7	16	16	10	9	4	7
70	75	30.5%	10	13	17	9	7	3	6	10
80	9	3.7%	2	0	3	1	0	2	1	0
無回答	2	0.8%	1	0	0	0	0	0	1	0
合計	246	100.0%	30	37	41	31	26	22	38	21

性別	全体		恋野	紀見	橋本	山田	隅田	高野口	紀見北	学文路
男性	129	52.4%	9	20	16	20	15	12	22	15
女性	114	46.3%	20	17	25	11	10	10	15	6
無回答	3	1.2%	1	0	0	0	1	0	1	0
合計	246	100.0%	30	37	41	31	26	22	38	21

## ▼橋本市の(仮称)自治基本条例の制定に向けた取り組みについて

	全体		恋野	紀見	橋本	山田	隅田	高野口	紀見北	学文路
知っている	107	43.5%	7	13	13	17	16	14	12	15
知らない	3	1.2%	3	0	0	0	0	0	0	0
今日知った	134	54.5%	19	24	28	14	10	8	25	6
無回答	2	0.8%	1	0	0	0	0	0	1	0
合計	246	100.0%	30	37	41	31	26	22	38	21

## ▼取り組みを知った方法(複数回答可)

	全体		恋野	紀見	橋本	山田	隅田	高野口	紀見北	学文路
広報	59	39.6%	4	8	6	6	10	10	7	8
市HP	17	11.4%	2	0	0	3	1	2	5	4
友人・知人や家族	17	11.4%	2	2	1	2	4	2	3	1
第1回まちづくりフォーラム	16	10.7%	1	1	4	1	3	2	2	2
第1回まちづくりタウンミーティング	25	16.8%	4	2	3	5	4	1	3	3
その他	15	10.1%	1	1	1	3	3	2	1	3
合計	149	100.0%	14	14	15	20	25	19	21	21

公民館	効果的な周知方法
恋野	もう少し効果的な方法で説明をお願いします。
	広報にのっていても見ない人も多いと思う。あとは口コミに頼るしかないような気もする。
	広報、口コミ、集会
	より具体的な話があるとわかりやすいと思う。
	本会議を多数実施していただき多数の住民に知ってもらうこと。
	地区組織を利用して伝達
	広報
	より細分化させ、多くの地域から意見を聞き、分散と集中を組織化
	公民館で開催していただくのも結構ですが、細部に行き渡らせるためには班単位もよいかと思えます。
	各班のサロンを利用して市から説明に来る
	各グループの発表内容をまとめて、市民に教えてほしい。
	先ず広報に載る。各地区民全員に知らす。
	広報、集会
	地域の区民が集まる場所（例、班の会）の機会を利用する。少数人数の集いをこまめに、それから大きい集団へ。
紀見	地域の声をリアルにきく工夫。条例を吟味する。
	広報に載せたり…と思いますが知ってもらうには時間がかかると思います。
	もうちょっとわかりやすいネーミング
	広報でお知らせする。
	今日のミーティングに参加出来私達高齢者ももっと関心を持つべきと反省しました。基本条例制定大変でしょうがお願いします。
	自分達が直接話したり、チラシで知ってもらう。
	今日のようなタウンミーティングも地道に開催すること。
	張り紙をつくるとか
	参加型
	何か市民全体に知らせられるもの。特に若者が使うインターネットなど
	チラシやスマホで配布
	広報。公民館別の説明会。
	小規模な会議による進捗状況等を説明していく。
	城山台に関して言えば、高齢化です。早くやることが一番。多少のミスは後から修正すればよい。
	広報 はしもと
	様々な場所に、わかりやすい言葉のキャッチコピーで掲示
	SNS の活用がもっと広まっていくと、若者にも波及していくと思います。
	もっとミーティングをいろんな所でやればよいと思う。
	広報やチラシの各学校（小、中、高、幼）への配布。今回のような会。
	今日のようなミーティング
地域ごとにもっと話し合いの場を積み重ねて「知恵」をもらいましょう。	
橋本市全域に向けて、放送する。	
自治基本条例の取り組みが具体的にどんなものかわかるようにしてほしい。	
SNS。簡潔な内容。	
公民館単位の集会を行う。	
地域の活動をもっとする。	
広報はしもとに連載する。	
橋本	条例など知らない。
	各地区・町・村で、こういう取組がある事を集まりの場で話し合えたらと思います。
	今回のような取り組みがいいと思います。
	各地区の中に入って見るのはどうでしょうか。
	自治地区に出向いて意見を聞く。
	SNS とか…？広報とか回覧板では…。何にしても情報がなかなか広がらない、届かないもどかしさを感じます。
できるだけたくさんの人から意見をあつめてほしいです。	

	<p>このようなタウンミーティングを通して、住民の生の声を聴いて精査して密着した条例制定の一助としてもらう。</p> <p>広報</p> <p>広報に掲載したり、市役所を訪れた人に職員が言葉をそえてチラシを渡す等。</p> <p>周知して戴くために、よく目につくような方法を考えて見れば良いと思う。</p> <p>市報で何回もアピールする。</p> <p>みんなで自分の問題として取り組む事が大事だと思います。</p> <p>口コミで伝えるのもよいですよ。</p> <p>若い人達に参加してほしい。</p> <p>各地区の集会を通して説明会を持つ。</p> <p>各字、班等で説明会を開く。</p> <p>地域で取り組む（区、班）。</p> <p>市報&amp;公民官報&amp;社協だより等の利用。地区回覧板等。</p> <p>地道に、地道に、小さな集会~このようなワークショップ形式で参加型を取り入れ、身をもって感じてもらう。</p> <p>住民に会い、直接説明することが大切と思う。市内地区公民館に出向き説明を行う。欠席者のために各地区2回程度実施してはどうか。</p> <p>市報でまずは説明する。</p> <p>わかりません。</p> <p>市報に度々掲載。市内のスーパーの店内等に呼びかけを貼り出す。</p> <p>市の新聞で知らせたらいいと思います。</p> <p>タウンミーティングをもっと増やせばどうでしょうか。</p> <p>市の広報でわかりやすく説明すること。</p>
山田	<p>大きなPR広告。スーパーなどでの提示。</p> <p>各地区の末端の人達まで市の担当者が説明しに行く。</p> <p>チラシ</p> <p>地域の行事の時に直接話してもらう。</p> <p>地域の方と話し合う事だと思います。</p> <p>広報</p> <p>わかりやすい説明の広報（難しい言葉はダメ）。</p> <p>市広報。但し、条例の制定そのものに疑義あり。</p> <p>市報等での広報活動。</p> <p>広報、理解しやすいもの（例、マンガ）。</p> <p>市広報活動をもっとやさしく解説して載せる。</p> <p>若者の意見を聞けるようにする方がいい。</p> <p>橋本広報にどんどん載せてほしい。</p> <p>各地区での年代別の中学生高校生も含めて組織を形成して取り組む必要がある。</p> <p>もっとたくさんの人の参加がいると思います。</p> <p>細やかな広報活動。政策企画室の能力に期待する。</p> <p>順を追った広報。地元説明会？こんな地元要望があります→従来はこんな処理をしました。今後このような理由により→こんな処理をする方向です→つきましてはどんなルールが必要ですか？からの話。</p> <p>公民館のサークルに参加していきたい。</p> <p>市報等で定期的に結果報告をしてほしい。</p> <p>FMはしもとやTVなどのマスコミの利用。班会議などの利用。</p> <p>利便性の良い、コミュニティバスの実現！</p> <p>区会議等での説明</p> <p>イラストやマンガで分かりやすくして広報しては？</p> <p>広報、市ホームページ等、あらゆる手段を利用してわかりやすい、インパクトのあるものを提示する。</p>
隅田	<p>もっと参加しやすい時間帯でのミーティング、学校にも協力してもらい児童学生も参加できるミーティングを開く。若い（保護者世代）の参加を促す。何度も何度も地域住民参加のミーティングを開いていく。</p> <p>学校、子どもを通してのお知らせ。</p>

	若い世代は時間がないです。その人達のとりやすい時間を狙っての説明。学校、保育園行事と合わせて、ちょこっとでも、うすく広くでも回数を重ねて説明。知っている人が、少しずつ人を引っ張ってくる(クチコミ)。友人には、紙(チラシ)などより、やはり直接聞くのが一番分かりやすいといわれています。
	どのような方法が一般に流れているのか分かりません。もっと一般に伝えてほしい。
	行政にたずさわる人が市民に周知(座談会、懇談会など)していく。
	より具体的なテーマで話し合う機会をもつ。
	来てもらうのではなく、行事やサークルの現場に出向いていくのも大事。若い人や子育て中の世代の話も聞くようにする。
	勉強します。
	HP、広報により行えばと思います。但し、振り向いてもらえる見せ方の工夫は必要だと思います。
	このような交流会を重ねることでしょうか。
	一般の方(住民の方)にタウンミーティングに参加していただく。
	いろいろな意見・議論があると思う。それを公表する。その仕方について。
	区だけのタウンミーティングだけでなく、20代30代40代など世代別、子育て世代、シングル親子の声なども聞きあげたい。
	各地域に出向いて細かく説明する。
	難しいが、大切な問題。活字で伝えるのは大変だが、何度も繰り返し伝える必要があるのでは。
	色々な人々に参加していただく。
	各区単位でタウンミーティング等の方法で展開していく。
	市報やHPのみに頼らずあらゆる機会をとらえて、策定委員や市職員が説明する。
	タウンミーティングの多回開催
	市民アンケートを取り、参考に。小・中学生のアンケート。
	公民館(各公民館)チラシ(広報)などで色々な催しを知らせて多くの方に公衆をもちたい場所にできればよい。
	地区での回覧板(下案をつけて)
	丁寧な住民説明会。
高野口	タウンミーティング、広報
	回覧にすると見なきゃいけないと思う人が多いと思うので、今までの経過説明と意見があれば書いてもらえる取り上げられるしきみを作る
	市民への広報
	とにかくいろんなところにチラシ(かわいい)を置いてもらう(お店etcも)
	小地域(公民館単位)や主な団体ごとで語り合う会、聞く会(住民熟議)、団体ごとに加え、違う層の団体との合同や年代の違う団体同士の語り合う会があると良い
	地域でのタウンミーティングを多数行い、周知を行う。
	宣伝活動の充実(インターネットや地域事業とのタイアップ)、自治基本条例制定に関する各種説明会等の開催
	ブランド品など高く上げていくものを作る。住民税の改良。いいものを作ったものを活用。高齢者から子どもへと次へつなげていけるようなことをする。商業をもっと使う。高野口の町は歴史的なところがあるので、それをもっと活用する。
	特別考えなくてもいいのではないかな。出来るだけ早く制定したほうがよいのではないかな。(スピード感出すこと)
	市民と行政の協働は度々交流を通して実施することが重要である。なるべく市民の人々に条例の内容がわかるように機会を多くとってほしい。
	橋本市の現状について、他市との比較等も含めて苦しさを訴えるべき。
	タウンミーティング、ネット、広報、できうる手段を活用して、知ってもらおう努力をするしかないと思います。
	多くの意見が出て、有意義だったと思います。
	何度も開催していただいて知らせる方法をとる
	講演
紀見北	定期的にごこういった集まりを企画する
	何回も繰り返し広報で知らせる。タウンミーティングの場を増やす。

	このような話し合い（地域の人々との）を増やしてほしい
	私自身元気であることです。
	話し合う
	皆に知ってもらうためには、参加してくださいと言って来てもらって覚えてもらうこと
	看板を立てる。掲示板に貼る。
	このような機会を開いてください。いろんな方の意見をまとめてください。
	子どもたち（若い世代）との話し合いはステキ。こんな話す機会を！
	各地区の自治会で話し合ってもらおうとか
	皆に紹介して広める。
	目を引くもの
	広報にあまり目を通さない私なので、もっと色々な人に目に付く場所に貼り出す
	同じ公民館エリアでも住んでいる地域によって違いがある。住宅密集地と旧地区等。最近入ってきた人の多い地域、もともとからの人が多い地域の差（考え方、感じ方等）も、それぞれの地域の現状にあった知らせ方もいるのでは。
	広報ツールの活用
	各自治会や各班への訪問（行政）
	広報、パンフレットだけでなく、各区ごとに説明会を開いて、参加率を高めた上で皆に知ってもらおう。
	SNSの活用。民間との連携。本日のようにわざわざ日程を調整して市民の人に集まってもらうのではなく、人の集まっているところに出向いて行う。
	回覧板などでお知らせして集会所でも話し合いの場が持てたらと思います。
	掲示板などにポスターを貼る
	皆で話しあったりした。
	掲示板にポスターを貼る
	イベントをする
	やっぱり広報ですかね。これまでにない発想が必要です。
	広報活動（小さなことをコツコツと！）
	講演会開催
	区・自治会単位で意見を聞く場を作ること。
学文路	今回のようなタウンミーティング
	ラジオ、SNSの利用
	市報などみんなの目に触れるところに載せる。広く呼びかけ説明会を持つ。
	わかりません。
	区・自治会単位のミニ集会の開催
	地元や公民館などで人とのつながりが出来るように。
	公民館又は区長さんなど通じての会を持つ
	小・中・高校生を集めてのタウンミーティング、小・中・高校生のPTAのタウンミーティング
	広報紙での周知、FM橋本で定期的な情報提供。
	地域の特色を考慮願います。
	若い人が他県から来てくれる事を考えてはどうだろうか。資源を主体にして。
	もっと気楽な場が良い。「カフェミーティング」
	他地区での情報等、参考に説明してはどうですか。
	若者にはホームページで、老人には映像でPR
	橋本広報等、字が小さいため字を大きくする。
月に一回、回覧配布すれば良い。	

公民館	意見・感想
恋野	特にお願いしたいのは交通の便がよくなる事が第一だと思います。
	市のとりくみの様子が知ってよかった。又参加したい。
	話の内容がひろがるためにも、多種多様な人が集まることも必要だと思った。問いかけが少し漠然としていて、答えにくい気がした。

	<p>地域の特徴や要望を聞く事ができました。初めての参加で目からうろこが出ました。          良い機会でありました。          協働という言葉のとおり助け合うことが大切です。          人それぞれの意見をお聞きして、なるほどと思いました。          皆さん同じ内容でしたが、今日の意見を活用して、住んで良かったと言える様な橋本市になればと思います（他市に比べて、市職員さんの活気がない）。          はじめて知って参加しましたが非常に良かった。今後も是非続けてほしい。※1 回目有る事も知らなかったがなぜか？          今日の集会は皆様の意見などを聞き又次の楽しみに協力できればと思います。          若い人達のご意見、又お考えを少し知ることが出来ました。今日は代理です。ありがとうございました。          大変有意義でした。小グループにわけると話しやすいです。井戸端会議的でよかったです。          一つのテーブルを囲むことにより、はじめはぎこちなくても時間が経過する中で色々な意見交換、有意義な時間を過ごす事が出来、勉強させていただきました。参加させて頂いて良かったです。有難うございます。          今日のような会の場合、若い人達も寄って頂いて話を聞いたほうが善いと思います。</p>
紀見	<p>今回若い中学生が入ってのミーティング。期待通りでよかった。          とてもよかったです。          今回中学生の皆さんの参加があり、とても良かったです。次回も参加したいです。          いろんな事を知る、考えるいい機会になりました。中学生が来てくれて頼もしい姿が見れてよかったです。          皆さんの思いがそれぞれ橋本市に対して熱いものがあるなぁと思いました。中学生の意見も聞かせて頂き、若い人の思いが何となくわかりました。          何もわからず参加して若い中学生の皆様と共に考える時間を頂きありがとうございました。          橋本市に若い人戻って来てください。いい街ですよ。          中学生が参加していたのがとてもよかった。若者の意見が聞けることがすばらしい。          いろんな方と自分の町について話し合う機会があまりないのでとてもよかった。          中学生の子どもさんたちは立派でした。この子たちが将来住み続けられるステキな町になります様に。          こういう交流はとてもいいものだった。楽しかった。          みんなで色々話せてよかったです。楽しかったです。          市議員さんの政務活動費が有効に活用されているのか疑問です。橋本市によく似た地域への出張等活動費を有効に活用し有効な意見を出して頂きたい。          一般の方々（参加者）の声として、公民館のハード面（エレベーター設置、カフェの設立）、ソフト面（教室が一杯で、新しいサークルの入る余地がない）のいろいろな意見があった。          電鉄会社と組んで観光開発によるほかへの売り込みと人の呼び込み。大阪との近さによるベッドタウン化の一層の推進。          中学生が入ったのがよかった。          はじめての参加でしたが、中学生の意見がすばらしく将来が楽しみになりました。          良かった。          とても勉強になりました。いろんなことに気づきました。          話しはじめるとあっという間でした。          色んな方とお話できてとても楽しかったです。          個人的な意見ばかりで恐縮しています。          橋本市の地域づくりに公民館の存在が大切なことを実感できました。          市民の意見を踏まえて、しっかりと話し合っ、良いものをつくってほしい。          中学生達と一緒に話し合いができて本当によかったです。世代を超えた交流の大切さを痛感しました。          若い人がもっと報われたらいいな！橋本市がずっと元気なまちであってほしい。          良い機会を得ました。          いろんな年代の人達の意見が聞けてとても楽しかったです。</p>

	とても勉強になったのでよかったです。
	良かった。
橋本	地区別か市全体の話なのかバラバラになる。
	皆、同じような事を思っているのだなと思いました。
	自分自身も橋本市を良くする為に何か考えたいと思います。
	重い課題を背負った大変な会議に参加したものだ。
	皆の考えや要望等を聞いて勉強になりました。
	何もわからず出席しましたが、先に何をするかわかっていれば…と思います。
	市民全員が参加できるように、幅広く参加を募ると良いと思う。
	少子高齢化社会でやせほそっていく町をひしひし感じました。今回は、半強制的に「参加」させられた感のあるタウンミーティングでしたが、自発的「参画」がほんとうに大切だと感じました。
	参加者の意見をどうぞたくさん取り込んで頂いてよい条例を作ってください。
	今後できれば参加し、他地区の意見も参考としたい。
	今後も続けて取り組んでいただきたいと思います。
	多様な意見で面白かった。
	タウンミーティングの意見、感想を元にして、行政と市民が話し合う場をきちんと提供してください。（無駄にすることのないように！）
	皆様の色々なご意見をお聞きする機会を得てよかったですと思います。
	テーブル分けをするとき、知った人ばかりが同じテーブルにならないように、来た人から番号を振り分けてはどうでしょうか。男女ばらばらが良いと思います。もう少し長い時間があればもっといろんな話が出るのではと思いました。
	不安な気持ちで参加しましたがみなさんのいろいろなご意見がきけてよかったです。すてきな町になるよう願います。そして自分の努力も！
	グループごとの話し合いでよかったですと思います。ふせんに色々な意見を書くのはよい方法です。（なかなか大勢の中で発言するのは勇気がいるから）
	大変楽しかった。色々な意見が出、感動しました。
	市のHPにはのっていたが、タウンミーティングの9公民館の意見をまとめてプリントして参加者に送付してほしい。
	行政→企画室が行動に移行してほしいと思った。
	市議会議員にもこの会議に入ってもらったら？
	はじめての参加ですが大勢の意見を聞き、参考になりました。
	参加できて地域の良いところ、改善したいところに気付かせて頂けてよかったです。
	色々な人の意見が聞け勉強になった。
	高齢者が多いので、PC、スマホ等の操作類が不明。小・中・高生の意見等も回収したらどうですか？企業誘致、アクセス整備。
	エリアについて感じたこと、考えることとなっているので、当該エリアに限定したミーティングであれば良かったと思いました。
	会議をより有意義にするため、参加者には事前に手許に届くようにしてはどうでしょうか。
特になし。	
もっと橋本で働く場所をつくる。紀の光台にもっと多く工場を持ってくる。	
はじめての参加。はじめての情報。いい勉強になりました。自分でもっとしっかり考えなくてはと思わされました。	
次回も是非参加したいと思います。	
みなさんと意見を交換できてよかった。今まで知らないこともわかったし、これからも考えていきたい。	
ありがとうございました。いい勉強になりました。もっと考えを深めたいと思います。	
山田	地区によって問題点が違うことがよく分かりました。皆さんの意見が聞いて良かったです。難しい問いがあり、現実的な答えを出せなかった。自分、家族、他のことを考えるいい機会であった。
	仕事ではなく地域一住民として参加しようと思いを来させていただきました。区長さんが多く恐縮しましたが、話し合いの中で様々に意見が出てきたのは良かったと思います。動員があつて来られてた方が多かったので、年代幅広く参加者がいればさらに良くなると思う。

	<p>いろいろ話し合いが出来、自分の考えも伝える事が出来てよかった。</p> <p>高齢の為、自分自身の事にばかり目を向けていたが、この機会のまわりの事にもっと関心を持つようにこれから心がけたいと反省しました。参加して良かったです。</p> <p>今日、出席させてもらって、良かったと思います。</p> <p>初めて参加しました。</p> <p>もっと若い人に意見を聞くべき。(中・高生、20代、30代等)</p> <p>高齢者の出席が多い。若い世代の意見が聞きたい。</p> <p>若年層をもっと呼んではどうですか？</p> <p>この日の結果がどのように反映されたのかを知りたい。</p> <p>ひとりの考えが多く集まる事により様々な意見、考えが出てワークショップが良かったです。若い人達にも呼びかけて参加者を募るとよいと思う。</p> <p>もう少し若者の意見を聞ける場になるようにして。若者が橋本で住めるように仕事場をあたえることが大切。</p>
山田	<p>回数を多くしてほしい。</p> <p>この後、具体的に对应していくことが大切かと。これで終わりでないことを願う。</p> <p>いろいろな意見があり、とても勉強になりました。市長の話で市もいろいろ考えているのだなあと思いました。</p> <p>一人ひとりの意見、考え方があり、大変参考になった。</p> <p>とても難しいテーマだと思います。具体的にどうしていったらいいか深く考えたことがなかったですが、考えるいい機会になりました。地域の行事には積極的に参加していきたいと思えます。</p> <p>いろんな方の話を聞いて勉強になりました。</p> <p>今日の住民の意見をまとめ、話を聞くだけでなく市の行政サービスの柱としてほしい。話を聞いて終わってはダメ。橋本市の将来についても長期計画を立てじっくりやってほしい。</p> <p>基本条例の中での市民の権利、責務と現在の自治会長、区長制度との住み分けがうまくいくか気になる。住民投票の制度は制定しますか？</p> <p>あまり関心を持たなかったもので、これから関心を持って、勉強したいと思えます。</p> <p>皆が考えている事は大体同じなんだなあということがわかりました。あとは実現できるかどうかという問題なのだなあと。日ごろ関心のない人達に参加してもらえよう努力を。</p> <p>タウンミーティングの回数を増やしてほしい！</p> <p>将来像について、皆さんと意見交換させていただき有意義でした。</p> <p>日本の各地には、地域に根ざした「祭り」があり、年1回「祭り」を通して地域が団結する機会があります。橋本市の将来(生き残り)をかけて活気あるイベントを考えてはどうでしょうか。</p>
隅田	<p>今回とても活発に色々な意見が出ました。できるできないではなく、どの意見も貴重な市民の意見と考えると真剣に考えてほしいと思えます。市が考えるものと地域住民が考えるものはちがうと思えます。できるだけ歩み寄って考えてほしいです！</p> <p>人づくりが大切だと思った。若い人の参加も大切。</p> <p>タウンミーティングを継続させるのが大切だと思いました。各地域、また、テーマ別(子育てetc)。その中で人と出会いつながりができるのかと。私自身は参加して元気と勇気もらいました。より橋本を好きにもなりました。グループワークの内容、進め方は、とてもいいと思えます。お金がないetc市民にどんどん訴えていいと思えます！ありがとうございます。</p> <p>初めて参加したのですが、町づくりのためにどうするか参考と、勉強になりました。もっと多くの人が参加出来活動になればと思います。</p> <p>質問の場がない。(こんな会議ではないのですか。)</p> <p>出て来られる方々はいい意見をお持ちだと感じました。出て来てくださる方を大切にしたいと感じます。</p> <p>区長さんや、いつも同じようなメンバーだったように思うので、もっと新しい顔ぶれが必要ではないでしょうか。お知らせ(広報)の仕方を再考しないといけなのでは！といいながら、私もどうしたら良いのかわかりません。ごめんなさい。</p> <p>充実した話し合いの場でした。地域愛を感じる人の多いことうれしいです。</p> <p>多様な意見に接することができた。また、行政、地域の取り組みを知る機会となりました。</p>

	<p>会話がはずんでよかった。交流が一番大切ですね。</p> <p>いろんな場所に意見箱を置いて、常に意見を吸い上げる。</p> <p>隅田町及びその周辺の企業・自営業の方々の意見はどんなものか聞いてみたい。転入・転出の内訳は？プラスを延ばし、マイナスを止めるには？</p> <p>問3にも記入したとおり、多くの世代に参加してもらえよう、曜日、開催時間、保育サービス（子育て世代が参加しやすいように）も必要な？と感じました。発表機会は限定してする。グループ別？或いは「問い」別。</p> <p>多くの意見が出た。市民はよく見ている。</p> <p>参加されている方々は、熱心な方が多く、感心した。今後は参加人数がもっと増える努力が必要。</p> <p>意義がありました。知らない事が多くあり、学ばせていただきました。</p> <p>次にどんな展開になっていくのか見えない！</p> <p>各地区エリアの今後についても、何か、とおりいっぺんですんだ気がする。回数を重ねても効果のほどは？</p> <p>時間が短すぎる。※昼に開催し、十分意見のいえる場を作ってほしい。</p> <p>老人会やこども会の代表者にも参加してもらったら、いろいろな意見が出ると思う。</p> <p>だいたい似通った思いが多くあり、行政でまとめていただき、わかりやすい文章でお知らせ頂けたらありがたいです。</p> <p>若い人の参加が少ない。</p>
高野口	<p>色々な意見を聞いて良かったです。新しい出会いも。</p> <p>今までこの様な市民の意見を発表しあう場がありましたが、集まって話し合って終了だったように思います。話し合いで出された意見を市政にどう活かされたのか、どんな話が市でされたのか、フィードバックしてほしいという声が聞かれます。このフィードバックが充実してくれば、このようなタウンミーティングなどへの参加も活発化してくるし、参加したのも満足度が高くなると思います。</p> <p>空き家や空き地の利用方法を考え、企業の誘致につなげていければと考えます。</p> <p>もっと多くの方に参加してもらえよう、広く早く伝えてほしい。</p> <p>今日は、地元だったので、今までお知り合いでなかった方と出会えて良かったです。少し上の世代の方の一人暮らしになったときの不安をお聞きできたのも良かったです。これを是非生かしていきたいです。</p> <p>参加させていただいて良かったです。同じグループの方と話し合いができ、知り合いになれたことがよかった。また高野口で起こっていることもきくことができた。最後盛り上がったので、集合写真などがあると、より一層出会った人同士が次会うときのつながりが深まるのではないかと思います。</p> <p>高野口に住む人たちの率直な意見や感想を詳しく聞くことができ良かったです。高野口民ではない私にとっては、新たな発見がありました。</p> <p>僕の知らない事がすごく飛び交っている中、僕は中学生で子どもの目線で話をして、役に立っていると思っている。高野口はコンビニなどは増えてきているが、無いものは無い。それは悪くはないが、田舎なので、通勤は改善されてきているが、まだまだ不便なので、高野口に来てくれるような物、事をすればいいと思う。</p> <p>時間ややとってあったので従来よりは良い。</p> <p>年に1回ではなく定期的に開催してほしい。</p> <p>熱意は感じた。思い切った独自の条例の制定を期待する。（全国的にも独自であり、納得と共感が得られるものをしてほしい。知恵を絞ってください）</p> <p>来られている方々は熱心に議論され、わがまちのことを一生懸命考えておられます。高齢者の方々のお声は何かと参考になると、若い方々もご参加頂けたらと思います。</p> <p>色々なお話とコミュニケーションがとれました。勉強になりました。また開催をお願いしたいと思います。</p> <p>とてもタメになる事を話し合えたり、聞かせてもらったので、来て良かったと思いました。</p>
紀見北	<p>色々な年齢の方の話を聞いて良かったです</p> <p>初めての参加です。この場所も初めてです。この地域のことをもっと詳細に知りたいです。2時間のトークでは不服です。北のみといわず各地に於いても行ってほしい</p> <p>大変参考になりました。小学生の考え方がすばらしい。</p>

	各世代の意見が聞けて新鮮だった。「高齢者が多い、増えている」という何気ない言葉に傷ついている人がいることを知りました。
	小学生と一緒に若い意見が聞けて自分も若返りました。
	緊張した。
	いろんないいことがわかった
	楽しかったです。
	できるだけ多くの会合に参加し、意見を出したいと思っています。
	子どもたちの活躍が素晴らしい！
	三石のいいところがわかりました。
	今日参加して話していて思ったのが、橋本市のホームページの観光の部分が乏しい…全然宣伝になってない。今日のような会をどんどんやっていくといいと思う。
	緊張したけど役に立てたらいいなと思った。
	今日知ったことがたくさんあって、びっくりしました。
	地区で色々と違い、特色を生かすにはどうしたらいいか考えさせられました。
	子育てサークルの代表をし、公民館にサークル登録をし、このミーティングの開催を知り、参加しました。こういった機会でもない限り参加することはなかったと思いますが、参加し、他の方の意見も聞け良かったと思います。
	小学生がいたのがよかった。軽い気持ちで参加したけど大事な会（中身）とわかったという自己紹介があり、この会は成功！！
	有意義な意見交換の場でした。
	世代が広がっており、各々の立場で結構遠慮なく言えたのでよかった。中学生、高校生等の参加も求めていけばよいと思う。
	他の方の色々な考えがよくわかりました。現状と将来像も把握できました。自分自身の意識が変わりました。
	今日初めて来て、緊張しました。でも、いっぱい意見が出せてとても良かったです。
	私共夫婦は、夫 90 歳妻 83 歳共に元気に暮らしております。先日夫の 90 歳のお祝いを市の方からいただきました。ありがとうございます。ですが、市の方は財政が厳しく、年寄りばかり増えて困るとの市長さんのお話があります。生きているのが悪いように思うこの頃です。
	小学生の意見が多く聞けて良かったです。是非これからは中高生の意見も積極的に取り入れてほしいですいろいろな年代、世代の人の意見を集約してほしいです。
	小学生が生声を聞かせてくださり、「なるほどねえ」と思うことがありました。いろんな世代の方々とお話が出来て良かったです。
	はじめのときは、ときどきしていたけれど楽しかったです。
	緊張したけどやりきった甲斐があった
	ときどきしたけど楽しかったです
	みんながんばっていてすごかったです
	小学生の参加があったが、（意外にも！）しっかり、自分の意見が言え、発表してくれました。頼もしく感じます。
	小学生が参加してよかった。行政には自信を持って進めてほしいです。お金がなくても出来ることから進める。
	今回の形式もよかったが、市政担当者との直接質疑応答形式の会もほしいと感じました。
	小学生がたくさん参加されていたのが良かったです。
学文路	おもしろかった。
	地域の人が考えている課題がほぼ共通認識であることが分かった。まだまだ考えたらできる事がたくさんあると思った。全員が明るい地域のイメージが持てたらよいなあと考えた。
	タウンミーティングの結果、市としてどう具体的に決まったのかを地区別に教えてほしい。
	本日の意見を是非生かして学文路地区の発展よろしく。
	来た時は場違いな会かなと思ったのですが、皆さんの意見をいろいろ聞いて良かったです。考えさせてもらえるいい機会になりました。
	将来の地域のことについて、相互に意見交換できて良かった。いろいろな機会に意見交換を重ねていくことが重要だと思います。
	ワークショップ形式で話しやすいし、いろいろな意見が聞けて良かったと思います。

色々の意見が出てよかったと思う。
若い世代の人の話（意見）を聞きたかった。本日のタウンミーティングでの意見が条例制定に役立てば幸いです。
気楽に参加できる様に企画願います。
集まっている方々はとっても前向き、積極的に意見を出されていた。
地域の参加者の方々は自分のまちの事を考えている事を再確認しました。やはり住みよいまちづくりの必要性を感じている事が嬉しかった。地域づくり、人づくりの大切さを…
もう少し参加者が多い方が良い。
本日の会合の結果報告も聞かせてください。
大人や老人の他に学生や青年女子も一緒にタウンミーティングも開催して頂ければ幸いです。
参加している人が決まっている。若者が少ない。地域、また区民は、自ら行政をもう少し理解をし、行政は、今、私たちに何を求めているのかなどを理解をし、また、行政は、地域を深くもう一度見直す必要があるのではないか。今何を必要としているかなど。

## 資料 8

## (仮称) 橋本市自治基本条例についてのアンケート

市では、市民参画を進めるため、①まちづくりのためのアンケート調査、②橋本市インターネット政策モニターの制度を平成 29 年度から始めました。これらの中で、(仮称) 橋本市自治基本条例の関するアンケートも実施され、策定委員会へも下記のとおり報告があり、条例素案作りの参考としました。

## ■実施概要

## ①まちづくりのためのアンケート調査

平成 29 年度より市民のみなさんの声を市政に反映するため、18 歳以上の市民の中から、500 人の方を無作為に抽出し、毎年度継続的にアンケート調査を実施します。

このアンケート調査の目的は、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる中で、市が取り組んでいる施策に対し、市民のみなさんがどのように感じているのか、また、それぞれの施策に対して、どの程度満足しているのかをお聞きし、これからの市政に反映させていくことです。

## ②橋本市インターネット政策モニター

橋本市インターネット政策モニターは、市民のみなさんがどのように考えているのかを速やかに把握し、迅速に市政に反映していくために平成 29 年 4 月に創設しました。インターネットを利用して市政の課題や施策に関するアンケート調査にご協力いただけるモニターを公募し、月 1 回程度アンケート調査を実施しています。

今回は、上記の調査を行う際に、(仮称) 橋本市自治基本条例の素案づくりに市民の皆さんの意見も取り入れるため、(仮称) 橋本市自治基本条例に焦点を当てたアンケート調査を同時に行いました。

## ■実施方法

- ①まちづくりのためのアンケート調査と一緒に実施（無作為抽出 500 名）
- ②第 3 回 橋本市インターネット政策モニターとして実施

## ■実施期間

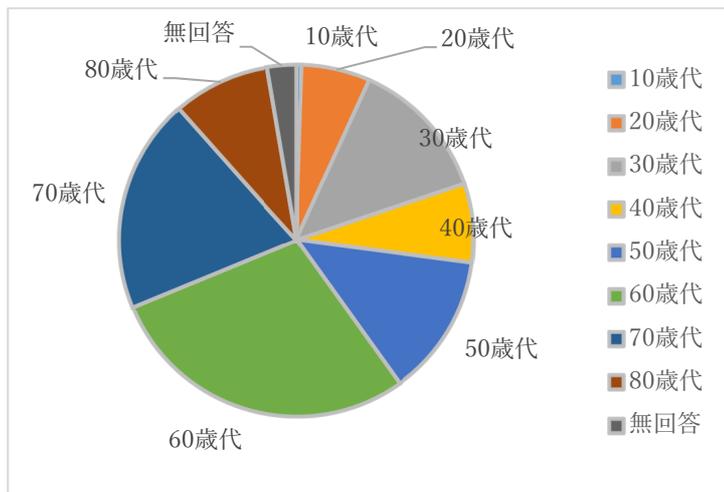
- ①H29.10.23～H29.11.6
- ②H29.10.26～H29.11.6

## ■調査対象・回答数

- ①アンケート調査 対象者：500 人 回収：178 人
- ②政策モニター 登録者：33 人 回答者：14 人

## ■年齢構成

年代	対象者数	割合
10歳代	1	1%
20歳代	12	6%
30歳代	25	13%
40歳代	14	7%
50歳代	25	13%
60歳代	55	29%
70歳代	38	20%
80歳代	17	9%
無回答	5	3%
合計	192	100%



## ■質問項目・回答者数

## 問1.

橋本市が（仮称）橋本市自治基本条例の制定に向けて取り組みを進めていることを知っていますか？（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 知っている	32	17%
2 知らない	156	81%
3 無効回答・無回答	4	2%

## 問1-2.

「1 知っている」と回答した方にお聞きます。お知りになったきっかけは何ですか？（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 広報	23	72%
2 市ホームページ	2	6%
3 友人・知人や家族	2	6%
4 第1回まちづくりフォーラム	1	3%
5 第1回まちづくりタウンミーティング	1	3%
6 第2回まちづくりタウンミーティング	0	0%
7 その他	3	9%

《その他の回答》

- ・区長会
- ・1～6すべて

## 問2.

橋本市の（仮称）橋本市自治基本条例の制定に向けて、橋本市自治基本条例策定委員会で素案の策定を進めています。あなたは、（仮称）橋本市自治基本条例（案）の内容や、策定委員会の策定経過等について、関心がありますか？（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 とても関心がある	31	16%
2 少し関心がある	82	43%
3 あまり関心がない	59	31%
4 全く関心がない	15	8%
5 無効回答・無回答	5	3%

## 問3.

（仮称）橋本市自治基本条例の制定の状況を市民の皆さんにお知らせするには、どのような方法が最もよいと思いますか？（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 広報への掲載	118	61%
2 市のホームページへの掲載	12	6%
3 パンフレット等の作成	26	14%
4 シンポジウム、フォーラム等の開催	5	3%
5 公民館等を中心とした説明会の実施	19	10%
6 その他	5	3%
無効回答・無回答	7	4%

《その他の回答》

- ・テレビCM
- ・年齢層等、幅広く目にとまりやすい。（自らの行動にたよらなくてよい）
- ・ホームページに掲載し、そのリンクをSNSなどで発信。
- ・広報、自治会、市民団体等きめ細かくする必要があります。
- ・それぞれにヒットする年代があると思うので、対象者にあった方法を使う必要があると思います。

問4. 市では、将来の人口減少・少子高齢化等を見据え、市民と行政の協働により、元気なまちをつくっていきたいと考えています。これからのまちづくりについて、あなたの考えに最も近いものを選んでください。（〇は1つ）※『市民』には、地域住民のほか、NPO、ボランティア等を含みます。

選択肢	回答者数	割合
1 市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく	62	32%
2 市民と行政が、それぞれ役割を分担し、お互いに協力してまちづくりを進めていく	92	48%
3 市民が主体的にまちづくり活動を行い、行政はその支援を行う	24	13%
4 その他	7	4%
無効回答・無回答	7	4%

《その他の回答》

- ・その時その場面で主導が臨機応変に変わるシステムが重要では
- ・これまでに確定された市の条例や運営計画が実行されているかどうかをチェックし、市民と相談の上それらを完成させること。例えば、下水道計画、ごみ焼却に関する件等
- ・「げんきなまちづくり」が何故必要なのか、有志と市が十分話し合う
- ・私なりに自治基本条例の策定過程について調べようとしたが、選択肢に使用されている言葉がどのようなことを表しているのか意味するところを正しく理解できないので軽々に選べませんでした。しいて言えば、行政は支援を行う、または役割を分担するのが良いように思います。

問5.

協働のまちづくりを進めるために、市がすべきことはどのようなことだと思いますか？（〇は2つまで）※『参画』とは、市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことを意味します。

選択肢	回答者数	割合
1 市民のニーズや地域課題の把握	99	31%
2 市政に関する情報提供の充実、情報共有	65	20%
3 市民の力を活かすコーディネート機能の充実	34	11%
4 市民参画を促す仕組みづくり	63	20%
5 まちづくり活動の担い手育成	52	16%
6 その他	7	2%

《その他の回答》

- ・市役所の中に、市の政策等の実施、評価を確実にし初期目的を100%近く達成させるためのチームづくり。
- ・目標とする理想的な自治体を示す
- ・給料分しっかり成果を出すように。（市長も）
- ・市の財政をプラス。PDCAの取り組み。
- ・市民の力だけではできない部分を、市が行政としてやっていく。

問6.

協働のまちづくりを進めるために、市民ができることはどのようなことだと思いますか？（〇は2つまで）

選択肢	回答者数	割合
1 市政や地域活動情報の積極的な収集	50	16%
2 市政への積極的な参画	46	15%
3 地域の課題を話し合う場づくり	63	20%
4 地域活動への参加	73	23%
5 活動内容の積極的なPR	31	10%
6 活動をひっぱりリーダーの育成	52	16%
7 その他	2	1%

《その他の回答》

- ・心くばりのある職員を望む。学力で選ばないで人間性のある人
- ・テレビなどでやってる市を見学にゆく

問7.

協働のまちづくりを進めるための仕組みとして、何が一番大切だと思いますか？（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 地域が活発に活動できるようにするための仕組み	35	19%
2 ボランティア団体等が活発に活動できるようにするための仕組み	25	14%

《その他の回答》

- ・市民が参画するのが当たり前という土壌をつくる必要があります。

3 市民がまちづくりに参加しやすくするための仕組み	90	50%
4 市民が市政に参画するための仕組み	24	13%
5 その他	7	4%

- ・市が決めたことを確実に実行させるための市役所内組織づくりと市民を指導する力の養成。
- ・エンジンとなる有志の結束
- ・どれも大切でえらばません
- ・具体的なメリットを指し示す

**問 8.**

橋本市では市政への参画の機会が十分にあると思いますか？（〇は1つ）

※参画の方法としては、パブリックコメント、審議会委員等への参加、カフェミーティング、タウンミーティング等があります。

選択肢	回答者数	割合
1 十分あると思う	3	2%
2 ややあると思う	16	8%
3 普通	43	23%
4 あまり機会があると思わない	83	44%
5 全く思わない	6	3%
6 わからない	34	18%
無効回答・無回答	5	3%

**問 9.**

橋本市では広報紙やホームページ等で情報公開に努めていますが、あなたの満足度についてお答えください。（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 満足	18	9%
2 やや満足	55	29%
3 どちらでもない	54	28%
4 あまり満足でない	30	16%
5 不満	7	4%
6 わからない	23	12%
無効回答・無回答	5	3%

**問 10.**

あなたは、地域のことに関心がありますか？（〇は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 とても関心がある	56	29%
2 少し関心がある	100	52%
3 あまり関心がない	26	14%
4 全く関心がない	4	2%
無効回答・無回答	6	3%

**問 11.**

地域の活動をより活発にするためには、おもに何が重要だと思いますか？（〇は2つまで）

選択肢	回答者数	割合
1 若者や勤務者等の幅広い人たちへの呼びかけ	46	14%
2 リーダー養成や組織づくりの勉強会	25	8%
3 みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催	83	26%
4 イベントなどの企画段階から地域で取り組む	20	6%
5 地域の課題を話し合える場づくり	33	10%

《その他の回答》

- ・市が決めたことを確実に実行させるための市役所内組織づくりと市民を指導する力の養成。
- ・自分の事しか考えない。近所のつながりが無い。
- ・趣味の輪を通し、人とのつながりをつくる
- ・人口増加

6 住民一人ひとりが地域への関心を高める	62	19%
7 近所の人とのつながりをつくる	49	15%
8 その他	4	1%

## 問 12.

今後、地域の様々な課題にどのように取り組んでいけばよいと思いますか？（○は1つ）

選択肢	回答者数	割合
1 住民一人ひとりが取り組む	21	11%
2 区・自治会が中心となって取り組む	67	35%
3 行政が中心となって取り組む	25	13%
4 行政やそれぞれの活動団体等が連携して取り組む	63	33%
5 その他	7	4%
無効回答・無回答	9	5%

《その他の回答》

- ・プロジェクトチームを公募して編成し期間限定で取り組む
- ・地域の一員として参加できる、土壌が必要です。公民館活動など一部の人に偏っています。田舎の良さを生かして参画できる道筋をつくっていく必要があります。
- ・住民、自治会、行政での取り組み
- ・市の赤字財政をなんとかしなくっちゃ…
- ・どことも交流が無い

## 資料 9

**(仮称)橋本市自治基本条例に対する意見募集について****1. 目的**

(仮称)橋本市自治基本条例の素案の策定にあたり、まず中間素案を示して市民の皆さんから意見をいただき、今後の素案づくりに活用することを目的とします。

**2. 期間**

平成 29 年 12 月 25 日～平成 30 年 1 月 31 日

**3. 閲覧場所**

- ・橋本市役所 政策企画室、本庁 1 階ロビー
  - ・文化センター、中央公民館および各地区公民館
  - ・図書館
  - ・橋本市保健福祉センター2 階 市民活動サポートセンター
- ※ボランティア体験フェアで閲覧ブースを設けました。

**4. 提出方法**

- ①任意様式に住所、氏名を記入
- ②策定委員会事務局（政策企画室）へ直接持参、郵送、FAX、Eメール

**5. 結果の公表**

市ホームページ等で公表。

**6. 意見件数**

13 人の方から、計 54 件のご意見やご提案をいただきました。

まちづくりのルールについて  
考えてみませんか？(その5)



市民と行政の協働で元気なまちへ

あなたの意見を  
お聞かせください！

(仮称)橋本市自治基本条例の中間素案への意見を募集しま  
す!

【意見募集期間】

平成 29 年 12 月 25 日～平成 30 年 1 月 31 日



橋本市自治基本条例策定委員会

平成 29 年 12 月 25 日

市民のみなさまへ

橋本市自治基本条例策定委員会  
委員長 堀内 秀雄

## （仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）に対する意見募集について

### 1. はじめに

橋本市自治基本条例策定委員会（以下、「策定委員会」といいます。）では、（仮称）橋本市自治基本条例の素案の策定に向け取り組んでいます。そこで、現時点で考えている条例の中間素案に対する市民のみなさまのご意見をいただきたいと考えています。

### 2. 策定経過など

策定委員会は、本年 5 月に第 1 回目の会議を開催し、これまで計 6 回の会議を重ねてきました。これに加え、策定委員会内に「小委員会」を設け、条例素案の名称や前文、章立てのたたき台の作成に取り組んできました。また、8 月から 10 月にかけて各地区公民館で開催された「第 2 回まちづくりタウンミーティング」には委員も参加して、地域の声を直接聞き、条例素案づくりの参考にさせていただいています。

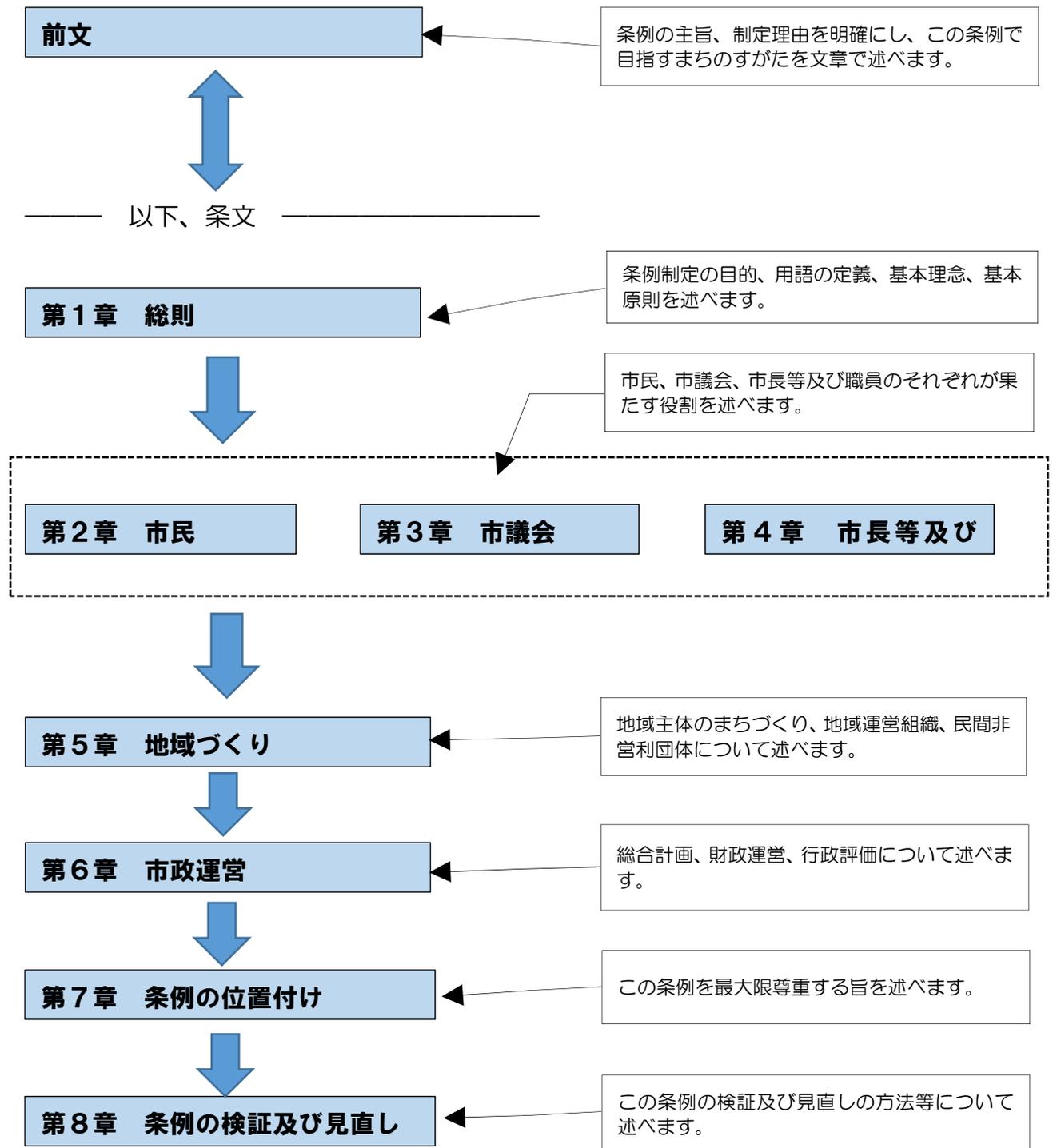
これらの経過を踏まえ、現在の検討内容を中間素案としてまとめましたので、これに対する市民のみなさまからの意見を募集します。この中間素案は、条例の骨子のみを示したものであり、いただいた意見等をもとにさらに検討を加え、素案を完成させたいと考えています。

なお、この意見募集は、「橋本市パブリックコメント手続要綱」にもとづくものではありませんが、これを準用し、ご意見やご提案の概要及びそれに対する策定委員会の考え方などを公表させていただきます。

ぜひたくさんのご意見をお寄せください。

## (仮称)橋本市自治基本条例(名称案:橋本市の自治と協働をはぐくむ条例)

### (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の構成



## (前文骨子)

### ① 条例制定の背景とその必要性

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があります。ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定するため条例を定めます。

### ② 歩んできた歴史や育んできた文化など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

### ③ 目指すべきまちの将来像

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

### ④ 将来像を実現するための基本的な考え方

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります。自治と協働のまちづくりを進めていきます。

### ⑤ 私たちが目指す最終的な自治の姿

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

### ● 条例前文の意義

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有することで、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

## (条文骨子)

### ■第1章 総則

#### 第1条 目的

橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出すること

##### 考え方

この条例が何を目的とし、どんなまちを目指しているのかを定めることにより、この条例の内容や趣旨を理解できると考えています。

この条例は、目指すべきまち、まちづくりの姿を明らかにし、まちづくりを担う私たちの役割、まちづくりの基本的な考え方や仕組み、方向性等を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、自立した地域社会を創ることを目的としています。

#### 第2条 定義

- (1) 私たち：市民と市のこと
- (2) 市民：次のいずれかに該当する人をいいます。
  - ・市内に在住している人
  - ・市内に在勤、在学する人
  - ・市内で活動する人、団体、法人
  - ・市内に事業所を置く事業者
- (3) 市：市議会、市長、その他全ての市の執行機関
- (4) 市長等：市長、その他の執行機関
- (5) まちづくり：住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みと活動
- (6) 参画：自らの意思でまちづくりに関わること
- (7) 協働：様々な担い手が、知恵や経験、専門性などを生かし、尊重し合いながら、役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせること

##### 考え方

条例の中で使われる用語のうち、まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語について、解釈上の疑義が生じないように、用語の定義を述べています。

### 第3条 基本理念

住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めること

#### 考え方

目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を明らかにし、根本に据える考えを述べています。

### 第4条 基本原則

基本的人権尊重の下、次の4つを基本原則としてまちづくりを進めます。

- (1) 情報共有：参画や協働を進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合うこと
- (2) 市民参画：市民は、まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画すること  
市は、その参画のための機会を保障すること
- (3) 協働のまちづくり：適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと
- (4) 相互の尊重：住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見と行動を尊重し合うこと

#### 考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための基本的な決まりごとを述べています。

## ■第2章 市民

### 第5条 市民の役割

- (1) 主体的にまちづくりに参画
- (2) 自分たちのまちに関心を持ち、まちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有

#### 考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市民の役割について述べています。

## ■第3章 市議会

### 第6条 市議会の役割

- (1) 市民の目線に立って、住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視と政策の立案を行う
- (2) 議会に関する基本的な事項は、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)※による

#### 考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市議会の役割について述べています。

橋本市においては、既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月2日から施行され、議会及び議員の活動原則や市民と議会、市長等と議会の関係等について規定されているため、具体的な内容については、同条例によることとしています。

※橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)では、橋本市議会の基本理念、議会・議員の活動原則、市民との関係など、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会が果たすべき役割と進むべき方向を定めています。

## ■第4章 市長等及び職員

### 第7条 市長等の役割

- (1) 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行う
- (2) 市長等は、相互に連携・協力し、市政運営に当たる
- (3) 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、分かりやすく市民に提供し、情報の共有に努める
- (4) 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくりや市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にする
- (5) 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動等を支援する
- (6) 市は、国や他の地方公共団体等との共通課題や広域的課題に対して、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める

#### 考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市や市長等の役割について述べています。

## 第8条 職員の役割

- (1) 全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行する
- (2) 職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発と自己啓発を行い、創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組む

### 考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、職員の役割について述べています。

一般的には、職員は市長を補助するため行動することとされていますが、職員が果たすべき役割の重要性から、市民が期待する職員像や職員の職務の遂行について述べています。

## ■第5章 地域づくり

### 第9条 地域主体のまちづくり

- (1) 安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動する
- (2) 市は、市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)と民間非営利組織の役割を尊重し、その活動を振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を講じる

### 考え方

まちづくりの要となる、市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)の推進に向けて、市民が自主的にコミュニティ活動を地域で実践していく姿勢について述べています。また、市は、市民の自主性や自立性、コミュニティ活動、民間非営利組織の役割等を尊重し、必要な施策を行う姿勢を述べています。

## 第 10 条 地域運営組織

- (1) 一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができる
- (2) 地域運営組織は、地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会と連携しながら協力してまちづくりを行う
- (3) 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組み、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組む
- (4) 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加する
- (5) 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定める

### 考え方

市民は、一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するため、地域運営組織を設立できると規定しています。

地域運営組織は、コミュニティ活動の中核となる組織と考えており、その組織、運営、活動等の内容は、市民に開かれたものである必要があると考えています。また、地域の課題解決や特性をいかしたまちづくりを進めるためには、市や、区・自治会等との連携や協力が必要不可欠です。さらに、当該地域の市民は、地域社会の一員であることを自覚し、主体的に地域運営組織の活動に参加していくことを述べています。

## 第 11 条 民間非営利組織

自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織は、市、区・自治会、地域運営組織等と連携してまちづくりに協力するよう努める

### 考え方

地域で活動する地域運営組織のほか、各分野において全市的に活動する民間非営利組織（個人も含まれます）も、協働のまちづくりを進める上で重要な役割を担うと考えています。

ここでは、民間非営利組織の役割や姿勢について述べています。

## ■第6章 市政運営

### 第12条 総合計画

- (1) まちの将来像を明らかにし、総合的で計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定する
- (2) 地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完する
- (3) 総合計画の策定の際は、市民に情報を提供し、市民の意見を反映させるため、市民の参画を求める
- (4) 総合計画の策定、政策の立案、実施は、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討や見直しを行い、市民に公表する

### 第13条 財政運営

- (1) 自立した財政運営を行うため、市長自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定する
- (2) 総合計画の進行状況や行政評価の結果を踏まえて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努める
- (3) 予算の編成や執行についての情報を、市民に提供するよう努める

### 第14条 行政評価

- (1) 効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映する
- (2) 評価に当たっては、市民の参画を求める
- (3) 評価の結果を公表する

#### 考え方

市の施策を進めるにあたり、効果的で効率的な市政運営を行うために、市民参画のもとで行政評価を行うこと、さらに、将来にわたって計画的で健全な財政運営に努めることを述べています。

また、総合計画（基本構想）は、地方自治法上の策定義務はありませんが、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例で策定等について規定する必要があると考えました。

## ■第7章 条例の位置付け

### 第15条 条例の位置付け

- (1) 橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守する
- (2) 条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図る

#### 考え方

他の条例に対する優位性を規定することはできませんが、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、この条例を最大限に尊重し、遵守することを述べています。

## ■第8章 条例の検証及び見直し

### 第16条 はぐくむ条例

この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、効果を検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるようはぐくむ

### 第17条 はぐくむ委員会

- (1) 検証や見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（はぐくむ委員会）を置く
- (2) はぐくむ委員会に、市民の参画を求める
- (3) はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる
- (4) はぐくむ委員会の組織や運営に関して必要な事項は、規則で定める

### 第18条 委任

この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める

#### 考え方

（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例は、まちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。

そこで、市民参画のもとで、この条例が実効性のある条例であり続けるよう、橋本市全体ではぐくんでいくことを述べています。

## 資料 10

## 意見募集（H29.12.25～H30.1.31）に係る意見に対する策定委員会の考え方

## ●中間素案全体について

	意見の概要	策定委員会の考え方
1	文字の表現レベルと文章の理解度レベル、動作レベルをどのレベルにするのですか。読めば 100%理解できる⇒マニュアルレベルにするのですか。	条例施行の際には条文だけではなく「解説」や「考え方」を作成し、趣旨を理解してもらいやすいよう工夫してほしいと市に考えを伝えたいと思います。
2	橋本市自治基本条例の理解者(人)リーダー、教育、伝道者(市組織?)が本部組織に必要ではないですか。	本条例は、市民・議会・行政など多くの方に知っていただき、使っていただくことで生かされるものだと考えています。そのため、行政はもちろんですが、市民も本条例の理解者等になる必要があると考えています。 策定委員会としては、行政にもそういった方が必要だと考えていますので、市にその考えを伝えたいと思います。
3	自治基本条例について、将来を見通し最低 20 年は適応出来る条例の検討をお願いしたい。	本条例素案には、第 8 章に「条例の検証及び見直し」の条項を盛り込むことを考えています。本条例はまちづくりを進める上で基本となると考えているため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなどを検証し、市民参画のもとで、実効性のある条例であり続けるように橋本市全体ではぐくんでいきたいと考えています。
4	協働という言葉について、市民からすると、責任逃れの感じがします。 また、協働をはぐくむとありますが、「はぐくむ」は親鳥が羽でくるんで雛を育てるさまから来ている言葉で、養育・動物を育てる意味だと思うので、タイトルとしてはそぐわない気がします。もっと適切な言葉はありませんか。	本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えています。そのためにも、市民も当事者意識を持ちながら、みんなで力を合わせて取り組むことが必要不可欠だと考えています。 また、「はぐくむ」という言葉についてはご指摘のとおりの意味もありますが、「大切に守り、大きくする」「大事に守って発展させる」という意味から「はぐくむ」という言葉を選びました。愛情がなければ「はぐくむ」は成り立たないと思いますので、本条例にも橋本市にも愛情を持って、みんなではぐくみたいという想いを込めました。

5	<p>条文が平易で小学生でも分かるような言葉で書かれていて、条例としての重みに欠けると思いました。また、協働やはぐくむという市民に寄り添った流れが主になっており、市としては住みよい・安全・福祉など、平和裏に納める傾向が感じられました。弱いものを助けることは大切ですが、弱いふりをしている人に対しても、真面目に働き、それを支える若者に元気を与える言葉がほしいと思います。</p>	<p>本条例素案は、市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくろうという趣旨のもと策定に取り組んでいます。また、読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみをもっていただきやすいように、あえて「です・ます調」にしたいと考えています。</p>
6	<p>発言するのは1の力、それを纏めるのは10の力、それを実行するのは100の力が要と言われる。法の運営は人にありと言われる。低迷する市政の立て直しには法令よりは、市役所体質の改善が近々の課題ではないかと思えます。総花的な政策ではなく、目的を絞り込み勇気をもって市政に取り組んでもらうようお願いします。</p>	<p>今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化に対応するためにも、より一層行政内部でも連携を取り合ってもらいたいと考えています。</p> <p>また、本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えていますので、市民も自分たちのまちに関することを「自分ごと」と捉えて積極的にまちづくりに参画する必要があると考えています。</p>

### ●前文骨子

	意見の概要	策定委員会の考え方
7	<p>前文骨子の⑤に「一人ひとりが彩り豊かに…」という表記がありますが、抽象的な表現のため、納得し難いと思えます。例えば、「一人ひとりが、個性を生かしながら心豊かに…」等の方が理解しやすいのでは。</p>	<p>「一人ひとりが彩り豊かに…」という表現の中に「個性を生かす」という意味も込めました。</p>

### ●第1章 総則

	意見の概要	策定委員会の考え方

8	何の為に、今条例制定が必要なのか？を大項目、中項目、小項目を詰める時間をとるべきだと思います。	本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えています。そのために、まちづくりに関する理念や基本的なルール、仕組みを作る必要があると考えました。 また、本条例を絵に描いた餅にしないために、私たちも策定委員として参画し、本条例素案策定に携わっています。
9	なぜ今基本条例が必要なのか。絵に描いた餅にならないかと心配しています。条例によって何を目的に謳うのか明確に示す必要があると思います。	加えて、本条例を制定するだけでなく、本条例を拠り所として、一人ひとりが主体的に「自分ごと」として取り組み、地域での活動などを積極的に行うことが必要不可欠であると考えています。
10	1章1条 「…自立した地域社会…」の表現がありますが、この「自立」は経済的なものか、生活環境なのか人によって理解内容が異なると思われます。後述の13条にある「…自立した財政運営…」を言うなら、1条は「…財政の自立した地域社会…」とした方が分かり易いのでは。	基本的には地域社会全体の自立のことを考えています。
11	橋本市自治基本条例単語集・定義集(手帳スタイル)が必要ではないですか。	策定委員会としても、必要だと思います。その趣旨を市にも伝えます。
12	第2条の(1)は無くてよいのでは。 (2)市民：日本国籍を持ち次のいずれかに該当する人、と是非国籍条項を入れてほしい。	第2条(1)の「私たち」の定義については、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の主体を表現する手段として、「私たち」という主語を用いてはどうかと考えています。
13	反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずで、国籍が日本かどうかわからない市民という曖昧な人たちに自治を任せたくありません。	策定委員会の中でも、ご指摘の内容については何度も議論を重ねました。議論を重ねた結果、多様性が重要となる時代では、まちに関わる人も多様になってくると考えられるため、基本的には反社会的勢力を除き、橋本市の利益になる、橋本市の自治や

14	<p>条例の対象となる「市民」の定義を異常に拡大しています。住民と居住者を等しく「市民」として、ひとくくりにして定義することは、自治体と住民との法的関係から見ても大きな問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>中間素案にある「市民」の定義は、法律の規定はもとより、一般常識ともあい入れるものではありません。地方自治法第10条には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と規定しています。非居住者にはそうした義務はありません。</p>	<p>協働をすすめていく主体である市民は、多様であってよいと考えました。</p> <p>また、国籍や住所の有無にとらわれず、橋本市や地域のことに興味を持ち、関わってくれる方々とも一緒にまちづくりを行いたいと考え、橋本市に関わる人々を広く捉えられる定義にしてはどうかと考えました。協働を推進する上で、幅広い人々と協働していくことが、橋本市のまちの発展につながるとも考えています。</p> <p>そういった方々も含めて、一人ひとりが「自分ごと」と捉えて主体的に考え、お互いに協力し補完し合いながら、自ら創造したり解決したりすることが自治ではないかと考えていますので、「自治を任せる」のではなくみんなで協働してまちづくりや自治を行いたいと考えています。</p>
15	<p>反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずで、国籍が日本かどうかわからない、市民という曖昧な人達に自治を任せたくはありません。</p>	<p>さらに、市民のみなさんの活動や取組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動していただきたい、加えてその活動を後押しするような条例にしたいと考えているため、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いました。</p>
16	<p>条例の中の市民という表現には違和感を感じます。橋本市に住民票のない人達、団体も入ってくるのでしょうか。そのような人達が本当に橋本市のことを考えてくれるのか不安です。</p>	
17	<p>第3条 基本理念について、地域とは、どんな規模の概念ですか。住み慣れたとはどんな概念ですか。</p>	<p>住み慣れた地域とは、一人ひとりが生活する日常生活圏域から橋本市全体のことまでを指すと考えています。</p>
18	<p>第3条は、住み慣れた「郷土を愛し」、としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
19	<p>第3条は、「…安心、安全な生活」を「安心、安全で輝きのある生活」としてはどうですか。特に基本理念では「安心、安全」のみならず、市民個々が様々な局面で「輝く生活」をおくれるようにしたいものです。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>

20	第4条 基本原則について、姿を実現する為に、誰が～、誰と、どこで、どのように、の行動基準と思考レベルが必要だと思います。基本理念に「地域」があるので、地域や場所についても必要です。また、地域の特徴を細かく洗い出し、地域を類型化することも必要だと思います。	策定委員会で検討します。 ご提案いただいている地域の特徴の洗い出しや類型化は、条例制定後に条例を推進していく上で有効な方法であると思いますので、市に提案します。
21	第4条(2)「市民は、まちづくりの主体として、積極的に参画する」とありますが、主体は市当局だと思います。	今まで以上によりよい橋本市にするために、地域のことをよく知る市民が、自分たちのことは自分たちでという意識を持ち、主体的かつ積極的にまちづくりに参画することが必要です。

### ●第2章 市民

	意見の概要	策定委員会の考え方
22	第5条(1)「主体的に」は「積極的に」としてはどうか。	策定委員会で検討します。
23	条例で縛る権限責任の所在を明確にするため、各条文に主語を明記した方がよいと思います。第5条の主語は、「市民は」としてはどうか。	中間素案の時点では、みなさんからご意見をいただきやすいように、あえて箇条書きの形をとりました。ご提案については策定委員会で検討します。

### ●第3章 市議会

	意見の概要	策定委員会の考え方
24	第6条(1)の条文は簡素化して、「市民の代表として議決の責任を負い…」としてはどうか。	第3章は、「橋本市議会基本条例」を尊重しており、詳細については「橋本市議会基本条例」によることとしています。
25	第6条の主語は、「市議会は」としてはどうか。	

### ●第4章 市長等及び職員

	意見の概要	策定委員会の考え方
26	第7条(2)は必要でしょうか。第2条(4)の定義では、市長等の中に市長が含まれているので、市長	策定委員会で検討します。

	と市長等の役割がわかりにくいと思います。	
27	公助の役割をもっと広くしてはどうですか。	本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例として策定に向けて進めています。
28	第8条 「職員は全体の奉仕者…」を「職員はわたしたちの奉仕者…」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
29	第8条の主語は、「職員は」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。

### ●第5章 地域づくり

	意見の概要	策定委員会の考え方
30	第9条(1)「安心して」を「健康で心豊かに暮らす」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
31	第9条(1)の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
32	橋本市にはブロック体制(地区運営体制)や、統治システムを構築する為の検討が必要だと思います。現在の区長、自治制度は将来崩壊することを想定し、地域運営組織を構築する必要があります。区長、自治体制を取りやめ、市議員もブロック代表にする。橋本市は10ブロック位?が必要だと思います。地区の意見をまとめ、個人と組織の整合性をとるのは、かなりの期間と教育が必要であると思います。市、議会が原案作成⇔ブロックが説明を受け検討⇔決定後⇔実施(ブロック⇔細部組織)すべて統治長が取りまとめる。原案作成者が細部組織にも説明責任を持つ。決定後は統治長が責任を持つ。市議員が確認責任を持つような責任体制を構築する。こういった構築が必要ではないですか。	本条例制定後に検討するよう、市に伝えます。

33	<p>第 10 条 地域運営組織は、一定のまとまりのある地域と定義され、区や自治会と連携する旨が述べられています。しかし、自治会が高齢化で、組織運営もままならない状況にあると言えます。この上地域運営組織を加えることは、現実的ではないと考えます。</p> <p>第 10 条(3)「地域運営組織は、地域における共通の課題と取組み、地域の特性を生かし市・区・自治会と連携をしながら運営する」としてはどうですか。また、(2)との整合性を採り削除してもよいと思います。</p>	<p>区・自治会は地域コミュニティの中核として、地域における多様な分野で重要な役割を担ってきました。地域運営組織は、区・自治会の負担を増やすものではなく、一定のまとまりのある地域内で、区・自治会をはじめとする地域内の様々な組織・団体が連携することによって、女性や若者などの新たな層の地域参画を促し、これからの地域コミュニティの担い手として主体的に参画していただくことで、まちづくりの礎である区・自治会の活性化にも繋がる相乗効果が期待できます。</p> <p>策定委員会で検討します。</p>
34	<p>第 10 条の主語は、「市民は」としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
35	<p>本条例素案において、自治の最少基本単位は市民個人ではなく、「地域運営組織」であると考えますが、それにより持ち上げられる行政課題を集約して、市全体の方向性との調整及び地域間バランスを取り、市による市政執行に反映するとの理解で良いでしょうか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
36	<p>この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。</p>	<p>市民と議会の関係については、「橋本市議会基本条例」にも明記されています。本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重しています。</p>
37	<p>この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。</p>	<p>市民と議会の関係については、「橋本市議会基本条例」にも明記されています。本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重しています。</p>
38		

39	<p>反対です。</p> <p>自治基本条例と名前を聞くと良さそうに思えますが、中身は議会軽視の条例です。</p> <p>橋本市の大切なことは、選挙で選ばれた議員により、橋本市の課題や未来について検討され最終的に民主主義の原則によって決められるべきです。</p> <p>ところがこの条例には地域運営組織なるものを新たに組織し、その組織が選挙で選ばれた議員で構成される議会よりも優位な位置にしようとする意図が感じられます。さらにその地域運営組織の構成員には「市民」と称する国籍が全く問われない個人、団体になっています。</p> <p>どうしても制定したいのであれば、</p> <p>①最低限日本国籍を有する者以外は地域運営組織の構成員として認めないとすべきです。</p> <p>また、②地域運営組織での提言等は最終的に議会の審査と承認を得ることにすべきなのは当然です。上記①②が担保されない限り制定すべきではありません。</p>	<p>本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重したものであり、議会軽視の条例ではありません。</p>
40	<p>この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。</p>	<p>(37、38と同じ意見が届いています)</p>

41	<p>第5章地域づくり、第6章市政運営、第8章条例の検証及び見直しについて、「地域主体の街づくり」とは何を意味しているのでしょうか。「住民」とは異なる納税義務も持たない「市民」と称する人々の「コミュニティ活動」や「民間非営利組織」への活動支援や費用の助成等の施策を講ずるとして、これは、納税者である住民の意思を無視した条例と言わざるを得ません。また、「地域運営組織」や「民間非営利組織」とは、一体誰によって、何のために作られるのか理解できません。自治体に居住する住民が、選挙によって自分達の代表として市長と議員を選び、その本来の自治のあり方に反し、行政や議会といった正規の組織とは別に市民の組織を作り、権力の二重構造を作り上げるものではないでしょうか。橋本市自治基本条例の中間素案に対しては、反対します。</p>	<p>本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重したものであり、議会軽視の条例ではありません。</p>
42	<p>要約筆記者が少ない為、派遣した時に対応していただけない場合があります。要約筆記者を増やしてほしいです。</p>	<p>本条例素案に具体的に盛り込むことは難しいと考えていますが、そういった活動を行っている方の後押しができるような条例になるよう、条例素案づくりの策定に努めたいと考えています。</p>

### ●第6章 市政運営

	意見の概要	策定委員会の考え方
43	<p>第6章の「考え方」のコラムは分かり易く表現されていて良かったと思います。地方自治法義務を超えてでも実施するという、意欲を感じました。</p>	<p>第6章の「考え方」に記載した総合計画（基本構想）については、地方自治法上の策定義務ではありませんが、本条例に位置付ける必要があると考えました。</p>
44	<p>第12条「まちの将来像」を「橋本市の将来像」としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
45	<p>第12条(1)の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>

46	第 13 条(1)は、「自立した財政運営を行うため、市長等自らの判断と責任で財政を確保して予算を編成し、市民の信託を受けた市議会に諮り、用途を決定する」としてはどうか。	策定委員会で検討します。
47	第 13 条(2)の主語は、「市は」としてはどうか。	策定委員会で検討します。
48	第 13 条(2)では総合計画を行政推進の基準に考えているので、よいと思います。	策定委員会で検討します。
49	第 14 条(1)で「毎年度行政評価」とありますが、総合計画の実施計画は 3 年ごとであり、全体的にはそれくらいの期間で良いのではないのでしょうか。期間内に完了する事業についてはその事業毎の事後評価は必要だと思います。	策定委員会で検討します。
50	第 14 条(1)の主語は、「市は」としてはどうか。	策定委員会で検討します。

### ●第 7 章 条例の位置付け

	意見の概要	策定委員会の考え方
51	第 15 条の主語は、「わたしたちは」としてはどうか。	策定委員会で検討します。
52	第 1 条目的及び、第 15 条条例の位置付けについて、市で制定されている条例の中で、自治基本条例が「最高条例」とであると読み取れます。他の条例の改廃にまで関与するこの条例を、尊重・遵守まで求める事は、他の条例に対する優位性を規定している事になります。本来、地方自治体は、日本国憲法とその付随法令によって、存立の基礎、責務、権限等を授与された憲法秩序内の存在です。従って、このような条例を制定する事は、法理上も矛盾であり、政策的にも妥当とはいえないと思います。	ご指摘いただいた点は、策定委員会でも何度も慎重に議論を重ねたところです。議論を重ねた結果、本条例素案では、自治やまちづくり、協働の推進において、今後様々な条例や施策を展開していく中で、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、本条例素案全般に係る趣旨を理解し、尊重して進めていただきたいと考えて盛り込んでいます。

## ●第8章 条例の検証及び見直し

	意見の概要	策定委員会の考え方
53	第16条・第17条ともにはぐくむで埋め尽くされています。もっと適切な言葉を探してください。	本条例名称と、第16条・第17条のキーワードは一致させています。策定委員会で検討します。
54	第17条 はぐくむ委員会について、市民の参画を求めるとなっていますが、どのように参画できるのかよく解りません。現在活動を進めている社会教育団体等の意見を聞いてもらえる機会が設けられるのか不安です。今までの市の提案は一方的で決まっただけからしか伝わって来なかったもので、同じようにならないようにしてほしいと思います。	はぐくむ委員会への参画方法等については、詳細は本条例ではなく別に定めてはどうかと考えています。 ご意見を踏まえて、情報共有や市民参画によって、橋本市全体が協働してまちづくりを進められるような条例素案の策定に努めます。

## 資料 11

## シンポジウムの開催について

## 1. 目的

(仮称)橋本市自治基本条例の中間素案について、広く市民の皆さんに説明し関心を持っていただくとともに、意見募集期間中に開催することで、多数の意見を徴することを目的とします。また、シンポジウムを通して得た意見も参考にし、条例素案づくりを進めます。

## 2. 日程

- (1)日時：平成 30 年 1 月 13 日 (土) 13 時 30 分～ (予定)
- (2)場所：教育文化会館 4 階第 6 展示室

## 3. 内容 (予定)

- 1 部 市の協働のまちづくりに向けた取組みについて
- 2 部 (仮称)橋本市自治基本条例 (中間素案) について
- 3 部 グループディスカッション など

## 4. 参加者

計 111 名

## 5. 当日次第・役割 (案)

- ※全体司会 ( 田村委員 )
- ①開会あいさつ ( 堀内委員長 )
- ②市の協働のまちづくりに向けた取組みについて ( 総合政策部長 上田 )
- ③(仮称)橋本市自治基本条例 (中間素案) について ( 堀江副委員長 )
- ④グループディスカッション  
(コメンテーター： 堀内委員長、堀江副委員長、森田委員、戸島委員 )  
(ファシリテーター： 策定委員会委員 )  
(サポート： 庁内検討委員会専門部会員 )
- ⑤閉会あいさつ ( 乾副委員長 )

※アンケート調査も実施

## H30. 1. 13 まちづくりシンポジウム アンケート（計 33 件）

①感想
約 8 ヶ月間で基本条例素案が出来、本日のシンポジウムで各章・条の内容や考え方を説明頂き理解しやすかった。素案作成メンバーの努力に感謝します。 有意義なシンポジウムだった。ただ、グループ討議の時間が短かった。
基本条例の素案について、わかりやすく堀江弁護士が説明されたので、文章のみ読んでいた人には理解度が高まったと思う。グループディスカッションで話し合いがとても問題点・解決的が上がり良かった。
ほとんどの班が地域づくりについてディスカッションをされていましたが、その中でも様々な意見が出ていて、地域の課題について参加されたみなさんが常に何かしら考えておられ、解決策の無さに悩んでおられることが、今更ながらよくわかりました。
グループワークで様々な意見が聴けてよかった。参加していてもまだそれができて市がどう変わるのかイメージがつきにくいと市民の方から言われることが多い。仕組みがどう変わるか、現状と今後で比較したものをわかりやすく図にすることが大事かと思う。
色々な意見が聞けた…と言いたいところなのですが、前回公民館で聞いたことと同じような意見しか聞けなかったように思います。同じ人の参加になっているのでは…？もっとたくさんの方の意見が聞ける場を作るべき。
本音で話し合われていたようで良かった。人口減少等、先行きは明らかに下り坂であるが、それを受け入れていくような条例も必要かと思う。
時間が少なく書けません。充分検討したいと思います。
同じような意見を持つ方が多く、安心しました。
市で実務にあたっておられる方と同じグループになり、話が具体的で実践的なことが多く、今後の自分のあり方に大変参考になりました。
関係者の皆様いろいろとおつかれさまでした。今回のシンポジウムに参加して、今までよりももっと身近にこの条例を感じる事ができたように思います。また、議員の中にも反対の人がいることもわかり、市民の中にも様々な戸惑いもあるんだと知ることができました。このシンポと直接関係はないですが、「たすけ愛はしもと」「共コミ」「第一層協議体」等乱立させずに、一元化？した方が効率的にも思います。
手続き上、形を整えるために持った会という印象。出席して条例の進行具合、内容の一端が少し解った。
普段から、多様な世代との関わりがあまりないので、今回様々な方々と話ができて、参加してよかった。
それぞれの地域、立場 etc を超えてお話できたこと、知らない現状を知れたこと、「こうなればいいな」と様々な希望を持つ人が多くて、うれしくなりました。こういうの「言い出しっぺの会」みたいなのを定期的に関けたらいいですね。「言い出しっぺの会」→「この指止まれの会」と続き、賛同した人が集って、プロジェクトになるといいな（ここにもコーディネーターが必要）。
時間がもう少しあれば深めることができましたと思います。「たすけ愛はしもと」「共育コミュニティ」等関わっています。ヒントになる意見を聞かせていただけました。
様々な立場の方とテーブルを囲んで意見を出し、聞く事ができ、大変勉強になりました。今日の各グループの意見が自治基本条例を策定する際に反映されればと思います。
様々な立場、年齢層の方々の貴重な意見が寄せられ、前向きな方が多かった。
熱気を感じ、心強いです。
条例制定を初めて知った。
高齢化に伴う問題(空き家、買い物、独居、草刈…)が市民共通として認識されていることがわかった。

色々な意見を聞いてよかった。
色々な意見が出て参考になった。
他の人の意見を聞いて考えがよくわかって良かったです。
多くの意見を聞いて参考になった。
橋本市のこと、これからをみなさん一生懸命考えてくださって嬉しいのですが、やはり高齢者の方が多いので、これからの世代がもっと参加してもらえれば嬉しいのですが…。
積極的に意見が出し合えてよかった。テーマが大きすぎて、時間が足りない。
たくさんの人の思いや意見を聞かせていただき、いい勉強になりました。
皆さんの色々な地域愛をふまえての積極的な意見を聞かせて頂いて、多いに参考になりました。
自治基本条例と「市民協働」の関係が不明。自治会だけ向けの条例とならないか？市と協働する団体(NPO等)が、活動しやすい条例となることを望む。
基本条例の考えからについて、大旨理解出来た。
意見を聞いてもらえて、まちづくりに参加していこうと思った。
真剣な議論が出来ていたと思うが、ディスカッションの時間が少ないと感じた。
他の人との交流ができて良かったです。自分と違う意見が聞いて良かったです。

②中間素案への提案(各条)	②中間素案への提案(各条該当箇所)	⇒	③中間素案への提案(各条変更案)
第12条	地域別計画を積み上げ、総合計画を補完する	⇒	地域計画と総合計画の関連を明確化する
第13条	総合計画の進行状況や行政評価の結果	⇒	総合計画及び地域計画の要請状況を踏まえ
第9条	地域主体のまちづくり	⇒	市・区・自治会・協会・地域運営組織の関係の図式化を盛り込む
第7条	—	⇒	交付金の使われ方を含め、地域格差がないよう、舵取り、フォローアップします。を追加。
第8条			
第6条	主語	⇒	市議会は
第8条	主語	⇒	職員は
第10条	主語	⇒	市民は
第12条	主語	⇒	わたしたちは
第13条	主語	⇒	市民の信託を受けた市長は
第15条	主語	⇒	わたしたちは
第9条	(2)人材育成	⇒	リーダー等の人材育成
第17条		⇒	はぐくむ委員会に参加し、意見を述べる機会を自由に参加できるようにしてほしい。規則の内容が重要。
第9条		⇒	独立(条文すべてを条例にいれず、新しい法規にする)
第10条			
第11条			
第7条	市の役割について追加	⇒	地域格差が生じた場合のフォローアップを盛り込む。

③自由記述
今後、規則、細則作成に当たり、 1.市民の意見要望が行政に上げやすい規則となっているか 2.行政に上がった意見や要望に対し、提案者にフィードバックされる規則になっているか？
はぐくむ委員会の役割が、条例が出来た後は重要になってくると思いました。市を良くするための市民の条例なので、市民の身近な条例として認識されると良いと思いました。
特定のかたがたがわかる条例ではなく、どの年代にも受け入れやすい記述の仕方がいるように思う。又、学校には学習に位置づけてもらう、各団体にも話をするなど、委員にも協力をもらいながら啓発していくといいのではないかと…大変ですがいずれにしても①②をしっかりと位置付けないと難しいと思う。
今日資料をはじめて見て、何か意見を！と言われても無理です。もっとじっくり見てからでないと…
基本条例の考え方は基本法と同じように捉えてよいのだろうか？細則が増えると複雑になるのでは？
条文の中味を充分検討する時間が無いので。
地域(区)に合った行政指導をお願いします。
「条例制定はスタートライン」の言葉通り。今後、われわれがどう取り組んでいくかがすぐ直面する課題だ。自主的な活動のあり方がポイントと思う。
グループワークの中で、「この条例の中で誰がコントロールするのか不明確」という意見も聞きましたが、第6章第7章第8章の中でコントロールすることも明示されているように感じました。第16条ははぐくむ条例という考え方は、すてきな考え方だと思います。これからの様々な社会変化に対応していくための足腰の強い条例になりそうです。
条文に対する意見を求めるなら、資料の事前配布とか時間に余裕をもつとか、配慮が必要だった。
今回のこの企画が、今後どう生きていくのか、参加者の方々は気になるところだと思います。私も知る機会があると思うので、注目していきたい。
広報について→チラシやSNSなど、広報に市民委員も一緒に関わられたらと思います。委員の声や参加者の声も生で届けたほうがいいと思います。そういう説明会つきのシンポジウムがあるといいなと思います。 市⇄市民のコーディネートするグループ(職員+市民で組織される)が必要かなと思います。 ★シンポジウム、タウンミーティングetcに出て、自分の意見、それがちゃんと生かされた！出てよかった！と思えるようなきちんとメリットを形にしていけないと。「意見言っただけ変わらない。形だけなら行かない。」という意見を、ちょこちょこ聞いています(ex.こども園化、保育園について、公園づくり)。
今ある地域組織と自治基本条例の地域運営組織とどう整理していくかが疑問であり課題と考えます。少子高齢化により人手や様々な役のなり手が不足しているという意見がテーブルでも出たので、新しく地域運営組織ができることで大きな負担とならないような仕組み整理が必要かと思います。
各条に責任の所在を明確にしたらどうか。
⑩区費徴収の条例化
地域の自治会活動に距離を置いている市民にとって、この条例が出来たからといって、協働の精神は理解されないはず。協働より先に自治会活動に参加しやすくなるように、各地域にも努力いただく必要があるのでは(参加しない方にも当然問題がある)。
条例制定のスピードが少し遅い気がします。 この会合に若い人(高校生)が自発的に出席出来るような広報活動が必要だろう。 (人財)と(人材)の違いとは？
グループディスカッション、発表の時間をもっと多く。
大変勉強になり、ありがとうございました。

いろいろなことを「まちづくり」でくくらず、具体案提起ですすめてほしいです。

- まちづくりシンポ(自治条例)
- 教育コミュニティ、タウンミーティング(こども)
- 地域コミュニティ、地域づくり(高齢者?)

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（1班）

選んだテーマ：第5章 第9条 地域主体のまちづくり・第10条 地域運営組織

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・義理人情が厚い。地元の人が多いので、隣近所が顔なじみである。
- ・農業振興地域の為人口が増えない。
- ・(9条)顔ぶれが変わらず、ほとんどの住民のことを知っている。
- ・アパートが多いが、区行事への参画が難しい。
- ・移住して来る人が少ない。高齢化が進んでいる。空き家が増えてきている。
- ・今の区単位の運営システムは良いと思う。
- ・(9条)元々住んでいる人と、新しく移ってきた人の交流はあまりない。
- ・空き家への入居がなく放置。
- ・近所づきあいの密。区単位での防災活動。見守り隊の方々の活動。
- ・少子高齢化
- ・広域的なこと(防犯)への補助金を出しやすい。(例：区境界付近の防犯灯や交通安全施策の整備(カーブミラー)など)
- ・若い親世代が地域活動(地域のつながり)に参加しづらいのでは…なんとかしないと。
- ・信号がない横断歩道。
- ・地元を大切に思う市民(地域の人)が多い。(ボランティアが多い。)
- ・少子化による学校の閉鎖。統合により通学時間が長くなる。不審者情報。
- ・独居の高齢者の方は、安心して、つながりあって生活できていますか？

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・(9条)住民(地区の)が顔を合わす場があれば良い。
- ・若年層の地域活動への参加。
- ・市議と区の連携をもっと密にしたら。
- ・有償ボランティア活動の制度の創設。
- ・若年層(子育て世代)の地域参加。
- ・(10条)地域のことをよく把握している組織が出来れば良い。
- ・子ども会、PTA、他各運営組織との横のつながりをもたせる？
- ・住民が増えること。
- ・運動会やまつりなどのイベントを通して、地域住民のかかわりを深め、災害などのいざというときに、そのつながりが発揮できたら良いと思う。
- ・地元で就労している若者を増やす手立てが必要。
- ・子どもが安心して遊べる。
- ・地元で働ける場がある。
- ・進学する学校が選択できる。
- ・税金のように区費を強制的徴収に法令化したら。
- ・子どもたちの孤食や孤立化を解消するために、「こども食堂」を増やす。(各小学校単位)
- ・小学生や中学生の意見も聞ける様な場を設け、その意見を反映させる。

Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- (9 条) 定例の地区の会議を休みの夜に開けば良いと思う。
- とりあえず日々のコミュニケーション話をする。両隣、裏の方との関係を良好にする。
- 保険等制度の整備。
- 「(仮称)はしもとの日」を作って、その日に地域運営組織ごとのイベントを開催する。
- (10 条) 誰が組織へ出るか、話し合う場が必要。
- 市職員 OB はできるだけ地域運営組織に関わる。
- 若々しい高齢者が自治組織の中心になるよう「組織づくり」。
- 若い世代の人に LINE の橋本市を友達登録してもらうことにより、情報の拡散。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（2班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・近所付き合いが充分行われ、都会にはない触れ合いがある。
- ・高齢化による農業の担い手がいない。
- ・地域ふれあいサロンやげんきらり～自主運営教室などの集いの場、体操教室がある。
- ・地域の組織が大きい。（良くも悪くも）
- ・独居高齢者の情報がつかみにくい。
- ・高齢化に伴い、区の運営(人材不足)になっている。
- ・若い世代の地域行事への無関心…。
- ・区での班長をしてくれる方が高齢になってきて、いろんな活動が大変。
- ・高齢化が進み、若い人達が外に出てしまう。
- ・地域内の情報共有がどのくらいできているか不明。
- ・コミュニティの中のコミュニケーションが子どもの頃と比べて薄くなっている気がする。
- ・今ある地域組織を自治基本条例の地域運営組織とどう整理していくか？

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・こどもから高齢者まで集まる集いの場を作る。
- ・近所づきあい。共助のまちづくり。
- ・何か若者に仕事を作り、社会減を防ぐ。Uターンを促す。
- ・団体の後継者づくり。
- ・子どもたちが今住んでいる地域をふるさとと思ってほしい。
- ・青年リーダーの育成。
- ・元気な高齢者の方がたくさんいます。活躍できる場をもっと作ることができれば…
- ・若いお母さん、お父さん、子ども、高齢の方とのふれ合える場を作る。
- ・難しいですが、区割りの変更も将来考える必要がある。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・福祉から防災、教育などが一体的に考えられる仕組み。
- ・シナジー相乗効果。
- ・子どもが地域に貢献できる場所や仕組みを。
- ・学校⇄地域(開かれたものに…)

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（3班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・城山台は高齢化率 40%。田畑なし。来年からの可燃ごみ週一化によるゴミ出しが大変になる。
- ・4100 人の人口で老人の孤独化が問題。
- ・げんきらり～が活発。
- ・区に入っていない人が多い。
- ・サロン、老人クラブ、ゲートボール等々サークル活動は活発。
- ・区の役員のなり手が少ない。
- ・女性よりも男性の参加が少なく、サークル活動の参加を要請することが必要。
- ・近所付き合いがあまりない。
- ・道を歩いている人が少ない。
- ・区等の運営が人任せになっている。
- ・区長が全部やってくれているので、あえて条例はいらないのでは？
- ・協働の意味は？失敗した責任は市民にもかえってくる。でも 100%賛成はないの？
- ・空き家が増えている。
- ・老人世帯が増えている。
- ・近所付き合いが少ない。
- ・昔のような隣近所のつながりが少ない。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・住民の交流の場を増やす。
- ・無料陶磁器リサイクル市の開催。
- ・第 3 層、第 4 層たすけ愛城山台を立ち上げた。
- ・今春に、住民が集会所等を利用して集えるカフェ城山台を 6 ヶ所で開く。
- ・このシンポジウムに参加できていない人の意見の集約を考える必要あり。
- ・人口増。
- ・地域のつながりがある。
- ・気軽に立ち寄れる場所の設置。
- ・直接住民投票が可能となるころがいいと思う。
- ・住民が積極的に参加できる組織づくり。
- ・個々の意見集約。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・区制度の見直し。大きな区で区長一人では意見が通りにくい。(第 10 条)
- ・いわゆる新興住宅地の意見が人口の割に通りにくい。(第 10 条)
- ・第 9 条(1)ハードルが高いと思われる。余裕がない。

- Iターン、Uターンの実現(外人の受入れ)
- 協働→協同に変えた方がいいと思う。
- 年代を超えたサークルの設立(地域づくり)。
- 積極的な地域社会への参加。
- どこも同じ顔の人がいるので、63000人の意志を確認しない中で条例を作るのは危険ではないか。
- あえて、条例をつくらなくても、可能な話ではと考えています。
- 条例ができた後の運営はどうしますか？60%以上の賛成？80%以上の賛成？
- 地域運営組織と今ある区とのすりあわせをしないといけない。
- 地域を考慮して検討。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（4班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・高齢化。
- ・住宅地であるが、もう20年以上経ち、高齢化が進んでいる。
- ・子どもの減少が目立つ。
- ・一人家庭の増加。
- ・役員のなり手が少ない。
- ・みんながもっと自治会(区)を身近に感じてほしい。
- ・田畑の入り口の道が狭い。
- ・スーパーが遠いので、買い物時は車が必須。
- ・コミュニティサロンについて。
- ・有償運行について。
- ・自治会の役が輪番制なので、皆ある程度自治会のことがわかる。
- ・水がきれい。
- ・同じような議題、課題が多すぎて困る。
- ・区民同士の助け合いが出来ている。
- ・市民が行政に頼りすぎている。
- ・自然が豊かである。
- ・まだ「となり組」的要素は残っている。
- ・橋本市の産業、観光をみんなにもっと知ってほしい。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・高齢者支援ができるまちづくり。
- ・みんなが防災に取り組めるまちづくり。
- ・みんなが地域の一員だという意識を持つ。
- ・みんなが助け合いのできるまちづくり。
- ・自治は自分たちで行うという自覚を市民にいかにかに持たすか。
- ・隣近所との交流が頻繁にもてるような付き合い。
- ・地域で見守り組織。
- ・母子、老人たちが一緒になって子育て支援をする。
- ・区内の助け合いを組織化する。
- ・区民のひとりひとりの繋がりを密にする。
- ・行政に頼らない地域づくり。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・地域の特産品を作り、地域の復興を図る。
- ・公民館活動の工夫(子育て支援)。

- いろんな組織をつくるのではなく、今ある組織を活性化。
- 組織が多すぎる。
- 近くの学校、公民館、集会所を積極的に活用する。
- 高齢者や子どもを中心にした行事を増やす。
- 交流場所。
- 季節イベントの継承と参加をしていく。
- 誰もが気軽に参加できる地域グループを作り、周知する。
- まちづくりは、市民ひとりひとりが考え、自主的に行うことが大切。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（5班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・自然が豊かで空気がきれい。
- ・道がきれい。
- ・「ふるさと」を大切にしている。
- ・隣近所仲が良い。
- ・月1回までしこの会が開催されている(内容：食事会、ゲームなど。参加者：高齢者)。
- ・盆踊りがある。
- ・もちまきがある。
- ・当地区の約400年続くと思われる戎祭の伝承。
- ・それなりに商業施設が近くにある。
- ・気楽に話し合える場所がある。
- ・中央中学まで遠いので通学が大変です。
- ・買い物不便。
- ・交通の便が悪い。
- ・車の通行量が多い。
- ・道路が狭いため、火事、地震等の災害時の不安。
- ・「織物の町 高野口」ですが、産業が衰退してきていること。
- ・住民で話し合う機会が少ない。
- ・独居の高齢者が多いので、行く先が心配。
- ・孤独死があった。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・高齢者がピンピンコロリといけるよう交流の場を増やそう！
- ・隣近所が常に助け合いのできる関係になる。
- ・地域課題(例えば、独居老人が多い)に対して地域を挙げて取り組んでいける。
- ・老若男女、意見を言えるコミュニティの場をつくる。
- ・明らかに少子化が進行しているので、それが何とか改善できればいいのですが…。
- ・ひとり暮らしの人を見守ってあげる。
- ・住民の今以上の結束力を高めたい。
- ・地域、区単位で車の運転をしてもらえるボランティアを作る。
- ・草刈をしてくれる人がほしい。
- ・きれいな自然を生かせるような産業を。
- ・買い物に連れて行ってくれる人がほしい。
- ・買い物にいけるように車(交通)の確保を！
- ・補助金がほしい。
- ・住民の意見が一致すれば、すぐ行政で対応してもらえる。
- ・住民自治をめざして、区民総会だけでなく常に意見を出し合う機会をできるだけ多く持つ。

Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- 「自治基本条例」を教材化し、将来の地域を支える児童、生徒の学習機会を作ってもらいたい。
- コンパクトシティは何となくイメージできるが、橋本で実現できる(できそうな)ことは何か？そのことを例示できないか？
- 市職員の各地域の窓口担当者を決める。
- 区の委員さん等による、一人暮らしの人を見守ってやることをする。
- 市民のための条例施行に向けて、「誰でも理解できるような」解説書がほしいですね。
- 空き家があれば活用できるようにして居場所をつくる(歩いていける範囲で)。
- 地域、区単位で日用大工等をしてもらえる体制を作る(草刈含む)。
- 「はぐくむ委員会」が市民の意見を聞くため、アンケート実施をしてもらいたい。
- 条例には具体例を載せられないが、章ごとの具体例を別添に書いてもらえたら。
- 病院に行くための交通支援を！（経済的にも）
- 移動販売など地域の実情にあわせて実施する。
- 落ちこぼれの出ないように、見守り活動の計画を立てる(相互も含めて)。
- 補助金の活用(どんな補助金があるか知らない)。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（6班）

選んだテーマ： 第1章 第2条 定義(市民)

Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・（良いところ）多様な意見を聞く事ができる。
- ・市民でないが他の地域から通勤して市内で活動(仕事)することで市の発展に寄与する。
- ・「市民」というが市民の具体的意見をどういう形で形成していくか見えない。
- ・第2条 市民の定義 広すぎる。
- ・課題：自治会未加入約 18%

Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・地域の組織にみんなが入る。
- ・情報が双方向に伝わる。
- ・自治会に入っていない人がいると、その人達への情報の共有が出来ていない(現状の悩み)。
- ・市民を市民がコントロールする手段は？市長や議員は選挙でコントロールできるが…。
- ・「市民の権限」と市長の権限と議会の権限との関係が不明確。

Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・条例制定後の運用事例が不明。
- ・条例制定がなければ支援ができないのか？

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（7班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・高齢化が進んでいる。
- ・独居老人が非常に目立つ。
- ・各種役割、委員のなり手がなく困っている。
- ・高齢者のみの世帯が多い。
- ・子どもが少ない。交わる機会がない。
- ・保育園もなくなる予定。
- ・子ども会がつぶれそう…(子ども少ない、親忙しい)
- ・どんな行事にも人が集まらない。
- ・車なしでは生活できない。
- ・高齢になり買い物に行くのが不便。
- ・地域の店が減った。
- ・ご近所づきあいはまだある方では？子どもの見守りをさせていただいて安心。
- ・耕作放棄地が増えた。
- ・自主防災会の活動が見えない。
- ・小さな助け合いは出来ている。
- ・空き家、空き地が多くなってきた。
- ・橋本区はロケーションとしては最上と思うが、区画整理事業が中止となり、区内の格差が大きくなった。
- ・共同のお墓が山の中なので歩いていけない。
- ・柿つくっても人件費にもならない。
- ・地域の役員のなり手が少ない。
- ・引越してきてすぐは、区、自治会、班などの役割や分け方が理解できていなかった。
- ・働き場所がないので若い人が少ない。
- ・区画整理で公園がたくさんできたが、地元できれいに維持する力がないと思う。
- ・行政事務委託をやめて市職員を貼り付けてほしい。
- ・路上駐車。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・マイナス→プラスに、困ったこと＝チャンスにしていける土壌が豊かなまち。
- ・好き嫌いのない人付き合いにしてほしい。
- ・いろんな人がいる＝多様性が生かし合える。
- ・若い人からの声があればいい。
- ・若い人の働く場所がある。
- ・年とっても課題(役割)がある生活。
- ・包括的な相談所があればいいな。(例えば、病気、相続、子育て etc 困っていること何でも相談できること)
- ・子どもの元気！おじいちゃんおばあちゃんの元気！もちろん大人も元気！希望あふれる

まち！

- みんなが自分のことを好きでいられる。安心して、孤独ではない。
- 自主防災会が有名無実になっている。何とかせねば…。
- 車なしで生活できるようにしたい。
- 校外子ども会でなく、中学生以下新生児までの母親が集まる子供会(母親会)が動き出した。
- 遠隔地に居住する次世代には頼めないと墓じまいする人が目立つ。
- 平地に共同の墓地をつくる。
- 日用雑貨、鮮魚、野菜類等の販売に地域を回る。

Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- コーディネーター、ファシリテーターが必要だと思う。
- それぞれの地域の特性を生かしつつ、全ての地域に幸せの格差がないように。行政の役割！（4章＋舵取り、フォローアップとして明記）
- 地域の特性(自主性)を尊重しつつ地域格差を生じさせない取組みを！
- 地域には色々な会、組織があり、一部の人がいくつにも関わっている現状との整合性を考えた組織に！（第10条関連）

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（8班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- いきいき体操は週2回行われていますが、孤立してしまっている人がいないか心配…。
- 老人会(子ども会)などに入らない人が増えている。
- 災害が少ない。
- シルバーの仕事が多い。
- 一人暮らし、高齢化。
- 集まる人の少なさ。
- 情報共有。
- 病院、買い物交通方法に問題がある。
- 地区の高齢化が進んでいる。
- 集会所が必要。
- 地区の高齢化が進んでおり、地域を越えた組織づくりが肝要であり、継続性が問題である。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- 助け合えるまち。
- 住民が主体性をもつ。
- 区長だけでなく、みんなでやろう。
- コンサートを年1回。
- 音楽。心豊かな地域の宝を大事に。
- 皆をまとめ、行動するリーダーが必要。
- ボランティアで若い人を募集する。
- 高齢者は世話をやいてもらうだけの人ではない(知恵袋)。
- 独居や高齢夫婦の人の楽しみを見つける。おしゃべりだけで喜んでくれるかも。
- 学校教育において地域づくりのを取り入れられたい。
- ボランティアに参加できるようにするにはどうしたら良い？
- 若い人の集まり(グループ)を作る(楽しいもの。例えば、だんじり)。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- 若い人の集まりを作る。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（9班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・自治会の運営が少子高齢化により困難。
- ・高齢化による農業の継続困難。
- ・老後の豊かさとは何か考えていない。
- ・公民館活動が活発。
- ・自分の住んでいる地域に無関心な市民が多い。
- ・区長まかせ。他はしているけどうちにはしていない。
- ・高齢の方ばかりの所と若い方ばかりの所の地域の差。
- ・元気な老人がいない(紀見ヶ丘など)。
- ・少子化でかつ若い子育て世代が少ない。
- ・少子高齢化による地域運営のあり方。
- ・共働きで地域活動にあまり参加できない方が多い。
- ・かつかついっぱい！
- ・老人会の活動が活発(三石)。
- ・若年世代が少なく、地域の慣通事の伝承ができにくくなってきた。
- ・独居老人の特養施設への入居者が多い。
- ・在来の地域と新興住宅地の意識の違い。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・良い条件の勤め先があれば良い。
- ・子どもが役割を担える地域。
- ・農業で生活できるようになれば良い。
- ・新しい住宅地以外にも、他の地域(橋本以外)から若い人が来てくれたらいいなあ。
- ・子どもから高齢の方まで一人ひとりが活躍できる。
- ・市民が意識して地域のことを考える。
- ・自治会単位の見直し。
- ・市北部工業団地への地元民を優先採用。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・年齢別など、ポイントを決める。
- ・自治会長に任せるとはせず、システムを作る。
- ・地域を越えた交流。
- ・区の円滑運営。
- ・空き家、休耕田の活用で地域に人を集める。
- ・テーマ別で分けて考える。
- ・農業法人の設立。
- ・活動単位を広げる(テーマごとに合併など)

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（10班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- 老人会、婦人会に加入する人が少ない。
- 地区の役員になりたがらない。
- 小学生、中学生など子どもがいないので地域の活気不足。
- グループで活動したいと思っている方は多いが、場所の確保に困っている(使いたい日に公民館など空きがないことが多い)。
- 車の免許を返したが、橋本市内の交通の利便性が悪く困っている(橋本市の詳細地図必要)。
- サークル仲間が多い。
- 人への関心がうすい。
- 家庭が各々自立している。
- 昔からの田舎と開発住宅地の違いが顕著。
- 山内区に公共の公園がない。
- あやの台北部開発にあわせて、地域の利便性UPを望む。
- 道が狭い。
- こどもが遊ぶ公園がない。
- 地域とのつながりが少ない。
- みどりが多く夕日がきれい。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- 働く場所がある！！
- ブルーカラーIT企業。
- 便利な住環境。
- 子育て、通勤環境の整備。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- 橋本発ドラマを作る！
- 子育てPR。
- 大胆な発想。
- 介護のまち橋本。
- 子育て認定サービス。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（11班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・落ち着いた。
- ・伝統を大事にしている。
- ・清水だんじり愛好会。
- ・環境が良い。
- ・それぞれのコミュニティがしっかりしている。
- ・(河南地区)市内全体で一番住みやすい可能性があるところ。
- ・若い人の数が減っている。
- ・一人住まいの家が多い。
- ・空き家の増加。
- ・高齢者の一人住居。空き家利用。
- ・特定の人負担が大きい。
- ・(河南地区)市全体の中で財政面より取り残されている。

Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・(地域に対する)市の方針。
- ・サークルづくり(安全、生活、趣味、健康)。
- ・みんなで助け合える地域。
- ・空き家対策。現状維持できれば…。
- ・コンパクトシティ。
- ・意見が尊重される行政へ。

Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・橋本市を全国へ売り出すカラーをつくる。
- ・地区住民の一番やってほしい意見の汲み取り。
- ・若い人の意見を聞く場を多く。
- ・市民の意識改革。
- ・「一定のまとまり」の規定をどう決めるか。
- ・課題解決のコミュニティ(組織)の構築。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（12班）

選んだテーマ： この中間素案が出来るまで

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・ 昨年の5月から20名の委員さんでスタート！
- ・ タウンミーティングなどで市民の皆さんから意見を頂きました。
- ・ どのようにメンバーを？（そのメンバー選出の背景は？）
- ・ どのくらいの会議で？（回数）
- ・ 今後の予定は？（目標）
- ・ 市議会議員へのPRは？
- ・ 台風等ですぐに水に浸かってしまう地域の人の安全。
- ・ 自分たちの市を良くする意志を感じるところが良いと思う。
- ・ この条例が出来ることで多くの人に伝える方法は？
- ・ まちづくりの委員会の成り立ちや経過が特に浸透していない。
- ・ この条例ができる前と後で市がどう変わるのか？
- ・ 住み慣れた地域の課題を住み慣れた住民自身が考えるのがとてもよい。
- ・ いずれにしても、本当にこのようなまちができるのは理想的で仕事にもやりがいが出る。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・ 素案の理解！市民に広く。
- ・ 学校等にも協力を願う。
- ・ 市民の要望を聞く。
- ・ 幼保こども園や小中高などでも授業に取り組んでもらう。
- ・ 市民の人たちの身近なものになる。
- ・ 広く浸透するために、行政だけが啓発するのではなく、地域の区単位、各団体の方に依頼して浸透するように。
- ・ 学校、区・自治会、職場で素案や市を良くすることを話し合う機会をつくる。
- ・ 老人会、サロンなどでPRする。人を育成する。
- ・ 多くの人に愛される条例⇒このような会に参加された人々が愛せるものに。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・ 授業で取り組んでもらい、アンケートや意見を聞く。
- ・ 市民の声を聞く窓口を設ける（まちづくり課）。
- ・ 前文をもっと若い世代にも理解してもらえよう、わかりやすく。
- ・ 地域にブリッジ要員を作る（ブリッジ：行政と地域住民）。
- ・ まちづくり委員を作り、区や行政とのパイプ役に。
- ・ まちづくりに対する意見提案者に納得される結果をフィードバックする環境づくり。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（13班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- こども食堂の計画。
- 助け合いの仕組みが不十分。
- 地域、市についての認知度。
- 民間非営利組織にも様々あるような気がします。
- 老人会に入らない(脱退が多い)。
- ふれあいサロン、いきいき体操クラブがある。
- NPO 福祉タクシーがある。
- 他のNPO がない。

Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- 多くの人に参加する組織。
- 子どもと老人の交流。
- とりあえず、喫茶サロンを開く。
- 元気な老人をつくる工夫。
- 何事にも参加してくれる工夫。
- とんりがわかるように。

Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- 第9条 費用助成については記載しない。
- 確立した非営利組織。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（14班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- ・静かで住みやすい。
- ・電車を利用すれば大阪までの通勤、通学が可能。
- ・田園風景、のどか。
- ・高齢者の方に区内行事等大いに世話になっておりありがたい。
- ・若い世代、子どもが減少している。
- ・高齢者が進んで参加しにくくなっている。
- ・若い人も協力してもらえが忙しい。
- ・高齢者世帯の増加。
- ・以前から住んでいる人が多く、顔見知りで、つながりがある。
- ・子どもが少ない。子ども会の活動が小規模。
- ・お互いに助け合いとあるが、どの程度の方が参加していただけるのか？
- ・近所の付き合いが少ない。 ・区の世帯は多くないので、付き合いがあって良い。
- ・区、自治会の役員をする人が少ない。
- ・今後のゴミ出し等、助け合いが必要。 ・情報不足。
- ・区の行事で若い人手が集まりにくい。 ・気軽に集まれる場所が必要。
- ・交通の便が悪く、車が必要となる。 ・まだ少ないが、空き家がでてきている。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- ・近所が助け合える関係づくり。
- ・みんなが話し合える環境づくり。
- ・みんなが顔見知り(集まる場所、機会)。
- ・集う場の仕掛け→住民全てが知り合いに→相手を知ることヘルプを言える(安心感)→お互いが助け、助けられる関係に。
- ・非常時の近所での助け合い。
- ・親世代、子世代が気軽に集まりコミュニケーションを取れば…。
- ・地域や人、問題、課題の共有(話し合い)。
- ・高齢者の一人ぐらしの世話の充実。
- ・情報伝達の方法をもっとわかりやすく！
- ・健康でいつまでも自立した生活をして地域のつながりをもつ。
- ・地域(区等)が好きで、住みやすく、住み続ける。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- ・コミュニティ活動
- ・話し合う場、機会をつくる(若い人も高齢者も)。
- ・第10条 地域運営組織：活動内容でコミュニティ活動単位が変わる(区、班、公民館)。

## H30.1.13 まちづくりシンポジウム グループディスカッション ワークシート（15班）

選んだテーマ： 第5章 地域づくり

### Step①：現状（良いところ、課題となっていること、疑問におもっていること など）

- 自治会(班)単位の清掃。 • 防犯灯。 • 路面凍結。 • 路上駐車。 • 催しの日程重複。
- 最近、こども食堂が始まっている。こどもたちの居場所作りとしてとても良いと思う。この活動がもっと広がれば良いのに。
- 地域の水路を管理できる者が少なくなり、今後、維持管理が難しくなると思われる。
- 地域の高齢者が増えて、敬老会が開けない。
- 保健センターの会議室が使いにくい。
- 老人会の活動が活発(体操、映画会、遠足等)だが、ひろがりが見えない。いつまで続くか。
- 情報を得る手段の工夫が必要と思える。
- 自治会活動に参加することが全くない住民も多くいるのでは？
- 個々にいざというときの助け合いが行われているが、組織的なものに育てられていない。
- 高齢になって時間ができるまで活動する機会がないというが、本当はもっと若い人に変わりが必要かも。
- 声をかけられれば助け合い活動を手伝う気持ちのある住民がいると思うが、うまくつながっていない。

### Step②：めざすべき姿（こうなれば良いなという理想 など）

- 地域の自主性を最大限尊重する。
- 若い人に参加してもらいやすい形。
- 地域でしている活動をもっと広く知ってもらおう。
- リーダーは必要だが、リーダーが変わっても続いていく自治。

### Step③：実現するために（第〇条 □□□を△△△と変更しては？ 第〇条に〇〇〇のことを入れては？ など）

- 住民に自治させるだけの情報(情報の共有)。
- 動いてもいい雰囲気。
- 条文は今のままでよい。

資料 12

情報ワイド INFORMATION

# 市民と行政の協働で元気なまちへ！

市では、これからのまちづくりを市民の皆さんと協働で行い、元気なまちを作っていくために、その旗印となる「(仮称)橋本市自治基本条例」の策定に向かって取り組んでいます。 **【政策企画室】**



## (仮称) 橋本市自治基本条例の策定に向けて

市では、学識経験者、関係機関および団体の役職員、市民公募委員の計20人から構成する「橋本市自治基本条例策定委員会」を立ち上げ、条例の策定に向け、本格的に取り組みを始めました。

5月22日に第1回、6月27日に第2回目の委員会を開催し、活発な議論をいただきました。今後も定期的に委員会を開催します。

なお、この委員会は傍聴することができます。日程は市ホームページでお知らせしますので、興味のある人はぜひお越しください。

また、委員会の資料や会議録などは市ホームページで閲覧することができます。ぜひご覧ください。



策定委員会の様子

### これまでの経過

- H29.1 自治基本条例策定委員会条例施行まちづくりフォーラム・講演会 (86人が参加)
- H29.3 第1回タウンミーティング (8つの各地区公民館で開催し、合計で102人が参加)
- H29.5 第1回自治基本条例策定委員会 (自治基本条例、本市の現状、策定スケジュールなどについて話し合いを実施)
- H29.6 第2回自治基本条例策定委員会 (条例文の検討、今後のスケジュールについて話し合いを実施)
- H29.7 第3回自治基本条例策定委員会

### 今後の主な予定

- H29.8~9 第2回タウンミーティング
- H29.9 第4回自治基本条例策定委員会 ※以降も会議などを開催します

## 第2回まちづくりタウンミーティングの開催

市では、条例の策定を進めるにあたり、第2回まちづくりタウンミーティングを開催します。

策定に向けた取組みの進捗状況の説明などを行なった後、グループワークも行い、この中で皆さんの意見を聞かせていただき、条例の策定に生かしていきたいと考えています。

難しい内容ではありませんので、ぜひお気軽にご参加ください。

● 日程・時間・場所

日程	時間	場所
8月26日(土)	午後1時30分~	恋野地区公民館
8月31日(木)	午後1時30分~	紀見地区公民館
8月31日(木)	午後7時~	橋本地区公民館
9月2日(土)	午後1時30分~	山田地区公民館
9月5日(火)	午後7時~	隅田地区公民館
9月9日(土)	午後1時30分~	高野口地区公民館
9月10日(日)	午前9時30分~	紀見北地区公民館
9月16日(土)	午後7時~	学文路地区公民館

● 内容

みんなで考えるまちの将来像 など

● 対象

市内在住・在勤・在学の人

● 申込方法

住所、氏名、連絡先を政策企画室へ電話またはファクス、Eメールで申し込んでください。

● 申し込み・問い合わせ

政策企画室 ☎33-1576 ファクス33-1665  
Eメール kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp



(仮称)自治基本条例の制定に向けて取り組んでいます



▲グループワークで使用したワークシート。貼りきれないほどの意見が出たグループもありました。

▼グループワークには、中学生も参加し、積極的に意見を出していました。



▲小学生もしっかり発表しました。

現在の市の取り組みを知っていたら、くとも、自分たちの地域を今一度見直して将来像を思い描き、その実現に向けて、自分が、地域が、行政ができることについて考えていた。だくために、「第2回まちづくりタウンミーティング」を8月から市内8カ所の各地区公民館で順次開催し、のべ309人の皆さんに参加していただきました。

タウンミーティングでは、まず橋本市における人口減少・少子高齢化の状況やまちづくりのビジョン、(仮称)橋本市自治基本条例の制定に向けた取り組みについて説明し、その後グループワークを行なっていただきました。

## 第2回タウンミーティングを開催しました

グループワークでは、①地域の良いたところ・課題となつていくこと、②地域の将来像(こんなまちになれたいな)、③将来像の実現に向けての取り組み(何ができるかな?)の3つをテーマに意見を出し合い、最後はグループごとに出た意見を発表していただきました。

いただいた意見はホームページに掲載するとともに、策定委員会や市内部でも活用させていただきます。

## 協働のまちづくりに向けた取り組み

市では、(仮称)橋本市自治基本条例の制定のほか、次のような取り組みを本年度から始め、協働のまちづくりを推進してまいります。

### インターネット政策モニター

市の政策などに対する皆さんの意見をいただくため、インターネットを利用した政策モニター制度を開始しました。

満16歳以上の方が対象で、申し込みは右の二次元コードから市ホームページへアクセスしてご登録ください。



### (仮称)市民満足度調査

本年度から郵送による(仮称)市民満足度調査を始め、定期的・継続的に市民の皆さんの意見をいただきたいと考えています。

現在準備を進めていますので、お手元に届いた際はぜひご協力ください。

### 地域担当職員制度

市内の9つの区長会単位ごとに担当職員を配置して区長会に参加し、情報交換を行なっています。

地域の課題を把握するとともに市の情報をお伝えし、情報共有を進めています。



**これからの取り組み**  
市では、パブリックコメントの実施やシンポジウムなどの開催も今後予定しています。「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら、安全安心な生活を送れるようなまちづくり」の実現を目指し、条例の制定に向けて取り組んでいきますので、皆さんも参画いただきますようお願いいたします。

(仮称)自治基本条例の制定に向けて取り組んでいます

市民と行政の協働で元気なまちへ

## (仮称)自治基本条例の制定に向けて取り組んでいます

市では、今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化社会に対応すべく、市民参画と市民協働をさらに進め、元気なまちを作っていくために、(仮称)橋本市自治基本条例の制定に向けて取り組んでいます。

今回は、5月に立ち上げた「橋本市自治基本条例策定委員会」や、8月から10月に開催した「第2回まちづくりタウンミーティング」の様子をお伝えします。

**【政策企画室】**



### 橋本市自治基本条例策定委員会

策定委員会は、5月に1回目の会議を開催し、これまで計4回の会議を行いました。

これに加え、このほど策定委員会内に「小委員会」を設け、条例の名称や前文、章立てのたたき台の作成に取り組むなど、意欲的に活動を行なっています。

また、8月から10にかけて、各地区公民館で開催した「第2回まちづくりタウンミーティング」には、地域の声を直接聞き、条例の素案づくりの参考にするために、委員も参加しました。

策定委員会では、現在条例の素案づくりに取り掛かっており、今後は市民の皆さんから意見を伺おうと、パブリックコメントを行うための条文案づくりに取り組んでいます。

市では、この条例を、市と市民の皆さんの協働で作上げることが大切であると考えており、今回のタウンミーティングをはじめ、今後も意見をいただく機会を設けたいと考えていますので、ぜひご意見をお寄せください。

#### ●策定委員会は傍聴が可能です

策定委員会は傍聴することができます。日程は市ホームページでお知らせしますので、興味のある人はぜひお越しください。

また、委員会の会議録や会議に使用した資料も市ホームページで閲覧することができます。

#### ▼第4回策定委員会（9月開催）

「みんなで橋本市を元気にするための橋本市らしい条例を作ろう」と活発に議論が行われました。



策定委員会の様子

#### ▲第3回策定委員会（7月開催）

既に自治基本条例を制定して、まちづくりに取り組んでいる先進地（名張市）を視察しました。

## 資料 13

## ○橋本市議会基本条例

## 目次

## 前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第3条—第5条)

第3章 市民と議会の関係(第6条—第8条)

第4章 行政と議会の関係(第9条・第10条)

第5章 議会の活動(第11条—第13条)

第6章 委員会の活動(第14条)

第7章 議員の活動(第15条—第18条)

第8章 議会及び議会事務局の整備体制(第19条—第22条)

第9章 改正(第23条)

第10章 最高規範性(第24条)

## 附則

## 前文

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行されて以来、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、二元代表制のもと議会が果たすべき責任及び役割がさらに大きく求められている。

橋本市は、平成18年3月1日、旧橋本市と旧高野口町が合併し、人口約7万人の新しいまちとして誕生した。世界遺産の霊峰高野山、金剛・和泉葛城山系のみどり豊かな大地と清流紀の川の恵みを受け、緑と水が輝く「時間ゆたかに流れくらし潤う創造都市 橋本」を将来像としたまちづくりを進めている。橋本市議会は、本市のまちづくりの基本理念にかんがみ、市民の負託に応えるべく、議員間相互の議論を深めて合意形成を図り、「市民に開かれた議会」と「住民自治の実現」そして、議会活動の充実強化、合理化、効率化を図り、より本市発展に寄与する議会にすることを目的とする中、まずはわかりやすく開かれた議会を目指し議会改革に取り組むこととした。

議会のあるべき姿、それは市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間の意見交換を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、橋本市議会は、市民との協働による、民主的で輝く未来につながるまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意し、ここに最も根幹となる支柱としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、橋本市議会(以下「議会」という。)及び橋本市議会議員(以下「議員」という。)に係る基本的事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により橋本市のまちづくりを推進し、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、市長等の執行機関(以下「市長等」という。)と議員が熟議対論する場となるよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進するため、多様な機会を設けること。

2 円滑で市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる橋本市議会会議規則(平成18年橋本市議会規則第1号)、橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)及び橋本市議会申し合わせ事項を別に定め、適宜又は継続的に見直すこととする。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員である前に人としての倫理観を正しく持つこと。
- (2) 市民の負託に応えるため、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うこと。
- (3) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な意見交換に努めること。

- (4) 市政全般に関する課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表として相応しい振る舞い、活動を行うこと。
- (5) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

- 2 会派は、政治的信条、政策等を共有する2人以上の議員で構成し、運営することとする。
- 3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者による会議(以下「代表者会議」という。)を開催することができる。
- 5 代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民と議会の関係)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願を市民からの政策提言と受け止め、審査等に当たっては請願者の説明機会の確保に努めるとともに、審査等に必要がある場合は当該請願者の意見を聴くものとする。ただし、陳情、要望についてはこの限りでない。
- 5 議会は、市民に対し、議会での審議経過及び結果について報告するとともに、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提言の拡大を図るものとする。

(広報及び広聴委員会)

第7条 議会は、広報広聴機能の充実のため、広報広聴委員会を設置することができる。

- 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会報告会)

第 8 条 議会は、市政の諸課題に対処し、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を開催し、自由に情報及び意見を交換するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 4 章 行政と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第 9 条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築と保持に努めなければならない。

2 議会における質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。また、一般質問については、一問一答方式により行うものとする。

3 議長又は委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等に対し、確認及び釈明発問の機会を付与することができる。

4 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(法定外の執行機関委員の就任)

第 10 条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、市長等が設置する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しないこととする。

#### 第 5 章 議会の活動

(議会審議における論点の明確化)

第 11 条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、論点を明確にし、深く審議を行うため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(4) 市民参加（パブリックコメント等含む）の実施有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 実施に係る財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審査に当たり、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の予算及び決算の概要資料等の提出と説明を市長等に求めるものとする。

(議決事項の拡大)

第 12 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事項は、議会が市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長等の政策執行上の必要性を比較し、橋本市議会の議決すべき事項を定める条例(平成 18 年橋本市条例第 228 号)に定めるものとする。

(議会による研修)

第 13 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、充実した議員研修を実施するものとする。

#### 第 6 章 委員会の活動

(委員会の活動)

第 14 条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により議案等の審査を行い、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請があれば、必要に応じて審査の経過等の説明及び意見交換等の場を設けるよう努めるものとする。

3 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

#### 第 7 章 議員の活動

(議員の政治倫理)

第 15 条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を高めなければならない。

2 議員は、公務外の活動においても、常に品位を保持し、いかなる場合においても、公平、公正な判断により行動するものとする。

3 議員の辞職及び資格の決定、紀律、懲罰については、法第 126 条から第 137 条の規定による。

4 政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(議員による研修及び調査研究)

第 16 条 議員は、資質、政策形成及び立案能力の向上を図るため、研修と調査研究に努めるものとする。

(議員定数及び議員報酬)

第 17 条 議員定数は、橋本市議会議員定数条例(平成 21 年橋本市条例第 24 号)、議員報酬は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成 18 年橋本市条例第 56 号)にそれぞれ定めるところによる。

2 議員定数は、議会の使命及び活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数を基本とし、人口、面積、財政力及び類似市と比較検討するとともに、市政の現状、事業課題及び将来予測と展望を十分考慮するものとする。

- 3 議員報酬は、市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを議員は自覚し、議員定数と同様の理念に基づいて決定されるものである。
- 4 議員定数及び議員報酬に関する規定を改正しようとするときは、基準等明確な改正理由を示すものとし、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。
- 5 議員定数及び議員報酬に関する規定の改正については、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、法第 109 条第 6 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員が、明確な改正理由を付して提出するものとする。

(政務活動費)

第 18 条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査及び研究活動に資するために交付するものとする。

- 2 議員は、政務活動費の用途について明確にし、市民の求めに応じて公開しなければならない。
- 3 政務活動費に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 議会及び議会事務局の整備体制

(予算の確保)

第 19 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を充実、確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 20 条 法第 138 条第 2 項の規定に基づき、議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、議会活動に必要とされる行政情報の収集に努めなければならない。
- 3 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会広報の充実)

第 22 条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表するなど、市民に対して情報の提供に努めなければならない。

- 2 議会は、情報技術の発達等を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

## 第9章 改正

(見直し手続き)

第23条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを進めるため、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営にかかわる不断の評価と改善を行うとともに、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証結果に基づいて、改善が必要と認める場合はこの条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するにあたっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

## 第10章 最高規範性

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会の最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する他の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員全員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成27年5月1日から施行する。

**橋本市自治基本条例策定委員会**

(事務局：橋本市総合政策部政策企画室)